

573  
1

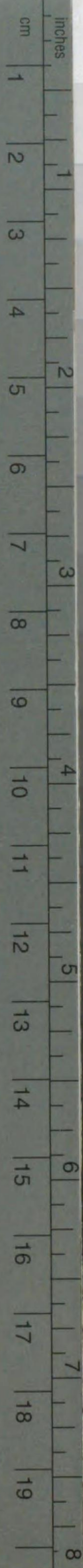
573-741  
1200501519056

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18



513

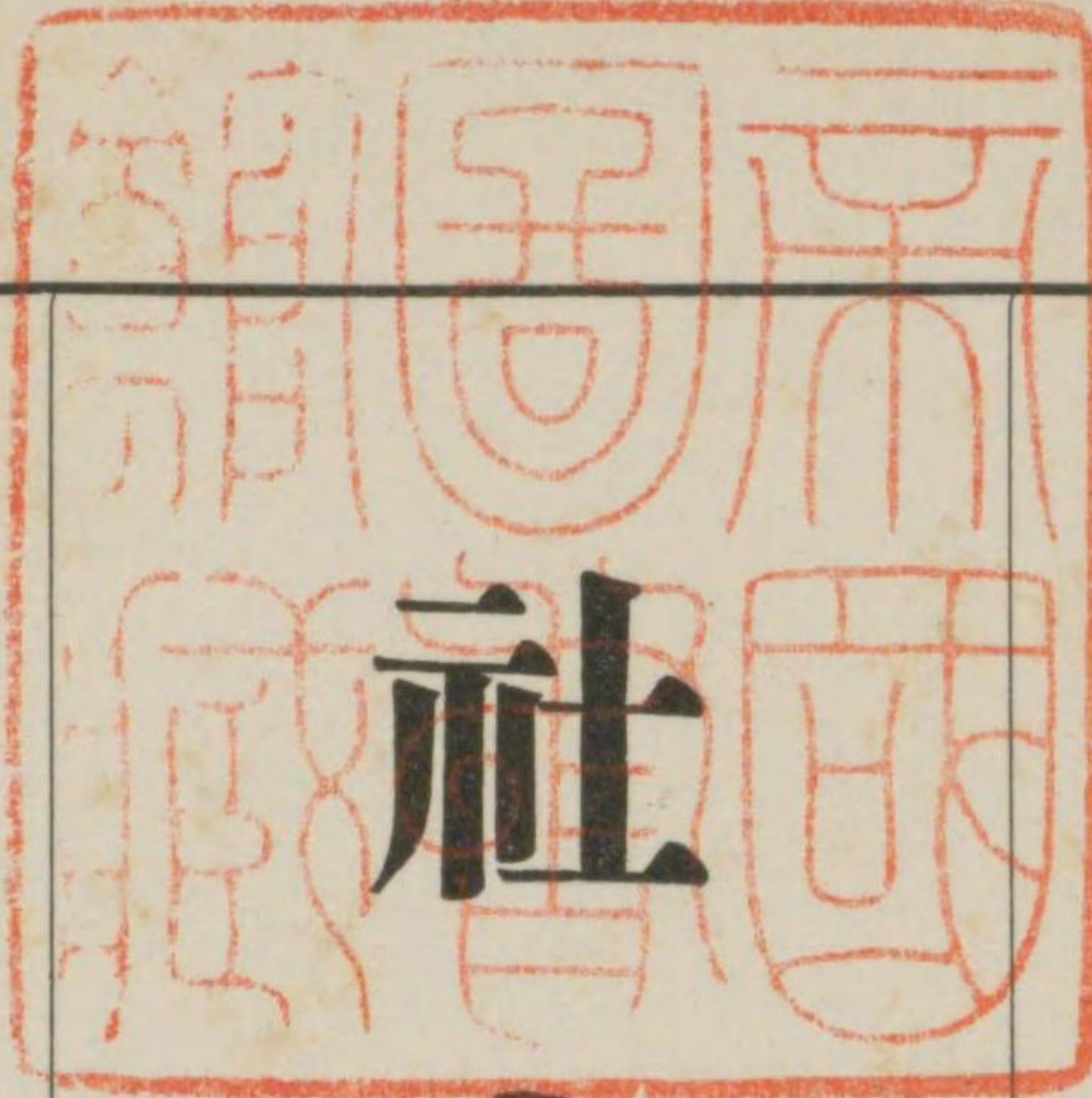


龍谷大學文學部教授  
海野社會事業研究所長

海野幸德著

社會事業概論

(改訂版)



内外出版印刷株式會社發兌



572-74  
573-94

## 卷頭に

大正十三年九月廿九日昧爽私の經營する社會事業研究所は突如焼失し、私の半生にわたり心血を灑いで蒐集せし圖書や研究資料は總て一瞬にして烏有に歸した。私の驚愕と失望とは絶頂に達したが、この間、私の蘇生して今日ある一に先輩同學の恵と愛とによる。今私はやうやく陣形をたて直し、學としての社會事業を構成する前哨戦として、この一卷を世に送り出す幸運に接することを得たるは全く江湖同情の賚である。

災厄直後東京帝國大學助教授宇野圓空氏及龍谷大學教授二十二鐵鎧氏は深厚なる同情を表され龍大社會學會主催の下に、復興音樂會を京都市公會堂に開催せられた。この舉は驚愕と失望との裡にあつた私の魂を揺り動かし生氣を恢復せしめ、茫然自失の状態より私を覺醒せしむる端緒となつた。私は深く社會學會及關係者諸氏に謝意を表さなければならぬ。これと共に、先輩同學より學徒としての窮狀に對し惠深き同情を蒙つた。米田庄太郎博士、森川智徳教授、赤塚源次郎辯護士(前刑務所長)、山口玄洞氏、奥村安太郎氏(前代議士)、前市助役多久安信氏、市川衛生課長等は特に蔭になり陽になり、恰も喪家の犬の如き私を庇護鼓舞せられ、私をして今日あるをえせしめられた。實に感涙に咽ぶ外はない。その他、私に同情を寄せられ研究の繼續を促された特志家



は無慮數百人に上つた。

かくの如き盛情に對し、今、私の捧げうる感謝の表徴は如何にも微小貧弱なるもので、只管慚愧の念に堪えない。たゞこれによつて、將來幾分たりとも學として成立すべき主著の前衛として提出しうる仁恕を得ば著者の欣幸これに過ぐるものはない。

私は本書に於て能きるだけ社會事業の原理を分拆闡明し、これを組織化し體系化することに力めた。素より、社會事業研究は何づれの國に於ても初期に屬し、私が本書に取扱つたやうな原理論は未だ獨、佛、英、米、伊に於ては發表されたるものがないやうに思ふ。かくの如き窮境に於て、私の論議はその到るところまで到り得ないが、たゞ私はこれによつて *eine wissenschaftliche* なものとして一と先づ構成しえしことを希望する。フォン・エルドベルグ博士は一九〇三年にいたり、その社會事業研究に對し *Eine sozialwissenschaftliche Studie* なる用字を以て、初めて社會事業を學的なものとして組織したことを表示したが、無論、氏の僅々七十二頁の論文はその量に於ての如くその質に於ても、社會事業を組織化し學的なものとなしえたと認むることができない。これに對し、私は再び *eine wissenschaftliche Studie* と稱す。これに次いで、私は學としての體系をもつ「社會事業學原理」を二年以内に公刊せんことを期す。その各論にいたつては、十數卷を以て「社會事業總覽」を著作し、精細なる分類の下に、一貫の理により、紛然雜然たる社會

事業に脈絡を與へ、社會事業總觀たる實を擧げたいと思ふ。

著者はこれ等の努力を通じて、社會事業を學として構成しうる端緒をひらかんか、これ一つに江湖盛情の資で、著者はこの社會的産物によつて、幾分なりとも文化の進歩に貢獻しうる幸運にめぐり會はんことを望むと爾云。

昭和二年十月

海野社會事業研究所にて

海野 幸徳



### 第三版(改訂版)發行について

社會事業を學として構成すべき第一次的使命を帯びしめて一年有半前世に送り出せし本書は幸ひ世の異常な歡迎を受け賣切れとなつたが、この間、著者の學論は著明な進出をなし、最早舊態を容認することができなくなつた。よつて、切にこれを最新なものとして提出する衝動に驅られるが、如何せん、この方針の下には、本書の各章各節を補綴するよりも、全然新たなものとして書き改めなければならぬ。これに對し著者は三の立場を考へた。

第一、本書を全然書き改むる事

第二、本書の改版に次ぎ「社會事業學原理」の公刊あればそれに譲る事

第三、本書を改訂して、更らに終始新たなものとなりうるやうな態様をとる事

著者は第三の立場を採用した。本書を全然書き改むるについては著者の八方の轉戦と努力とはその餘裕を與へず、さりとて、その儘改版するは學的良好が許さない。「社會事業學原理」と「概論」の使命は無論異ひ、かつ、著者は「社會事業概論」を教科書用として簡明に編纂したから、浩辭なる「原理」を以てこれに代ふことはできぬ。そこで、第三の方法をとり、第四編を新設し、終始學論の變改されたるものに對し、一般的記述を加へ、全く新装をつけることとした。舊版を

第四編と照應して讀み合せば、著者の最新の學論と餘り遠からざるものを知りうるのである。よつて、著者はこれを最新の「社會事業概論」として改めて江湖に提供する次第。

第一編の社會事業概念論は獨、塙、英、米の理論的研究と發生史とを探求することによつて、その明度を増したるのみならず、積極的概念が概念論決定の天王山たることについても一層明確にした。この論定については「社會事業とは何ぞ」に譲つたから、これに關する部分の改訂は同書第一章及第二章を以てあてたい。

社會事業形態論については第四編に一般的指針をかゝげ最新の學理的何であるかを明かにした形態論については「社會事業とは何ぞ」第五章と併讀してその精確を期せられたい。

歴史的社會事業は自分の學論の主流であるが、これに關しては短いながら本書改訂に際し第四編に於て何づれの拙著よりも明確にスケッチを施すことができた。

統一的學論は「貧民政策の研究」及び「社會事業とは何ぞ」に於て始めて精細なる研究を發表したが、これは著者の歴史社會事業が羽翼を張りをさめぬ前の産物であるから、遺憾少しとせず、これによつて、著者の學的衝動を満足せしむることができない。本書改訂に當つては既に學としての「社會事業學原理」公刊間際であるから、漸く精確なる感覺を生じ始めしこの部分の學論に對し改訂に際しスケッチとして提出することとした。



社會事業の科學的研究に關しては未だ世界的に若い。私が歐米の學論を綜合する外、獨自の見地によつて、こゝ數年間發表せし微擧は意外なる江湖の認識をえて、私の學論は既に全國に普及流通する幸運にめぐり會つた。科學の國産は文化國たる體面上なくてはならぬものであるが、これについては研究家に對し國民の寛容と理解と後援とがなくてはならぬ。私の社會事業學論の國産についても偏へに江湖の温情と理解と後援とを得たいと思ふ。

本書改版に載せられたる社會事業學論は國産として歐米諸國學者の學論に對し如何なる認識と位置とを與へらるべきものなるかについては偏へに江湖の判斷にまたなければならぬ。

昭和四年八月

海野社會事業研究所にて

海野幸徳

# 社會事業概論

## 目次

第壹編 社會事業の本質	一
第一章 社會事業の概念	一
一 社會事業の對象	一
二 消極的社會事業	三
三 積極的社會事業	四
四 消極的積極的社會事業	七
五 綜合的社會事業	八
六 超越的社會事業	一〇
七 社會事業の終極定義	二
参考文献	三
第二章 社會事業概念論	四
一 社會事業の起原	四



二	消極學派	一六
A	消極的救護の總名とする説	一七
B	任意的動作基準説	一七
C	貧民事業基準説	一九
D	勞働者福利基準説	二〇
E	社會問題基準説	二二
三	消極積極學派	二三
	參考文籍	二四
○	第三章 社會事業と社會政策	二七
一	社會事業と社會政策との關係	二七
二	社會事業の本質	二六
三	社會政策の本質	二三
四	社會事業と社會政策の分界	二六
	參考文籍	四一
○	第四章 社會事業と社會事業政策	四三
一	社會政策、社會事業政策、社會事業	四三

二	社會事業政策の本質	四三
三	社會事業と社會事業政策との分界	四五
A	社會政策	四七
B	社會事業政策	四八
C	社會事業	四八
	參考文籍	四九
○	第五章 社會事業と慈善事業	五〇
一	個人と集團	五〇
二	具象と抽象	五四
三	主觀と客觀	五七
四	組織的と無組織的	六〇
	參考文籍	六二
○	第六章 社會事業と人道及温情	六四
一	人道	六四
二	温情	六五
三	工場福利事業	六九



第七章 社會事業の人生觀……………四  
 参考文献……………六

第貳編 社會事業の形態……………八五

第一章 個人的困窮と集團的困窮……………八五  
 一 困窮の範類……………八五  
 二 相互扶助……………八八  
 三 因果的困窮、歴史的困窮……………八九  
 四 個人的困窮と完全救助……………九二  
 五 完全救助及不完全救助の本質……………九六  
 参考文献……………九七

第二章 概念社會事業と體驗社會事業……………九六  
 一 概念と體驗……………九六  
 二 體驗社會事業の先優性……………一〇一  
 三 概念社會事業と體驗社會事業との本質……………一〇三

参考文献……………一〇

第三章 慈善事業と體驗社會事業……………一一

一 慈善と體驗……………一一  
 二 慈善形態と體驗形態……………一四  
 参考文献……………一七

第四章 集團的困窮より個人的困窮への還元……………一八

一 個人的困窮と集團的困窮との關係……………一八  
 二 集團的困窮の個人的困窮よりの分化……………一九  
 三 個人的困窮と集團的困窮の補充……………二三  
 四 個人的救助の先優性……………二三  
 五 集團的困窮の還元……………二五  
 参考文献……………二五

第五章 個人的困窮より根源的困窮への還元……………二七

一 個人的困窮と根源的困窮……………二七  
 二 個人的困窮の救助形式……………二六



三 根源的困窮への歸入……………二六

参考文献……………二六

第六章 私的社會事業と公的社會事業……………三三

一 愛と法則……………三三

二 枚舉主義……………三三

三 公私社會事業の補充……………三七

四 工法及監督局、管理局……………三六

参考文献……………四〇

第七章 宗教的社會事業……………四四

参考文献……………四七

第八章 社會事業の性的分業……………四五

一 性による分界……………四五

二 女子社會事業上の固有性……………五一

三 知的社會事業と心情社會事業……………五一

参考文献……………五五

参考文献……………五六

第九章 綜合的社會事業……………六八

一 單獨社會事業と綜合社會事業……………六八

二 綜合社會事業の機能……………六九

三 綜合社會事業形態……………七一

参考文献……………七一

### 第參編 社會事業各論……………七九

第一章 社會事業の分類……………七九

一 分類と體驗……………七九

二 獨逸社會事業の分類……………八三

三 社會事業の分類……………八四

参考文献……………九一

第二章 一般社會事業……………九二

一 貧民救助……………九二

参考文献……………九六



二	浮浪人	二〇七
	参考文献	二〇七
三	失業者	二二四
	参考文献	二二五
四	災害救援	二二三
	参考文献	二三四
五	綜合社會事業	二二七
	参考文献	二三八
第三章	保健社會事業	二三〇
一	病患救護及療養	二三〇
	参考文献	二四〇
二	乳兒及母親保護	二四五
	参考文献	二四六
三	花柳病及飲酒の防遏	二五四
	参考文献	二五五
四	住宅問題	二五八
	参考文献	二五九

第四章	兒童保護事業	二六三
	参考文献	二六三
一	正常兒童保護	二六四
	参考文献	二七五
二	特殊兒童保護	二七六
	参考文献	二八九
三	少年の教養	二九〇
	参考文献	二九三
四	兒童保護法	二九四
	参考文献	二九八
第五章	教化事業	二九八
一	隣保事業	二九八
	参考文献	三〇四
二	公民大學及大學擴張	三〇四
	参考文献	三〇七
三	國民教化	三〇八



第四編 社會事業學論

第六章 經濟的保護事業

一 職業紹介……………三二七

    參考文籍……………三二七

二 社會保險……………三三七

    參考文籍……………三三八

三 工場福利増進……………三三三

    參考文籍……………三三四

四 職業團體……………三三六

    參考文籍……………三三七

五 勞働保護法……………三三八

    參考文籍……………三三九

    參考文籍……………三四四

    參考文籍……………三四五

第一章 社會事業學論の現勢……………三四五

一 社會事業の原理構成……………三四五

二 學論の發生史的研究……………三四八

三 學論の現勢……………三五〇

第二章 歴史社會事業……………三五三

一 個別的方法と集團的方法……………三五三

二 集團社會事業と歴史的方法……………三五四

三 個別社會事業と歴史的方法……………三五五

四 歴史社會事業の成立……………三五七

第三章 公私社會事業と歴史的方法……………三五八

一 私的社會事業と歴史的方法……………三五八

二 我國社會事業の特徴……………三五八

三 公私社會事業反比例の法則……………三六一

四 特志家本位主義と歴史社會事業……………三六二

第四章 社會事業の綜合的傾向……………三六四

一 分業と人類の生活……………三六四



二	綜合的取扱方法……………	三六九
三	個別事業と綜合的方法……………	三七一
第五章	形態的社會事業……………	三七六
一	形態の分類……………	三七六
二	基本形態……………	三七八
三	統合社會事業……………	三八〇
第六章	將來の社會事業學論……………	三八四
	参考文献……………	三八五

# 社會事業概論

海野幸徳

## 第壹編 社會事業の本質

### 第壹章 社會事業の概念

#### 一 社會事業の對象

社會事業とは何であるか。



この問題を明確に分析決定することは社會事業研究の初期にある現時に於て最も困難とするところである。次章「社會事業概念論」に於て各項簡單ではあるが、嚴密に分解提示するが如く、社會事業概念に關し、歐米諸學者の中にあつて、一として最後の限定を遂行してゐるものがない。私の社會事業概念論は自分の研究の結果であるが、この究極概念に到達するには先づ、社會事業の對象を定めなければならぬ。

社會事業は何を對象とするや。



これまでの歐米及我國の學者はその對象を消極的なものに限つてゐた。消極的なものとは、貧乏人、犯罪者、賃金奴隸、失業者、被壓迫者、生活受難者及び病患といふが如き缺陷の所有者である。これに應じて、貧民事業、犯罪人處遇、失業緩和、融和事業、公設市場、質局及び救療事業といふものが現はれて來た。ザロモン女博士 (Frau Dr. Salomon) の社會事業の概念は後に吟味するが<sup>(1)</sup>、その定義の一半は健康に於て、精神的倫理的に、若くは經濟的に、文化に後れた階級を改善するところの總ての活動といふことを以て社會事業に擬してゐる。この一半と他の一半とを有つてゐるザロモン氏の所説をこゝに引き出す所以のものは、ザ氏の一半の對象は消極的であるが、その他の對象がそれと共に持ちこまれ、明かに觀念に破綻を現はしてゐるからである。健康に於て、精神的倫理的に若くは經濟的に文化に後れた階級を改善する總ての活動といふことはそれは或は貧民救助となり、或は失業者救済となり、或は生活難緩和となり、或は病患救療となるのであつて、彼と此とは同一義である。すなはち兩者の對象は消極的なるに於て相同じ。

社會事業がその形體を慈善事業より分岐してきた當初に於ては（この事については第二編社會事業形態論参照）社會事業を以て慈善事業のそれの如くその對象を唯一消極的なものとしても宜いが、社會事業は<sup>(2)</sup>一九〇五年成立せしより以來、既に二十四年を経る。この間、社會事業の觀念も漸次成長し發展し、既に消極的概念<sup>(3)</sup>の破綻を現はし初め、内より自づからの力で崩解

しつゝあるが如し。恐らく、その敗退は時期の問題たるに過ぎないだらう。我國では、社會事業の専攻家ならざる方角違ひの學者が社會事業の誤れる觀念を傳播してゐるが、それは極めて短き一時期の流通で、正常なる觀念が普及し初むればかくの如きデイレッタタントの謬想は容易に正常な觀念によつて取つて代へられるだらう。

私は社會事業の對象を、（一）消極的なもの、（二）積極的なもの、（三）総合的なもの、（四）超越的なものとする。これまで、歐米諸學者の對象の唯一消極的なものなることは既に述べた。今私は自分の分析した四の對象の何であるやを説明しなければならぬ。

## 二 消極的社會事業

消極的觀念の何であるやは既に説明した。よつて、私は直ちにこの部門の社會事業に「消極的社會事業」なる命名を與へやう（上掲拙論五六頁より五八頁参照）。

消極的社會事業は如何に限定せらるべきや。

私はこれを「社會の欠陥を除去調整することである」とする。社會の欠陥を除去調整することは失業者や、犯罪人や、貧民の救済處遇となつて現はてくれる。この部門に對する各論は大體、諸家從來の消極的な社會事業の各論に當るが、詳しくは、彼と此とは全然異つた立脚と意義とによつてゐる。<sup>(4)</sup>これまでの社會事業學者は社會事業の究極對象（社會事業の最後に現はれる對



象)を消極的のものとし、私の所謂社會の欠陥を除去調整するとしても、これを最終の目的としてゐるが、私にあつては、それは究極對象に到達するまでの一里塚たるに過ぎない。私の社會事業に負はしむる機能と使命とは單に社會の欠陥を除去調整するのではなく、これを通じ、或は積極的に、或は総合的に、或は超越的に(この事については直きに明となる)向上發展し、竟に人類の生存を完成化するのであるから、社會欠陥の除去(調整除去と調整との二つ)はその究極對象に達することを豫想することに於て意味があるだけである。それはそれ自づからでは自存する權利を主張することはできない。

究極對象を豫想する意味に於ての消極的社會事業(Negative social work)はその分擔する機能と使命とを遂行しつゝ、それ自づから積極的なものに轉成して行く。

### 三 積極的社會事業

社會事業は積極的なものとして轉成されずして終るべきか、また、純粹消極概念としてその究極の使命を達しうべきか。

この事は消極的社會事業は嚴密に消極的たりうるかを觀れば自づからその矛盾は暴露せられる。私は先著に於て、公設市場政策を評論してゐるが、私の公設市場は社會政策的なものご産業政策的なものごを含んでゐる。大正七年に、東京市が労働運動と社會的不安ごに對し、應急施設

として開設せし市内百二十個所の烏合な小賣公設市場はそれ自づから存立すべき基礎を有たないので、離合集散作用忽ち行はれ、日ならず消えうせた。産業政策としては、この種の無組織な應急施設を急造することはできないが、社會政策としてはこれも又時に仕方なしとして、許容せられやう。労働者の叫喚や<sup>(6)</sup>俸給生活者の苦情や、米騒動に對應して企策さるゝものは、無論社會政策的であつて、その目的は例へば<sup>(7)</sup>マックス・アドラー氏の社會政策の目標として掲ぐる二個の根源たる支配階級の賃金労働者に對する憐愍と、組織賃金労働者の壓迫ごによるものごと解することも、その他何であらうごも、それは火急で、待つて居れぬ性質のものたるに於て相同じ。かくて、社會政策による公設市場は忌でも應でもといふ性質のものとなり、一時の無組織な變體も亦仕方がないといふことにならう。これが社會政策として、労働者、貧民及中等階級(この下層のもの、現時に於ける下位の中等階級の境遇は寧ろ労働者よりも悪い、これを洋服細民といふ)に向つて生活難對策として小賣公設市場が濫造さるゝに至つた次第である。(小賣公設市場が獨立して、その機能ご使命ごを盡しえぬ次第は拙著「輓近の社會事業」參照)。

生活難は無論消極的觀念である。然るに、今日社會政策的市場は既に死なんとし、産業政策的市場が現はれ初めた。併し、この産業政策による公設市場に限り、社會施設でないご主張するごごが能きやうか。産業政策としての公設市場<sup>(8)</sup>は都市の生活資料を調達する機能ご使命ごをもつご



生活資料の調達といふことは無論積極的觀念であつて、貧民や労働者や洋服細民に關することではない。それは一つに全市民の生活資料を目的とする。全市民の生活資料を脊負つて立つ公設市場は在來の消極的社會事業のリストの中へは入りがたい。然らば、社會事業はこの種の公設市場を除外すべきか。

かくの如く、保健政策も貧民や貧兒や貧婦を相手とする間は社會事業であるが、國民全體の保健を目的とするに至つて社會事業と別れるとなすべきか。文教政策に於ても、庶民教育だの、公民教育だの、文化大學といふ間だけが社會事業で、既に成人教育（青年教育に對して）とか、社會教育とかといふ場合には、全然社會事業のリストより削除せらるべきか。

消極は積極を豫想する。社會政策的市場も産業政策的市場を豫想し、公民大學も成人教育や社會教育を豫想し、貧民貧兒貧婦の保健はやがて國民の保健政策によつてその目的を完成する。消極的市場も、教育も、保健も、中途半端なもので、その目的を完成しやうとする刹那、それは必ず積極的なものに早變りをする。すなはち消極的社會事業は必ず積極的社會事業に轉成せらるゝ約束のもの運命のものである。

この事は究極對象を豫想することによつてある。消極主義と言つても、人類の安寧幸福を目標とし、第一、欠陥の除去と調整とによつてその目的を達するが、その目的は究極人類の安寧幸

福であり、その手段が單に消極主義であるに過ぎない。然らば、人類の安寧幸福を目的とする社會事業は消極主義といふ第一道より先づ進むべきであるが、第一道終りを告ぐれば、更らに第二道たる積極主義に移らなければならぬ。消極といひ、積極といふ、等しく人類の安寧幸福に達する手段に外ならぬ。社會事業を以て消極的であるとするは手段と目的とを取り換へてゐる。人類の安寧幸福を達成する事、これ即ち社會事業ではないか。それには第一消極、第二積極、第三綜合、第四超越によらなければならぬ。

#### 四 消極的積極的社會事業

消極と積極とは一線を劃して、こゝまでが消極、こゝより積極と言ひうべきものでない。社會事業の初期に於ては、消極的なものより始め、消極的社會事業を以て社會事業そのものなりとするのは仕方がないが、既に今日に於て人類の安寧幸福を増進する手段は消極より積極へ進みつゝあることを見免してはならない。かくて、社會教育も、成人教育も、博物館も、圖書館も、各種展覽會も現はれて來たが、消極的なものゝみを切り離して、これが社會事業なりと言ふは初期の内容と形式とに固執せんとするもので、實際はそれよりも遙かに進んで行つた。こゝに於て、社會事業は先づ積極的なものに轉成された。この部門の社會事業を私は「積極的社會事業」

(positive social work) と呼ぶ。



積極的社會事業は如何に限定せらるべきや。

私は「これを人類生存の合理的方案」とする。社會事業は社會の欠陥を除去調整するにつきるのでなく、それより一轉して、社會生活の發展を目的とする。兩者は共に人類生存の合理的方案を對象としてゐる。消極的社會事業と雖も單に社會の欠陥を除去調整することを目的とするのではなく（上述の如くこれまでの學者は多くこの説に據つてゐる）、それより更に、第二次對象たる人類生存の合理的方案だの、社會生活の完成だのといふことを豫想してゐる。何故に、社會の欠陥を除去調整するかと云へば、單に除去の故に除去し、調整の故に調整するのではなく、要救護者を一層幸福なるものに轉成せんとして除去調整するのである。この關係を明かに分析しないために、これまでの學者は單に社會事業を以て消極的なものとしたのである。私の如く、社會事業は除去調整することによつて「一層幸福なる生活を」齎らんとするものといふ思想に到達すれば、初めて、消極的社會事業は別に一分枝として積極的社會事業を分つであらう。かくていづれにしても、積極的社會事業なる一部門が生ずる。

##### 五 綜合的社會事業

消極主義といふも、積極主義といふもそれ自身最終のものではない。貧民救助と言つても、労働者救済と言つても、犯罪人處遇といつても、それは社會の欠陥を除去調整しつゝ、人類生存

の<sup>(10)</sup>合理的方案に達せんとするものに過ぎない。よつて、消極的社會事業は、初めは積極的社會事業を豫想するだけであるが、こゝに至り、豫想は更に回轉して融合に至る。消極も積極も相合して人類の安寧幸福を企圖することを目標とする。かくて、消極的社會事業と積極的社會事業とは綜合して一體となる。私は綜合原理に就ては、この「概論」に於て細密なる分析を施す違はない。これは私の一新科學として將來提出せんとする「生存學」に於て初めて提唱する新原理であるから、それまでこの私有財産についての簡單なる説明や分析は害あつても益はない。よつて、私はこの「概論」では他の通俗の文字を以てこれに當て、假りに説明の便誼とする外はない。私の生存學は第一卷「生存哲學原理」、第二卷「純粹生存學」、第三卷「應用生存學」を含む。私はこゝ二三年の間に學としての「社會事業學原理」一卷を大成する覺悟であるが、再び應用生存學に至つて、社會事業の基礎原理を入念に闡明する積りである。「生存原理」を綜合原理として發表することは、一と先づ現今執筆しつゝある「社會事業本質の研究」(五六頁を以てする)によつて初めて世に問ふ考へであり、更らに「社會事業學原理」に於ては一層これを精練する積りである。私のこゝに説明しつゝある社會事業概念論は三年前公にした<sup>(11)</sup>拙著「晩近の社會事業」には載せえなかつたもので、私は纔かに昨年これを「社會事業研究」に於て發表し得た。この書に載せる「概念社會事業」と「體驗社會事業」とは昨春浮び出した思想を一年耽考して、やうやく



昨今發表したばかりである。社會事業の研究は初期であるから、我々に於て開拓されるものは次から次へと開展しなければならぬ。よつて、私は「生存原理」をこの巻で發表しえないことの寛恕を讀者諸氏に乞はなければならぬ。

私は綜合原理としての「生存原理」の代りに「人類生存の完成」なる不完全なる用字をする。社會事業は人類生存の完成を目的として、社會の欠陥を除去調整し、人類生活の合理的方案をたてゝゐる。この兩者はいづれも人類生存の完成を目標としてゐる。こゝに於て、消極と積極とは人類生存の完成なる觀念によつて綜合されなければならぬ。私の綜合的社會事業はかくして生れる。

## 六 超越的社會事業

社會事業の消極的觀念と積極的觀念は遂に綜合的觀念に進むで行き、社會事業は綜合原理それ自づからの研究に入らなければならぬ。

消極的社會事業の對象は社會の欠陥を除去調整することであり、積極的社會事業の對象は人類生活の合理的方案である、綜合的社會事業の對象は人類生存の完成である。一層詳しくは人類生存の完成のプロセスを動的に研究する（これは人類生存それ自づからを靜的な對象として研究する超越社會事業に對する。）

人類生存の完成（生存原理）は私の社會事業の究極對象であるが、綜合的社會事業に於ては、消極及積極兩者の綜合してある姿即プロセスを分析研究するに急にして、兩者を一體としてまとめ、二にして一なる究極對象の「一」なる邊を闡明することはできない。即ち兩者の融合を了して出來た對象を研究することはできない。これは、更らに消極と積極とを超越し、兩者の融合して未だ分斷の姿を現はさざる本原的全一によつて探求すべきである。體驗は全一であるが、主觀と客觀との綜合は分斷の姿に佇立するのであり、主觀と客觀との遊離の相は別の部類である。主觀と客觀との分離の相が消極及積極であり、兩者融合して未だ分斷の相を残すものが綜合であり、これを超越して體驗そのもの全一そのものを對象とするものが超越的社會事業である。こゝに於て、超越的社會事業は究極對象たる人類生存の完成をその全一の邊に於て研究するものとなる。これを逆に観ると、究極的對象としての綜合原理を「一」なる邊より研究するものが超越的社會事業、その綜合の姿を研究しながら綜合原理を豫想するものが綜合的社會事業、全く分斷の姿を研究するものが消極的及積極的社會事業となる。「全一」は綜合によつて闡明しがたく、綜合は又全一に於てその態様をつくしがたい。これ綜合社會事業の外に超越社會事業を分つ所以である。

## 七 社會事業の終極定義

私の社會事業の究竟定義は何であるか。



私の終極的限定は消極的、積極的、総合的、及び、超越的社會事業を統合したものである。

(一) 社會の欠陥を除去調整するものは消極的なるものである。

この部門の社會事業に私は消極的社會事業 (Negative social work) なる命名を與へる。

(二) 社會生活の發展を企圖するものは積極的なるものである。私はこの部門の社會事業に積極的社會事業 (Positive social work) なる命名を與へる。

(三) 消極的及積極的なる進行は綜合せらるべき約束をもつ。

私はこの部門の社會事業を総合的社會事業 (Synthetic social work) と呼ぶ。

(四) 総合的見方は更らに人類生存の完成を實現することを目的とする。

私はこの部門の社會事業を超越的社會事業 (Transcendental social work) と呼ぶ。

私はこの四部門の社會事業を統合して社會事業の終極定義に達する。

社會事業とは文化的基準に則り、人間の社會的生存を完成するために、社會の欠陥を除去調整し、生存の合理的方案を目標とし、更らに、これを統一して綜合原理による生活を實現することを目的とするものである。

#### 参考文献

(1) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 1.

- (2) Devine, E. T., Social Work. p. 16.  
 (3) 海野幸徳、社會事業研究、14卷2號、社會事業概念の研究。  
 (4) Miese, Erdberg, Herker, Salomon, Münsterberg, Devine, Queen, 生江孝之氏、小河滋次郎博士の諸著。  
 (5) 海野幸徳、晩近の社會事業 (京都内外出版株式會社發行) 第八章市場政策。  
 (6) 海野幸徳、俸給生活者問題。  
 (7) Adler, M., Die Staatsaufassung, S. 80—81.  
 (8) Wel<sup>1</sup>, Mellin, Clerk, Schachner, Ostoff, King, Siebels, 海野等の市場文獻參照。  
 (9) 海野幸徳、社會事業研究に於ける概念論、14卷2號、56—7頁。  
 (10) 海野幸徳、社會事業研究、14卷2號、52—3頁。  
 (11) 著者は「晩近の社會事業」2頁に概念論の發表を豫約した。  
 (12) 著者は最も精細なる概念論を「社會學雜誌」第42卷第10—12號に掲載した。



## 第二章 社會事業概念論

### 一 社會事業の起原

私は獨逸の社會事業成立の年を以て一九〇二年とする。この年に於て、アルブレヒト教授 (Prof. Dr. Albrecht) は當時の獨逸社會事業を總括せし Handbuch der sozialen Wohlfahrtspflege (社會事業教科書) なる著書を公にした。この文籍は八百頁に上るもので、當時有つたあらゆる社會事業分枝を網羅解説してをり、その中に兒童、少青年及び成人保護を收めてゐる。この書に於て、ア氏は社會事業を以て「國家、都市、團體、及び私人によつて、經濟的乃至社會的不遇な階級の救護をなす freien initiative (任意的動作)」であるととしてゐる。この任意的動作によつて社會事業に區劃を施すことの誤りであることは直きに分る。これによつてア氏はその當時に於ける社會事業概念を一應掲げ出してゐるが、初めて、社會事業に明確な限定を施したものは獨逸社會事業界の元老エルドベルグ博士 (Dr. Prof. V. Erdberg) である。氏はその<sup>5)</sup>著書に於て、獨逸側の權威ある概念論を提唱してゐる。氏の著書は一九〇三年版になつてゐるが、その序文はその前年に書かれてゐる。それは僅々七十一頁の論文ではあるが、私はこの書を以て社會事業を學として研究せしもの、紀元と見たい。氏の概念論は第一編 Die Theorie der Wohlfahrtspflege (社會事業の學說) の

三頁より始まり、當時に知られた諸家の説を綿密に検討し、二十二頁に至り有名なる社會事業の自家の定義を提示してゐる。この定義は一九一八年にいたり、英國側によつて發表した<sup>2)</sup>聯合大學の報告よりも遙かに高き價值のあるものである。(これに就ては後に述べる) 米國側の概念論は一九二二年にいたり<sup>3)</sup> Devine 氏によつて總收されてゐるが、何の進境も見ない。日本側に於ては昨年私は初めて社會事業概念の總括的批判を施し、これ等の足らざるところを分析提示し、ついで自家の説に到達した「社會事業研究」第一三卷一二號、一四卷一號「社會事業概念の研究」及び第一四卷三、四號「社會事業の本質」(參照)

獨逸の社會事業は一九〇二年に一期を劃し、この年に於て Wohlfahrtspflege 又は sozialen Wohlfahrtspflege (社會事業) はそのあらゆる分枝に於て取まごめられて「社會事業」なる用字は確立したが、この語の起原はもう少し遡らなければならぬ。一八九六年にハインリッヒ・ゾンレイ氏はその著書<sup>4)</sup>に於て Wohlfahrtspflege (社會事業、今後譯字は略す) なる文字を用ひ、著書の題名にもそれを用ひて居る。よつて、獨逸では、既に Wohlfahrtspflege なる文字は一八九六年に存在したと見做すべきである。然るに、ミュンステルベルヒ博士 (Dr. Münsterberg) も亦一八九六年に公にせし<sup>5)</sup> 論文集に於て、Wohlfahrt 乃至 Wohlfahrtspflege なる文字を用ひてゐる。かくて、獨逸に於ては、一八九六年にまで社會事業(慈善としての Caritas に對して)を遡及しうることは確



かである。よつて、この年即一八九六年を以て獨逸社會事業の起原とする。

これによつて、獨逸社會事業は三十一年前確立せしことを知る。米國社會事業の起原はデヴァイン氏によつて考證されてゐるが(Social Work, P. 6)米國に於て Social work (社會事業)なる文字が一般化するに至つてたのは一九〇四年若くは一九〇五年であるといふ (by 1904 or 1905 the term, social work was in general use)。更らに米國社會事業の起原を考證せんとすれば、ステイナア氏の市俄古大學出版部より出してゐる<sup>(7)</sup>論文を参照しなければならぬ。併し、これ等米國側の社會事業起原は拙著「輓近の社會事業」にも一應述べてゐるから、こゝでは省略する。

私は我國の社會事業の起原を以て大正七年とする。それ以前には「社會事業」なる用字は少ない。この考證に就ては他のところで試みたから同じく略する。

かくて、嚴密に社會事業時代と言はるべきは獨逸では三十三年以來、米國では二十五年以來、我國では十一年以來である。

## 二 消極學派

私は便誼上、歐米の社會事業論を(一)消極學派及び消極積極學派の二とする。歐米社會事業學界は未だ純粹積極學派なるものを生み出さない。これが私によつて、積極的、綜合的、超越的新部門の開拓となつた所以である。

消極學派と見做すべきものは、ヘルクネル、ミュンステルベルヒ、ザロモン、ゾンレイ、アルブレヒト、エルドベルグ、クイーン、デヴァイン、生江孝之氏及小河滋次郎博士等である。

### A 消極的救護の總名とする説

社會事業は貧民や不具者や失業者や犯罪人等消極にあるものを治療し處置することを總括するものなりとする<sup>(7)</sup>一派がある。

ゾンレイ氏は「社會事業とは、社會改良的國民教育的範圍の改善に關するもので、これまで慈善として取扱はれた總ての社會改良の分枝を總括するものである」といふ。即ち、ゾンレイ氏は慈善事業の如く善行の消極的側面を總括するものを以て社會事業なりとなすものである。恐く、ゾ氏にあつては、社會事業と慈善事業とを明確に分斷することが能きないであらう。

アルブレヒト氏は<sup>(8)</sup>「社會事業とは國家、都市、團體、及び私人の自由意志より發したもので、經濟的階級の改善をなすことに關する總名(Sammelname)である」といふ。これを以て見れば氏は、國家、都市及び私人のなす善行にして、その消極的なるものゝ總計を社會事業の對象とすといふのである。これ等消極學派の長短は既に第一章に論じた。

### B 任意的動作基準説

エルドベルグ氏はこの最もよき代表者である。氏はその著書に於て、入念なる用意を以て社會



事業の定義を左の如く下してゐる。

(9) 社會事業とは社會の任意的活動に基くもので、法的強制的規範によつて未だ除去しえざる社會的害悪 (sozialen Schäden) にして、必然的に經濟的進化より發生したるものを取扱ふものである。

社會事業を以て消極的救護の總名とするアルブレヒト氏は den freien Initiative という用字を大切なものとして社會事業を限定してゐるが、エ氏も亦 freiwilligen Thätigkeit der Gesellschaft (社會の任意的動作) といふ文字を以て社會事業の何なりやを表示してゐる。この定義を簡約したものが(10) シヤーロットテンブルヒ氏のもので、シ氏は「社會事業とは法的規範によつて達成しえざるこの社會的活動である」としてゐる。この法的規範によらざるものは即ち「任意的動作」である。これと同一意見はスタムラア教授の論文 Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege (社會事業思想と目的) に現はれてゐる。スタムラア教授は「社會事業とは直接なる法的命令によつて導入しえざるものである」といつてゐる。

これ等の法的規範によらず、任意的動作を以て社會事業の範圍を限る消極學派の説は、いづれも、事實によつて否定せられてゐることを私は特に指摘する。一九二五年に公にしてゐる(11) ムセシウス博士によると、一九二四年二月十三日に發布せられてゐる獨逸の社會立法は既にスタム

ラア、エルドベルグ説を否定して、盛に立法によつて社會事業を進め、また、社會事業をそれに従つて限定してゐる。マールリング博士はその優れた(12) 論文に於て「一九一八年以來、スタムラア、エルドベルグ説は國家が法律により社會事業を運営すること旺んとなり、従つて、その觀念も衰敗して行き、現今に於てはこれを固持することができなくなつた」といふてゐる。これによつて見ると、スタムラア教授が社會事業の限定を行つたのが一九〇八年であり、エルドベルグ博士も亦この年にいたり、一九〇三年に下した定義を維持し、更に明確にしてゐるから、スタムラア、エルドベルグ説として獨逸學界に知れた概念論は一九〇八年より一九一八年まで繼續したものと見ることが出来る。この期間、スタムラア・エルドベルグ説は概念論の權威として存在した。併し、今や、形勢は變轉したので、我々は一九一八年以來かゝる定義は敗退したと言ふに躊躇しない。

### C 貧民事業基準説

ミュンステルベルヒ博士は(13) 「社會事業とは要救護者を助けるところの貧民事業乃至、善行であり、衛生的、教育的基準に則り、國民の福祉を圖るもの、換言すれば、他力を以て貧民階級を救濟することである」といふ。私は「社會事業研究」に於て、我國社會事業界の先達であり元老である(14) 生江孝之氏の説も亦ミュンステルベルヒ説の範類に入るべきものとしたが、氏は私に今春



氏の著書の改版せられつゝあることを告げられた。よつて、私は舊版による氏の定義を知つてゐるだけである。私は勿論生江氏を以て我社會事業界の恩人であるとして尊敬を禁じえないが、社會事業を以て貧民事業であるといふことは認めがたい。尤も、消極學派の範圍のみから言へば、社會事業を以て貧民中心のもの（唯一貧民事業といふのではない）といふことは正當である。恐らくこの立脚地にあるミ氏及生江氏の觀念は失當ではない。たゞ、それが、社會事業分枝が貧民事業より保健事業、兒童保護事業及經濟的保護事業を分つに至りし現時に於ては失當である。社會事業の分類は四といふよりも、一種三變種といつた方が妥當である。種 (species) としての貧民事業が三兒を變種 (varieties) として生んだのである。併し、子供が大きくなると、大人と同じになるから社會事業は竟に四分枝を以て分類となすに至つた。これに従つて私は貧民事業及貧民中心のものを社會事業の一部分となし、社會事業そのものではないとする（私は五分類を採る）

#### D 勞働者福利基準説

ヘルクネル教授はその著書に於て<sup>(15)</sup>「社會改良に就ては勞働者に關するが如く雇主にも關するそれは一が他を補充し維持することの問題に關する。これは、畢竟雇主が任意に施設するところのもの、即ち社會事業 (Wohlfahrtseinrichtungen) である」といつてゐる。

ヘルクネル教授は「雇主」と「任意的動作」を重心として社會事業を考へてゐる。Man pflegt

solche von den Arbeitgebern aus eine Initiative hervorgerufenen Veranstaltungen in der Regel as Wohlfahrtseinrichtungen zu bezeichnen (主として、雇主によつて任意的に企畫する、施設、之れを社會施設なりと表示する) と云ひ、勞働者の社會施設(教授はこれを社會事業と同一視してゐる)を以て社會事業なりとしてゐる。

この事の誤りであることは一見明瞭である。勞働者の幸福事業（幸福事業の限定に就ては Aufgaben und Organisation der Fabrikwohlfahrtspflege in der Gegenwart, Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, Heft 5 参照）の外に、私人の慈愛による善行、私團體の社會奉仕事業、自治團體の社會事業、地方廳及國家の社會事業、國際的社會事業がある。

#### E 社會問題基準説

米國社會事業學者として同國社會事業概念の總收を行つてゐるデヴァイン博士 (Dr. Edward T. Devine) はその<sup>(16)</sup>著書に於て「社會事業とは貧乏、疾病、犯罪、その他社會的異狀に關する總ての複雑なる綱狀的活動を表示する」と言ひ、社會事業分枝として、(一)貧民救助、(二)病者、不能者、不具者の保護、(三)犯罪人處置、(四)生活及勞働狀態の改善を擧げてゐる。

これによつて、デ氏は貧民を社會問題となし、病者、不能者、不具者を社會問題とすることにより、犯罪人を社會問題となし、悪い生活及勞働狀態を社會問題としてゐるのである。よつてデ



氏の觀念は明かに消極的なもの、また、徹底的にさうであるが、氏の矛盾撞着はいたるところに見出される。氏は自信がないから、社會事業の定義はこゝしばらく銘々好きなやうに勝手に決めて宜いといふ流儀である。この自信のない人の説を追究することは私の好ぬところである。これによつて、私は消極學派の重なる概念論を分類し、かつ、その足らざる所以を要約提示した。

### 三 消極積極學派

私はデヴァイン氏の消極積極學説を吟味したが、氏は全然消極學説の立場にあり、社會問題を中心として、その概念を定めてゐるが、氏はその著書を通じて矛盾した觀念を披開呈露してゐる。これによつて<sup>(17)</sup>氏は消極的であるが、不知不識、積極的な立場にあることを見る。

ウロンスキイ(S. Wronsky)女史はカルステット氏編纂の辭書に於て、<sup>(18)</sup>「社會事業とは國民生活を維持若くは發展する目的を以てそれに影響を與へることである」と言ふてゐる。この定義は、貧民とか、失業者とか、犯罪人とかといふ消極的なものばかりでなく、Erhaltung und Fortentwicklung の國民生活(ウロンスキイ女史は die Lebensverhältnisse der Völke の語を用語をしてゐる)の保持若くは發展を目的としてゐる。すなはち、これによつて、官公團體、私團體、若くは、私人によつての法的統制、組織化、任意的動作を通じて、國民生活を保持進展するところの積極的職分を有するものなることを知る。ウロンスキイ女史の觀念は全然積極的といふことはできず、

矢張り、消極に居りながら、積極を加へるところの消極積極學派ではある。これによつて女史は在來の概念より一進して積極的觀念を掲げ出してゐることが分る。

エルドベルグ氏は經濟的進化により必然的に現生せし社會的障害(sozialer Schäden)を軽減若くは除去することが社會事業の目的である義を一九〇三年の著書には固執してゐたが、一九〇八年に Das Programm der Wohlfahrtspflege(「社會事業の方案」)の中に載せられてゐる氏の<sup>(19)</sup>論文によれば、一と先づ積極的と解さるゝが如き措辭を加ふるに至つてゐる。これによつて、エ氏は社會事業と言はるべきものは、孰れも、一定の終極目的(ein Bestimmtes Lebensziel)に關係するものでこれを對象として、社會生活の進化が如何なる方向を指して進むのであるかを明かにしなければならぬと言ふてゐる。この事は、氏の社會事業の消極的對象たる「社會的障害」に對し、積極的對象としての「一定の終極目的」となつてゐるのであつて、氏の思想は不知不識一回轉をしてゐるのではないかと思はれる。(氏の論文第二十三頁)

ザロモン女博士はその<sup>(20)</sup>著書に於て(第一頁)「社會事業とは文化思想に對當する國民生活を導入保存する目的を以て國家及都市の遂行する努力の總收を指す。それは、健康に於て、精神的倫理的に、若くは經濟的に、文化に後れた階級にあるものを進むるところの總ての活動を意味する」と言ふてゐる。この定義は未だ消極的範圍に低迷してゐるが、構想の相は明かに積極的であ



る。この事は一九二三年に出してゐる<sup>(21)</sup>別著(六百四十四頁)には「層明かになつてゐる。氏の「綱要」の初版は一九二一年、第二版が一九二二年七月となつてゐるから、別著に載せられる思想はその翌年ごろである。これに據ると、社會事業を限定して單に「社會事業とは文化思想に對當する國民生活を導入保存する目的をもつて國家及都市の遂行する努力の總收である」としてゐる。氏の前年に下せし定義の後半が如何なる理由により取り除いてあるか不明であるが、少くも、氏は前半を以て社會事業の概念と見做すと解すと見て差問へはあるまい。然らば、氏の社會事業の對象は *Kulturideen entsprechende Volkslebenshaltung* (文化思想に對當する國民生活)であつて、明かに積極的なものとなる。以上の説はいづれも純粹積極的なのではなく、消極的にてありながら積極的である。この積極的な順序はエルドベルグ氏よりザロモン氏に進み、ついに、ウロンスキイ氏に究つてゐる。ウロンスキイ女史の觀念は略積極的と言ひうるが、これとて未だ充分なる分析闡明を加へてゐるのではないから、果して、意識的に積極學派を起して居るか不明である。私は尙ほこの上に綜合學派及超越學派を生み出し、綜合的社會事業と超越的社會事業とを提出したが、今に於て離れ小島で孤獨の境にあり、寂寞の感なくんばあらず。

参考文献

- (1) Erdberg, *Die Wohlfahrtspflege, Eine sozialwissenschaftliche Studie*, 1903.
- (2) Social Study and Training at the Universities (a Report of the Joint University Council for Social Studies, 1918.)
- (3) E. T. Devine, *Social Work*, 1922.
- (4) H. Sohney, *Die Wohlfahrtspflege auf dem Lande*.
- (5) Münsterberg, *Generalbericht, Heft 24 der Schriften des Deutschen Vereins für Armenpflege und Wohlfähigkeit*, Leipzig, 1896.
- (6) J. T. Steiner, *Education for Social Work*, Chicago 1921.
- (7) Sohney, *Wegweiser für ländliche Wohlfahrts- u. Heimatpflege*, Berlin 1900.
- (8) Albrecht, *Handbuch der sozialen Wohlfahrtspflege in Deutschland*, Berlin 1921.
- (9) Erdberg, *Wohlfahrtspflege*, S. 22.
- (10) Charótenberg, *Wohlfahrtspflege im Volksstaat*, S. 8.
- (11) H. Muhsenius, *Die Wohlfahrtspflege*, Berlin 1925.
- (12) Fr. Mahring, *Die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege*, Berlin 1925.
- (13) Münsterberg, *Armenpolitik und Armenpflege*.
- (14) 生江孝之氏、*社會事業綱要*、東京巖松堂發行。
- (15) Hekner, *Die Arbeiter Frage*.
- (16) Devine, *Social Work*, p. 19.
- (17) 海野幸徳、「社會事業研究」第14卷第2號、44—7頁。



- (18) Wronsky, Im Handbuch der Wohlfahrtspflege, Berlin 1924.  
(19) Erdberg, Die heutigen Aufgaben der Wohlfahrtspflege und ihr Durchführung.  
(20) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege.  
(21) Salomon-Möbber, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege.

### 第三章 社會事業と社會政策

#### 一 社會事業と社會政策との關係

社會事業と社會政策との關係を限定するには、先づ社會政策概念を明定しなければならぬが、社會事業の本質に就ても尙分析を加へなければならぬ。

社會事業と社會政策との範圍は如何。兩者は異つてゐるのであるか、乃至、一は他を抱擁する關係をもつのであるか。

ザロモン女史は社會事業は社會的救助乃至社會的動作を營むものであつて、被壓迫者を助けて向上せしめ、無産階級を保護することを目的とするものだといふ。そこで、<sup>(1)</sup> 社會政策は社會事業の一分枝である。社會事業は社會的困窮に悩む一切の障害を除去することに盡力するのであるから、それは、要保護者、教育を要する者、危険な少年、保護を要する母親、沈下する經濟的困窮者などを一切救助保護する。然るに、社會政策は階級國家より生れ出づる形態たるべき労働者の經濟的地位に影響を與へ、労働階級と他の階級若くは國家間の關係を調整することを職分とする。よつて、社會政策は労働者及びその生活状態に關係するところの社會事業分枝たるべき労働紹介、労働保險、労働團結權などを含む。かくて、社會政策は社會事業の一分枝たりうる。



然らば、社會事業と社會政策との範圍は如何に決定すべきや。ザロモン氏の如く社會政策を以て社會事業の一分枝と見做すべきか、若くは却つて社會事業が社會政策の一分枝たりうるか。この關係を明定することは社會事業と社會政策との本質限定を俟つて初めて企圖さるべきである。

## 二 社會事業の本質

社會事業は個人を中心として回轉する慈善事業に對し集團的である。それは客觀體として全體を救助の對象とする。

ライゼ博士(Dr. Wilhelm Liese)はいふ。<sup>(2)</sup> 社會事業には、いつでも次の二點が附隨する。一、他人に向つての任意的動作、二、それは個人を眼中にをかないで、國民や階級の福祉を基準とする。第一によつて、それは強制によつて、執行し、法律によつて實行する社會政策と區別せられる。第二に、それは個人の困窮を救助することを目的とする善行と區別せられる。

私は社會事業を以て全然集團的なるものとしなが、個人的なる慈善事業に比べると集團的なるものと思ふ。私は社會政策を以て全然集團的なるものとし、これを第一次集團的といふことで表示する。これに對し社會事業は第二次集團的である。

次に、社會事業は客觀的である。社會事業は集團的で、救濟の對象は全體である。甲乙丙といふやうな個々の貧民や労働者を一々救助するのではなく、「貧民全體」若くは「労働者全體」といふ

ことを對象とする。我國には數百萬の貧民があるが、この數百萬の貧民に對し、個々救助して全體に及ぶ方法を探ることは能きやうか。こゝに於て、「全體救助」といふ方式が生れる。この全體救助は社會事業の本質的救助形式である。

<sup>(3)</sup> 併し、この全體救助は客觀的であつて、物として救助するのであり、人として救助するのではない。人としての救助は「人間より人間へ」といふ形式で行はれる個々の人格救助であるが、全體救助は單に物として人間を救助しうるに過ぎない。全體救助は個々人には無頓着で、主觀的な窮狀を除きしやうとしない。個々人の内觀が如何あらうとも、その關するところではなく、單に客觀的な窮狀だけを輕減除去しやうとする。

この事より社會事業の救助形式の特質が現はれてくる。社會事業にあつては、救助するものと救助さるゝものとの對立がない。vom Mensch zu Menschといふ形式で、人間より人間へと救助を進めて行く場合には、無論救助者と被救助者との對立がありその意識がある。助けてやる、助けて貰う、助けてやらねばならぬ、助けて貰つて忝けないといふ情意作用や、人間味が豊かである。これに對し、「貧民全體」若くは「労働者全體」といふやうな抽象物を助けて、いづくに、涙あらん、血あらん。かくの如き社會事業形態による救助は全體救助であり、客觀的であつて、全體を救ふといふ外、味も情もないものである。よつて、こゝには、倫理的意義が鮮明でなく、助ける



ものと助けらるゝものとの對立もない。こゝに、助けるものに助ける情意が動くのではなく(貧民全體、勞働者全體に對しては情意は動かぬ)助けらるゝものに感謝の念が湧き出づるのでもない。かくて、現代の獨特な奇妙な救助形式が現はれるのであつて、助けるものも全體のため、助けらるゝものも全體のため、救ふものに犠牲があるのでなく、救はるゝものに感謝の念があるのでなく、救ふものに慈悲があるのでなく、救はるゝものにこれに應ずる情味のあるのでもない。たゞ、兩者間に冷然たる取引が行はれるだけである。私はこれを社會事業の商取引といふ。

併し、社會事業は全然社會倫理を脱出するものだとする説を採ることはできぬ。社會政策は法によつて運営せらるゝけれども、社會事業は愛によつて動くものである。社會事業は慈善事業の如く、全然愛によつて動くものではないけれども、愛を全然脱出してゐるとすることは誤りである。それは、客觀體による全體救助であるけれども、愛の侵入を防ぐわけには行かない。

(4) マーリング氏は社會事業を以て心情の行動であるとする(Die Wohlfahrtspflege ist ein Akt der Gesinnung) 國家によつて運営さるゝが如き客觀的な冷然たる救助形式と雖も心情の侵入を防げるものではなく、法的統制の中に愛や感性が必ず加入する。一九一八年に於て、エルドベルグ氏がスタムラア・エルドベルグ説を維持して居るところを以て見れば、獨逸社會事業界の思潮は再びスタムラア・エルドベルグの概念論(die Stammler = v. Erdbergsche Begriffsbestimmung) に戻つ

たのであるとマーリング博士は解釋してゐる。この事はマ氏の充分社會事業と社會政策との本質分析に成功して居ない證據となる。後に明かに提示するが、社會事業は本然的に若くは主として愛の活動(Tiebtätigkeit)であるが、これと共に、若くはこれに附隨して(副次的のものとして)法的規範によるものとなつた。私は先きに一九一八年以來スタムラア・エルドベルグ説は死んだと断定したが、マーリング氏は再び獨逸社會事業學界はス、エ説に戻つて來たと言つてゐる。なる程一九一八年以來に於ても、ス、エ説を固持するものもあるが、大體これは獨逸が戦後益々法制によつて社會事業を運営すること旺んになるに至り、破折されたと見て宜い。

この事は一見矛盾すると考へられるであらう。一方には、社會事業は一九一八年以來法的なものとなつたと言ひ、他方では、それは愛の活動に依存するといふ。けれども、私はこれに就て何等の矛盾をも感じない。社會事業は本然的には愛の活動であり、所謂任意的動作であるけれども、これが、法によつて一層全體的救助を遂行するに至つたといふことは歴史的發展であつて、何の矛盾はない。社會事業の生地は愛の里であるけれども、その寄留地が法であるまでである。この關係は今尙ほ獨逸側の學者に充分認識さるゝに至らない。私がこの見地を固執する所以のものは、單にそれを理論的に取扱ふのみでなく、歴史的に取扱ふからである。私はスタムラア教授の如き法理學的方法論よりも社會學的方法論に據つて社會事業の本質を分析し、愛と全體救助と



を結び付けやうとする。

私はあくまでマールリング説を斥けて、一九一八年以來に於て、社會事業に愛の加はり來る喜ぶべき傾向は認めるが、これと同時に法的社會事業を否認することは能きないとする。

(5) ヘイデイ教授 (Prof. Dr. Heyde) は社會事業と社會政策とは同一根源から生れたものであり、社會政策は眞の社會事業精神を失ふときは、乾固して木乃伊の如きものとなるが、社會事業も亦社會政策の原則を缺くに至れば、單なる善行として感情的なものとなり了ると言つてゐる。これによつて、ヘイデイ教授は社會事業の中へ愛を加へせしめやうとするのである。

(6) フランケ教授 (Prof. Franke) は社會事業を任意的動作によるものとし、國家的強制によるものではなく、自由なる愛の心情によると解釋する (Der Gesinnung der freien Selbsthingabe der Liebe) フランケ教授の解釋が單に社會事業を以て任意的動作とするならば無論誤つてゐるが、社會事業の本然的意義を愛とすることはどこまでも正しい。ヘイデイ教授は社會事業政策は慈愛を主眼とすると言ふてゐるが (die Wohlfahrtspflegepolitik mehr die barmherzige Lebensinstellung im Auge) の言表は妥當である。社會事業と社會事業政策とは別のものであることは後に述べるが、社會事業を以て慈愛によるものと解することはその本然的意義に於て正しい。私は以上の論理を通じて、次のことを結論する。

- (一) 社會事業は法的規範と自由なる愛とを結合する救助形式である。
- (二) 社會事業は本然的なものとして、愛を主體とするが、これと共に法を隨伴する。
- (三) 社會事業は客觀的なものであり、全體救助を目的とするが、これと共に、個人的意義を加へる。
- (四) 社會事業は客觀體の上に成立するけれども、<sup>(7)</sup> vom Mensch zu Mensch の生ける救助作用を取り入れる。

これ等の論理は私の社會事業學に於ては重要な意義と關係のあるもので、これによつて、私は歐米及我國の學者に反し、客觀的な社會事業を能きるだけ人間化し、個人化し、慈善事業の意義の衰頹を防止し、終りに私は概念社會事業に對し體驗社會事業の新たなる區分を遂行しやうとする。これ等のことについては後に明かにする。

### 三 社會政策の本質

社會政策は社會事業の集團主義に對して階級主義であると言つて宜い。社會事業は集團を基本としてゐるが、社會政策は階級を基本としてゐる。社會事業は全體救助を主眼とするが、社會政策は全階級 (一階級の全體) の福利増進を主眼としてゐる。これ等の事に就ては次項にいたり、社會事業と社會政策との分界を施す際に明白となるであらう。



社會政策は Klassenpolitik (階級政策)である。ゾンバルト教授は<sup>(8)</sup>「凡ての有目的な社會政策は總體の利害を對象とせず、特定階級の利害を對象とするといふことに於て階級政策である。」といふ。ゾンバルト教授の特定階級はシュモラア教授にあつては、第四階級となつて居り、社會政策は第四階級がその他の階級に向けられることに關するものだとシュモラア教授は解釋してゐる。<sup>(9)</sup>バン・デル・ホルグ博士は社會政策を狹義と廣義とに分つて限定してゐるが、狹義の社會政策は特定階級に向けらるゝもの、廣義の社會政策は Gesamtwohl (總體の福祉)を對象とするものとしてゐる。ホルグ博士の特定階級はシュモラア教授の第四階級に對し工業的賃金労働階級となつてゐる。

そこで、ゾンバルト氏の如く特定階級といつても、シュモラア氏の如く第四階級と言つても、バン・デル・ホルグ博士の如く工業的賃金労働者と言つても、一階級全體の福利を他の階級に對して企圖するものだといふことは同一である。

特定階級の福利を他の階級に對して主張することは、やがて eine milderung der Klassengegenätze (階級對立の緩和)を目標とするものとなる。この見地に於ては、社會政策は社會の目的に向けられたる政策 (der Gesellschaftszwecke gerichtete Politik) といふことになる。階級對立の緩和を以て社會政策の目標とする意はツイーディネック・ゾーデンホルスト氏 (Zwiedineck-Südenhors) に最も

よく現はれてゐる。氏はいふ<sup>(10)</sup>社會政策的福利の内容は社會の統一を維持することに向けられたる努力であり、社會政策は眞實なる一般的意義に於て階級對立を緩和する凡ての規律であると解す。」

よつて、社會政策の中樞的意義は階級的差異の緩和に向けられ、收得の平均を目的とするものだといふことに究らう。

これに對し、廣義の社會政策は社會全體の福利を目的とするものである。それは特定階級の福利といふことよりも、Gesamtminteressen (總體の福利)といふことを目標とする。バン・デル・ホルグ博士の廣義の社會政策とは、「社會階級の關係を調整することによつて齎らしうる全體的福祉に關する總ての規律を取扱ふもの」である。よつて、特定階級の福利を企圖することも、この意義に於ては、その保護が全體の規律や、法的秩序を強固にし、労働權及その參與がやがて國家的生産に寄與するからであるといふことになる。

尙ほ、それは一國の文化に寄與する意味を含む。ノイマン氏はいふ「社會政策とは、國家、同胞乃至自力によつて、經濟的及文化政策的規律により、社會體に於ける不調和を除去し、一階級の事實上の物質的乃至文化的欲望の充足と、その正當なるべき生活上の原則とを一致させることである。」ケッペ教授 (Prof. Köppe) も亦社會政策は眞實なる意義に於て Kulturfrage (文化問題)だ



と見てゐる。よつて、この意義に基き、社會政策とは、階級的對立を緩和するものであり、收得の平均を目標とするものであり、社會全體の福祉を圖るものであり、國家的福利を目的とするものであるが、その目的は竟に文化及人間性の獲得を目標とすることに究るといふことにならう。私は以上の如く社會政策に分解を施したが、社會事業に對立する意義に於ては、これを狹義のものとして取扱ふ。かくて、社會政策は階級政策といふことに究る。社會政策は階級に關するものであるが、狹義の社會政策は特定階級に關するものとなる。この意味に於て、最も鮮かに社會政策は Klassenpolitik といふことが言はれるであらう。

よつて、社會事業の集團的なるに對し、社會政策は階級的である。次に、社會事業に對し、社會政策は權力に關し法に關するものだといふことを明にしやう。

社會事業とても權力に關係があり、法によるものであることは既に明かにした。社會事業は Liebigkeit (愛の行動) が主であり、權力や法は副次的たるにあるが、社會政策に於ては、權力や法が主である。この意味を次に分析して見やう。

社會事業も社會政策も共同福祉を齎すために、經濟的に、精神的に、倫理的に、階級や集團の向上を圖ることが第一義たるに於て同一であるが、社會事業の freundliche Fürsorge (友愛による救護) に對し、權力 (Zwang) を以てそれを実現することが社會政策の特徴である。社會政策は特

定階級の福利を企圖するが、その手段はいづれにしても強制的なもの、また、強制的性質を帶ぶるに於て異りはない。社會政策にあつては強制的性質は必然的要件である。たゞにそれは、かくあり、かくあることを望むのでなく、必ずかくあり、かくあらざるべからざることを強要する。法制といふことを全然社會事業のうちより除去することは誤つてゐるが、全然法制によつてその目的を達しやうとするものは社會政策であり、また社會事業政策 (Wohlfahrtspolitik) である。

ヘエデ教授は社會政策を限定して、<sup>(1)</sup>「社會政策とは價値の基準に則り、第一に階級及身分、並に、それと國家との關係に影響を與へるところの總ての方案をもつての努力及規律の全體をいふ」と言つてゐる。社會政策の主體は權力團體であり、その客體は階級及身分であつて、個人ではない。社會政策は階級及身分に關するけれども、國民といふことには關係がない。社會事業は國民の福利を企圖するけれども、これに對し、社會政策は階級の福利を目標とする。こゝにも、社會政策の階級政策であるといふ相がうかゞはれる。ヘエデ氏は社會政策の客體はあくまで階級及身分であるとし、それは一階級、一身分の福利を圖るものであるが、社會事業は諸種の集團に屬する要救護者 (verschiedenen Gruppen der Hilfsbedürftigen) 即ち Volk (國民) の福利を圖るものだ。Wohlfahrtspflege ist die Summe der öffentlichen und private Massnahmen zur wirtschaftlichen, körperlichen, geistigen und moralischen Hebung eines Volkes ohne Begrenzung auf einzelnen Klassen



アリス・ザロモン女史も亦社會政策は法制的性質 (gesetzlichen Charakter) をもち、十束一杷で行き、杓子定規に捉はれるが、社會事業は個人より個人へ、人間より人間への形式をふむことができ、個人的見地を回顧することができると言つてゐる。

以上に於て、私は社會政策は階級に關し、權力(法)に關するものなることを述べた。よつて、社會政策は階級政策であり、法的強制 (Rechtzwang) によつて運営せられるものだと言はう。

#### 四 社會事業と社會政策の分界

社會政策と雖も、全然、倫理に無關係なることはできない。よつて、それは價值判断を全く遮断することは能きぬ。併し、それは、法的、階級的で強壓を主とするものである。これに對し、社會事業は法的でありながら (これ私がフランケ、ヘエデ、マールリング氏などの社會事業は法を脱失し無權力的であるとするに對峙する所以) 愛を主體とするものである。社會政策も社會事業も法的であるといふに於ては同一であるが、社會政策と社會事業とに於ける法の位置は異ふ。社會政策にあつては、主として法であるが、社會事業にあつては、主として愛で (たゞ社會政策に對する場合に於てのみかく言ふことが能きる。純粹愛の上に立つものは慈善事業であり、その究極は私の所謂體驗社會事業である) 法は愛による事業を實現化する手段であるに過ぎない。社會

事業に對しては、社會政策は愛を脱失するが、嚴密なる意味に於ては、社會政策と雖も、倫理に關係する價值判断的なるものである。社會事業は法と愛とを結び付けて居るが、愛によつてその相を和げてゐる。社會事業は愛による法的手段を以て國民の福利を企圖するものだと言へやう。倫理を基準とすれば、社會政策は「法的關係により階級政策を行ふ社會倫理」として言表されうるし、これに對し、社會事業は「政策的意義を脱失し、法や、階級や、階級的對立を除き去り、愛によつて遂行する社會倫理」であると言ふことができる。

社會事業の愛に對し、社會政策は正義である。ヘエデ教授は社會政策は主として正義によつて運営せられるといふてゐる。正義は冷淡であり、時に冷酷ともなる。社會政策は集團的利己であり、集團あるを知つて、集團外のあるを知らない。この方法を通じて、階級間及びそれと國家との關係は調整せられるけれども、愛がその中に入らなければ、如何にしても正義であつて、冷々淡々たるを免れない。社會政策は社會事業に對し、sachliche (物的) であると言へるし、人間的 (menschliche) なるものはたゞ社會事業であると言へる。(けれども、それは慈善事業及體驗社會事業に對しては物的である) 單なる愛では、人間は高き發展進化を遂げることができないから、力により法によつてその進路を拓いて行かなくてはならぬ。よつて、力を代表する政策と、愛を代表する倫理が抱合し、かくて、倫理と政策とが合流する。それ故、社會政策と雖も、究極愛を



無視することができず、それは政策であると共に、倫理ともなる。政策と倫理と抱合することに  
よつて、政策を代表する利己と、倫理を代表する利他とが融合し、政策的利己主義と倫理的愛他  
主義が統合するにいたる。

これによつて、社會政策は主として法であり権力であり（愛を交へずといふのではない）社會  
事業は主として愛（法に關係なしといふ義にあらず）であり、任意的行動であるといふことが結論  
せられる。たゞこの際、社會事業をスタムラア・エルドベルグ説によつて解することはできぬ。  
社會事業は権力的要素を脱出し、政策的意味のないと同時に、それは階級的觀念のないものであ  
る。

社會事業の對象は、全體、集團、國民といふのであつて、これは verschiedenen Gruppen der  
Hilfsbedürftigen（要救護者の諸團體）に關し、階級といふことは無關係である。社會政策の對象は  
階級であるに對し、社會事業は全體、集團、國民である。こゝに謂ふ社會事業の「全體」の義は  
それと慈善事業の特質とを比較しなければ解らぬけれども、私はこゝに社會事業は全體を對象と  
するものであるとだけ言はう。然るに、<sup>(12)</sup>スピンドレル氏（Spindler）は「社會事業は全くこれと  
異なる、それは階級全體を對象とせず、一つに個人に關し、それを中心として盡瘁することに關す  
る。」（Ganz anderes steht es mit der Wohlfahrtspflege, Sie erlast nicht ganze Klassen, sondern has

es stets in erster Linie, mit der Einzel zu tun, der auch dauernd in Mittelpunkt ihrer Betätigungen  
bleibt）と言つてゐる。この事の誤りであることに就ては、後に社會事業と慈善事業との關係を分  
拆説明する場合に明かになるが、スピンドレル氏の社會事業の限定は實は慈善事業の限定であ  
る。ズ氏は社會事業と慈善事業とを混同し、若くは、充分正しく社會事業の特質を分解すること  
に成功してゐない。慈善事業の對象は個人的困窮であり、個人を目標とするが、社會事業の對象  
は集團的困窮であり、集團、全體を目標とする。社會事業は繰り返す社會事件を取扱ふが、この  
繰り返す社會事件は圖式的のものとなり、抽象され、全體化する。いづれにしても、社會事業  
の對象を個人であるとするのは誤りである。社會事業は社會政策と共に Massenproblem（集團の  
問題）に關係するもので、集團的なるを以てその特質とする。たゞ社會事業の集團は個人的意義  
を入れる。社會政策は第一次的集團、社會事業は第二次的集團である。

#### 参考文献

- (1) Salomon, Leitfaden, S. 20.
- (2) Diese Wohlfahrtspflege und Caritas, S. 1.
- (3) 海野幸徳、「方面委員制度指針」（京都内外出版株式會社發行）11頁以下。
- (4) Malling, Die sittliche Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege, S. 9.
- (5) Heyde, Abriss der Sozialpolitik, S. 1, 2.



- (6) Fr. nke, „Sozialpolitik und Wohlfahrtspflege,“ in der Schrift: „Von Wesen der Wohlfahrtspflege,“ 1918, S. 69—74.
- (7) この事については拙著「方面委員制度指針」を参照せられたい。
- (8) Sombart, Die gewerbliche Arbeiterfrage, S. 38.
- (9) Van der Forgh, Grundzüge der Sozialpolitik, S. 3.
- (10) Arbeiterschutz und Arbeiterversicherung, Leipzig, 1912, S. 38.
- (11) Heyde, Abriss der Sozialpolitik, S. 1.

## 第四章 社会事業と社会事業政策

### 一 社会政策、社会事業政策、社会事業

社会事業の外に社会事業政策 (Wohlfahrtspolitik) を分つべきであり、獨逸の學者は社会事業、社会事業政策及び社会政策を並べて屢々論じてゐる。

ヘエデイ博士は<sup>(1)</sup>社会事業と社会事業政策とを混同してゐるが、この兩間は明かに分斷しなければならぬ。ヘ氏は社会事業を社会事業政策として取扱ひ、社会事業なる名辭を以て社会事業政策の限定を試みてゐる。この事の誤りであることは明白である。ヘ氏は社会事業の對象を國民として階級と區別して居るが、これに對し、慈善事業の對象は個々人であるとして、慈愛によつて運営するとしてゐる。この社会事業の特質は無論正しい。が、社会事業を Wohlfahrtspolitik と云ふのは誤つてゐる。

社会事業は社会政策の分枝であるか、社会政策は社会事業の部分であるか、社会事業と社会事業政策とは混用することができるか。これ等の分岐に關する原則は明確に設定せられなければならぬ。

### 二 社会事業政策の本質



獨逸社會事業學者間に於ても、社會政策と社會事業と社會事業政策との分界は曖昧であつて、未だ明確な限界を缺く。

(2) ザロモン博士は「綱要」の十九、二十頁に社會政策と社會事業の分界を施してゐるが、そもそも、この分界の原則が誤つてゐる。女史は社會政策と社會事業の對象を廣狹によつて一が他を含むといふやうに取扱ひ、兩者の分界が量より質に及んでゐることを見免してゐる。ザ氏は社會事業は社會に有りとあらゆる困窮に對應することを目的とするから、病者、不具者、教養を要する者、不良兒、保護を要する母親、經濟的に困窮するもの、總ての範圍にわたつて救助するとする。然るに、社會政策は階級國家より現出する形體、殊に、勞働階級の保護を目的とする。これによつて觀ると、社會事業は國民の福利を全體として (mit der Volkswohlfahrt im allgemeinen) その總ての範圍に及ぶが、社會政策は單に勞働階級に關するのみである。よつて、社會政策は社會事業の一分枝である。

以上に於けるザ氏の論法は社會政策と社會事業との範圍を量的に觀、一が他を含むと解す。併し、私の向きに論定せしが如く、社會事業は全體、社會政策は階級といふ外、社會事業は法により乍らそれを背景に押しやり、愛としてこれを取扱ふに反し、社會政策は愛を背景に押しやり、若くはこれを無視抹殺し、法及權力によつて取扱ふことを主眼とする。よつて、私は以上の關係

を質的に解し、社會政策と社會事業とは程度の外、種類の差異あるものとし、一が他を含む關係によつて律すべからざることを主張する。よつて、私はザ氏の社會政策は社會事業の分枝なりといふ斷定を承認しない。

以上の關係が明確とならなければ、これに對し、社會事業及び社會事業政策が如何なる關係をもつか、將又、社會事業と社會事業政策との分界を如何に定むべきかを決定することができない。

### 三 社會事業と社會事業政策との分界

次に、社會事業と社會事業政策との分界を確定しやう。私は社會事業を以て法を背景とし、愛を前景としたものと言ふた。今、これに對し、愛と法とを融合して並び有するものを廣義に於ける社會事業とする。然らば、この廣義の社會事業に對し、狹義の社會事業といふものが二種現はれと見うるであらう。すなはち、愛を前景として法を背景とする社會事業と、法を前景として愛を背景とする社會事業とがそれである。今、これを圖式にすれば次の如くである。

愛の社會事業(法)  
廣義の社會事業+  
法の社會事業(愛)

上の圖式に於て、括弧内の契機は背景に退き、單に前景に對し影響を與ふるのみなることを表示する。



私はこの「愛の社會事業」を社會事業そのものと解し、「法の社會事業」を社會事業政策と解す。社會事業は愛を前景として法を背景とするから、法的規範若くは強制の意義を帯ぶることが少ない。然るに、法的社會事業は法を前景として、全體を對象とするから（この意味に於て社會事業政策は勞働階級を對象とする社會政策と區別せられる）法的規範と強制とを特徴とする。かくの如くに解すれば、社會事業と社會事業政策とを明確に分界することが能きると思ふ。

然るに、ザロモン氏の如く、「國家及都市によつて執行されるところの社會事業は、社會事業政策の分枝である。社會事業政策は國家の行動であつて、經濟的若くは文化的に國民の基礎を完成することを目的とする。それは個人と全體との完成と國民の力を能きるだけ高めることを目的とする。社會事業政策の原則を遂行する場合には社會全體を貫通して法制と統制とによつて、これに影響を與へなければならぬ。」と言ふたからとて、社會事業政策の何であるや、それが如何なる關係を社會事業に對し有つか、充分明かにならない。ザ氏はその「綱要」の十八頁より二十一頁にわたり、社會事業政策の分解に觸れてゐるが、いづくにも、その何の意たるやを解するに苦むが如き曖昧な漠然たる論議を張つてゐるだけである。

社會事業政策は法に關する。ザロモン氏の意見でも、社會事業政策は法に關係がある。(Wohlfahrtspflegepolitik schließt eine Gesetzgebung ein) マーリング氏は社會事業政策は法律と規則によつて

その基底をつくり、公法的機關たる國家又はその他の團體によつて運行せらるるものであると言つてゐる。(Wohlfahrtspflegepolitik ist dasjenige Handeln des Staates oder anderer Organe des öffentlichen Rechts, welches mit den Mitteln von Recht und Gesetz die unterlage schaffen will) V氏は國家が社會事業を遂行するとすれば、その中へ *Gesinnung* を入れ情を附與するが、それに法を與へることになると、最早それを以て社會事業と目することは能きぬ。この場合、それは對象の限界如何によつて、或は社會事業となり、或は社會事業政策となる言ふ(Aber seine Gesetzgebung ist nicht selbst als Wohlfahrtspflege zu bezeichnen, sondern als Sozialpolitik und als Wohlfahrtspflegepolitik je nach der Bestimmung und Begrenzung der Objekte) これによつて、社會事業政策の法的のものであるといふことは明かである。よつて、私の「愛の社會事業」に對する「法の社會事業」は社會事業政策であるといふことが一層明確になつたやうである。

マーリング氏は社會政策、社會事業及び社會事業政策を左の如く限定してゐる。

#### A 社會政策

社會政策とは、法律及法規をつくり、全き職業階級及身分を公法的機關たる國家並にその他の機關により保護することである。かくて、一般的に困窮するものに對し、それが社會に於て人間的資質を開發し、若くは障害を除去し、人間にふさはしき生活をなさしめ、社會生活體中に法律



公法則を以て職業階級及身分の問題を緩和することである。

#### B 社會事業政策

社會事業政策は法律と規則により、その基底をつくり、公法的機關たる國家又はその他の團體によつて運行せらるゝもので、職業階級若くは身分に於て、救護を要するものに對し、それが、個々人たると、その大小の數たるを問はず、凡て全集團と見做し、それを經濟的倫理的乃至精神的範圍に於て、人間的生活をなすために不可能と思はるゝ障害を除去し、能きるだけ人間生活を發展させることを目的とするものである。

#### C 社會事業

社會事業とは、社會政策及社會事業政策に於て、法によつて遂行せしものを、人格的な生活關係に轉化する手段による個人、官吏、團體の行動である。若くは、人格的生活關係にある顯在する困窮をその實施にあたり社會政策及社會事業政策のものとなし、新法律を整齊創造して、その障害を軽減せんとするものである。

私はマーリング博士の限定を良いものとは思はないが、社會政策、社會事業政策及び社會事業の何であるやに一應限界を施してゐる一形式と見ることができると思ふ。

私の限界は、これ等の充分明確にならぬ諸家の説より幾分でも進出し、その明度を増大せんことを希望する。

ことを希望する。

#### 参考文献

- (1) Heyde, Abris der Sozialpolitik, S. 2.
- (2) Leitfadn der Wohlfahrtspflege, S. 19—21.
- (3) Mallng, Die sitliche Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege, S. 15.
- (4) Stammner, Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege.
- (5) Erberg, Die Wohlfahrtspflege.
- (6) 海野幸徳、社會事業概念論、「社會事業研究」。



## 第五章 社會事業と慈善事業

### 一 個人と集團

慈善事業は社會事業に對して分界せられなければならぬ。然らば慈善事業に對する社會事業の特質如何。

社會事業は集團全體を對象とする。社會事業は社會政策の如く嚴密なる意義に於ての集團であり全體ではないけれども（社會事業は集團であり乍ら慈善事業の如く個人的な意義をいれる意）免に角、その對象は集團であり、全體である。この意義に於て社會政策は第一次集團主義、社會事業は第二次集團主義と言ひうる。レオポルド・フォン・ヴィゼ教授 (Prof. Dr. Leopold von Wiese) は「<sup>(1)</sup>社會事業は社會政策よりも個人的であるが、慈善事業よりは社會的である」と言ふ。ヴィゼ教授は社會政策は社會事業（ヴィゼ氏はこれを Volkswohlfahrtspflege として表示する）を含むことゝ居るが (Einführung, S. 23) この事の誤りであることは既に述べた。氏は社會事業も亦社會政策の如く der Abhängigkeit des Menschen von der Gesellschaft (社會に個人の從屬すること) であるとしてゐる。ヴィゼ教授は社會政策と社會事業とは屢々混同されて區別しがたいといふ意を述べて居り (二百九十頁) 氏は明確に兩者を區分する程度に達してゐないやうに思はれる。けれどもヴィ

教授の社會事業は大體社會倫理と同一範圍に屬するもので (Ich sehe in der Volkswohlfahrtspflege das Gebiet der praktischen Betätigung sozialer Ethik, S. 22) 社會倫理の固有の領野は社會事業である (Die eigentliche Domäne der sozialen Ethik ist, wie gesagt, die Volkswohlfahrtspflege, S. 28) 社會事業は社會政策よりも個人的なもので、個人の運命をも見とけることが能きるといふのは、(Auf das Geschick des einzelnen einzugehen, das sie individualistischer zu sein vermag als Sozialpolitik) 我々が向きに社會事業には愛が加入するとなし、また、法の社會事業に對して、愛の社會事業を設けたことゝ照應する。この意義に於て、社會事業は社會政策よりも個々人を對象とし、それに愛を以てする慈善事業に一步接近せしものと見ることが出来る。

社會倫理は隣人愛の原則による個人的倫理と異り、集團や全體や社會を目標とする。慈善事業は階級に關し、その社會的運命に關して關心するところはない。これに對し、社會倫理は個人には無頓着であり、社會政策よりも個々人を回顧するだけである。これは社會基準の現代的思想と映應する。それ故、貧民なり労働者なりに對し、社會事業なり社會倫理 (社會事業はその趣旨を實行するもの) なりは、個々の貧民や労働者に對し無頓着であつて、貧民全體、労働者全體といふことを重點とする。それは、個々人をその社會階級に關係させて眺める。國民全體といふが如き全體的見地が社會事業及社會倫理固有のものである。



社會倫理や社會事業の領野には倫理的含蓄があるけれども、社會政策のうちには、その固有の政治的意義によつてそれを廢止し、權力關係を通じて物的必然(sachliche Notwendigkeit)を取扱ふよつて社會政策は階級や全體を取扱ふところの冷然たるもの、十把一束のもの、規則づくめのもの、警察的のもの、官僚的のものである。その間に血も涙も心情も入り込まぬ。個々人の困窮や運命については、これを個々として取扱ひ、一々その要求に聽かなければならぬが、形式的標準的な社會政策はたゞ集團あるだけで、個々人は集團や階級のうちに全然融解されて了ふ。これに對し、社會倫理や、それを實行に移す社會事業は集團であり全體であるけれども、社會政策よりも個人的なもので、個々人の要求や運命にも多少回顧を與へつゝ、愛や心情をも入れうる(比較的意義に於て、社會政策に對して)。警察、官僚、強制、形式といふやうな忌なことは社會政策の本領であるが、社會事業によつては多少慈善事業精神に接近して、物的より人間的取扱ひに轉じ、個々人の要求や運命につき、これに心情を加へ、愛を與へることが出来る。私は個人的意義と心情と愛とを社會改良について最も望しとし、社會政策よりも多少愛を入れうる社會事業を好ましさものとし、それよりも、一層個人的で、愛を中樞とする慈善事業を優れりとし、更らに純粹なる心情や愛を體驗に求むる<sup>(2)</sup>。體驗社會事業を最も優れたるものとする。これ等のことは後に分析闡明する。

これによつて、社會事業は社會政策の如く、集團、全體を對象とするが、その全體の意義は個人的なるものである。私はこれを社會政策の「全體」に對し、「個人的全體」なる用字によつてその意義を表示する。

更らに、慈善事業については、社會事業の「個人的全體」に對し、「純粹個人」を以て表示することとする。社會事業は個人的ではあるが、大體、全體を對象とするに對し、慈善事業は全然個人的である。即ち、慈善事業の對象は純粹個人である。慈善事業は偶然的で亂雑であるけれども、心情や愛に富み、たえて形式や強制を用ゐない。慈善は個人的なると共に、人格的(Persönlicher)であり、更らに人間的である。慈善は内的な人格的な人間的なもので、世界を人道化する。<sup>(3)</sup> リイゼ氏は「最初の貧民事業は基督教の貴き神の娘分であり、また、さうであつた」と云ひ、慈善事業としての貧民事業の功德を稱讚してゐる。慈善は階級や全體に關係のないもの、自由裁量によるものであり、數限りなき個々人に限なき愛を以て人間界を照明するものである。リイゼ氏はいふ「慈善は深さに於て優り、不死の精神として人に體現し、神の子として無限の價值をもつ。慈善は又驚くべき力をもつ。それは、耶蘇と多くの聖徒によつて、驚くべき力を示現する。終りに、慈善は社會的效果を齎らす。愛なくして與へたものは冷きこと石の如くであるが、愛によつて與へらるれば、忽ちそれを柔げ潤し、社會的效果を齎らす。カトリックの見解に據れば、施與



は慈愛による仕事であり、隣人に關係せずしては不可能である。冷かな施與はそれ自づから矛盾である。」

これによつて、慈善は個人を對象とする全然個人的のもので、集團とは關係のないものである。社會事業は個人的意義を入れて、個人的全體を對象とするが、慈善事業の對象は純粹個人である。

## 二 具象と抽象

慈善事業は具象を對象とし、社會事業は全體を對象とする。眞に救助すべきものは具象あるのみ。ありのままのものに對し救助することが眞の意義に於ての救助である。これに對し、抽象的な救助は似而非な救助である。私はこの意を<sup>(4)</sup>拙文に述べてゐるが、私の「完全救助」と云ひ、「綜合救助」といふものは、次の如きものである。

社會的意義に於ける抽象的救助の客體(被救助者)は社會事業家が取扱の便宜に従つて區分したものであるが、かくの如きものは事實存在しない。具象としては、かくの如きものは無いのである。存在するものは諸相を一時に體現する具象があるだけである。たとへば、墮落婦人の場合を考へて見やう。この婦人は經濟的の產物であり、家庭の產物であり、社會的環境の生むところであり、色慾のあまりに強くみだりなる遺傳の產物であり、心的構成の脆弱なる故であり、精神的道德的感化の及ばざりしためである等、複雑なる關係の產物である。これを救助の主體(救助す

るもの)が勝手に或は經濟的に救助し、或は教育的救助を施し、或は遺傳的に處理し、或は精神的道德的に取扱ふ。これ等の各取扱ひ方は社會事業家の便宜によるもので、實際としては存在しない。實際としては、その總ての綜合體が存するのみ。私は取扱ひの便宜上分離するものに對し「部分的社會事件」、その纏つて、ありのままなるものに對し、「綜合的社會事件」なる命名を與へる(社會事業研究は歐米に於ても、未開拓であるから、私が自分の社會事業研究所で自分及研究員共同の獨特なる研究に對しては、新名辭を鑄造することが多いと思ふ。私が目下目論見んでゐる「社會事業字典」には自分のこれまで新たに研究しえたものに對する新名辭は凡て載せる考へである。)

部分的社會事業(抽象的社會事件)は觀念上の存在で、實際としては具象の外存在しない。實際に於て、*unzellige Kombination*(無限の結合)として救助の客體は各固有の結合方式をとつてゐる。この救助客體の無数の結合する一々に對し、また、その有りとあらゆるものゝ結合體そのものに對して救助するのぞなければ完全救助といふことは能きぬ。私はこの種の救助を「完全救助」又は「綜合救助」と命名する。

これによつて、眞の救助はたゞ具體に向けらるゝ慈善事業なるもののみといふことになる。社會政策的救助は「全體」を對象とする最も不完全な救助であり、社會事業は「個人的全體」を救助



する不完全救助である。これに對し、具象を救助の對象とする慈善事業は無限の結合體を如實に救助する完全救助である。

社會事業は圖式的抽象的である。この種類の社會事業に私は概念社會事業なる命名を與へてゐるが、この概念社會事業は繰り返へすことによつて成立するもの。慈善事業は具象的のもの、ありのまゝのもの、一度かぎりのもので、私の所謂「繰り返へさぬもの」である。私は一度かぎりの困窮と、繰り返へす困窮とを區別する。

社會事業は繰り返へす困窮を取扱ふ。抽象されて存する社會事件は幾回となく各所に起りうるものである。これに對し、慈善事業の對象たる甲の貧民、乙の失業者、丙の墮落婦人は、その人かぎり、その所かぎり、その時かぎりの存在であつて、絶えて繰り返へすことはない。この繰り返へさない社會事業は具象として慈善事業の取扱ふところのものである。更らに、これが一進してその究極に達し、神明そのものゝ境に究れば、そこに私の所謂體驗社會事業が生ずる（このことに就ては後に説明する）歴史的な繰り返へさない一回かぎりの困窮は慈善事業の對象となり、人格にも個人にも入り込むが、繰り返へすものは因果關係をたどり社會事業となる（詳しくは概念社會事業參照。）

これによつて、社會事業は抽象、慈善事業は具象といふことが解るであらう。

### 三 主観と客観

慈善事業は主観的であり、社會事業は客観的である。慈善は内的な人格的なもので、その救助は人間的である。慈善の救助の様式は具象に於て、その無限の結合體に向つて、ありのまゝに善心を披瀝するにある。救助の客體をその部分に分割し、その部分に向つて不完全救助を企圖するものは社會事業であるが、慈善にあつては、これを人間的なものとして取扱ふが故に、救助はその結合體に向けられる。更らに、それは、人間的意味を加重することによつて、情けある愛として動き、正義と絶縁する。かくて、それは社會的困窮や個人の苦痛を内的なものとして投影し、倫理的觀念を鮮明にする。

社會事業にあつては、救けるものと救けらるゝものとの關係や心理がないが、慈善事業にあつては救けるものは愛によつてこれをなし、これを倫理的意義に於て善事として意識し、救けらるるものはこれに感應して感謝の念を捧げる。こゝに人間味が生じ、情が現はれる。

慈善事業の救助形式はその主観の側に於てし、客観的に如何あらうとも、それは問ふところではない。それは感性や心情によつて内的に行ふ仕事であつて、これが外的にさへ救助されるれば、救助の目的を達したと考へるところの社會事業との明かな對比である。眞實助けることはその無限の結合體に於てしなければならぬ。けれども、この無限の結合は既に結合する相に於て助ける



のであるから、眞の救助とはならない。眞の救助は人間そのものを助けることである、全一としての人間を助けることである。無限の結合體でさへ、その結合の相を認める限り、全一としての生けるものに向つての救助ではない。寄木細工によつての全體は死せる全體であつて、これは本然的なありのまゝの全一とは異つてゐる。然るに、社會事業は結合體のうち任意にその一を抽象し、これに向つて救助を加へるのであり、その上、これを客觀として取扱ふが故に、死せる救助、部分的救助、不完全救助といふことになり、一人の人間をそのまゝ助けることはできぬ。眞の救助は一人の人間を one whole (一の全體として) として助けることであり、こゝに始めて眞の救助となる。例へば、一失業者を救助するにあつて、その失業者の經濟的部分だけ救助する、その精神的部分だけ救助する、その身體的缺陷だけを治療する、その主婦の家政に放漫な點だけを矯正するといふやうな部分救助は眞の救助となりうるであらうか。經濟的救助として職業紹介を試みても、かくの如き部分救助によつては該失業者は何等眞に救助せらるゝことはないであらう。經濟的救助によつて職業をえても、勞働意志の癡類は改まらぬ故に、畢竟、それは眞に獨立獨歩なものとなり、救助の效を奏することはできぬであらう。身體的缺陷を除去しても、精神的缺陷の治療とはならぬし、主婦の家政に於ける放漫を矯めても、失業者の勞働意志喪失の問題とは何の關係もないであらう。これ等の事はいづれも部分救助の不完全を表示するもので、これ私が社會

事業による部分救助を不完全救助として表示する所以である。社會事業によつては一の全體としての人間を救助することは不可能である。一の全體を救助せざる救助は畢竟救助にして救助にあらずといふことになる。

これに反し、慈善事業の救助は個人を全體として救助するが故に、一の全體に向つて救助を動かすことができる。その上、慈善事業の救助は内的な倫理的なもので、主觀的である。この主觀的といふことが人間的といふことゝ相通ふ。

社會事業は objektiv-notstände (客觀的窮狀) に向けられるから自づから物的 (sachliche) なものとなる。次に、物的な救助は器械的な形式的な救助となる。部分的救助、抽象的救助はいづれも救助する客體に向つて心を動かすことを要しない。そこには血も涙も心情もない。たゞ器械的に助けたのだといふ一事があるだけである。

「全體」を標的として救助するとせば如何。個々の貧民や勞働者や失業者に對しては情を動かすことも能きであらう。それを人間的なものとして遇することもできるであらう。けれども、全體といふが如き幽靈に對しては情も愛も動かぬであらう。貧民全體と云ひ、勞働者全體といふが如き抽象物に對しては、何の感情を動かすことはできない。我國には數百萬の貧民がある。これを慈善家の救助方法に従つて、隣りの貧民、向への貧民といふことにして應接すれば、涙も情



も現はれるであらう。たゞ、それが數百萬の貧民を全體として、社會政策や社會事業政策を執行するものにあつては血も涙もない冷血となり了るであらう。これ等の形式に基き救助する官公吏は十哩離れた貧民に電話でその窮状をきき、それと打合せをするであらう。若くは、これを書類の上で彼此詮議するであらう。かくの如きメデアムを通じては、何人も冷血漢たらざるをえぬであらう。官公吏はよく杓子定規だの、形式一天張りだの、冷血漢だの言はれるけれども、官公吏と雖も同じく人なみに戀愛をも解し、隣人をも慰み、寺院にも參詣するであらう。この場合、官公吏は初めて人間となつたのである。人間とは結合的全一ではなく、本然的全一だから。官公吏の杓子定規たり、形式的たり、冷血なるのは、それ等の官公吏が然るにあらずして、そのよるところの規範が然らしむるのである。これ等の人々が更に家庭に歸り、家族團樂をなすに至れば、個人としての全一體、人間としての全體が再現するのであつて、人間性は茲に恢復する。これによつて、社會事業は物的、慈善事業は人間的なることを知る。

#### 四 組織的と無組織的

社會事業は組織的であるが、慈善事業は無組織的である。よつて、社會事業は科學と技術とに依頼するが、慈善事業は善心さへあればよい。慈善には情や愛があるが、この情や愛は盲目になり易い。よつて、慈善は燈火を以て照明しなければ偶然的 (Zufälligkeit) になり易い。これ、慈善

が屢々その豫期に反して亂雜に陥り、所謂濫救となつて現はれる所以である。

ライゼ氏は<sup>(5)</sup>「慈善と雖も無批判的なものではない」と言つてゐるが、これは慈善事業ばかりを見てゐる場合のことである。素より慈善事業と雖も、全然方案と技術とを缺くのではない。これはライゼ氏の言ふ通りであるが、これを組織と技術とに依頼する社會事業に對比すれば如何。

<sup>(6)</sup>ステイナア氏は社會事業以前には諸々の社會改良の範圍に學校や教會や商業會議所やその他のものが銘々勝手に出動して改良に従事して居り、無組織なるもの亂雜なるものであつたが、漸次そのやうな素人によつてはそれ自づから技術たるべき社會事業は遂行することができなくなつたと言ふてゐる。ス氏は更らに言ふ、「社會事業家は同じ一般的問題について、それに關心する多くの人々と手をたづさへて働くだらうが、他の範圍の人々には偶然に接觸するに過ぎない。それは社會事業範圍の仕事を遂行するに特別な練習を了したといふことで、その人々と區別せられる。」ス氏の意味するところのものは慈善事業は無組織な亂雜な方案なしの仕事であるが、それでは社會的缺陷は有効に處理することができぬこととなり、こゝに改良の一新範圍が現はれたといふにある。この社會改良の一新範圍は即ち社會事業である。ス氏は社會事業に就て、明らかにそれは技術をもち方案を有するものだと言ふてゐる。「かくの如く廣義に社會事業を解すれば、諸々の範圍に出入しはするが、それは又通俗の手段ではヨリ以上浸入し能はざる一點があり、ヨリ高



き能率を示すには是非さうあらねばならぬといふことは疑のないことである。それは、例へば、社会的調整には該事業に向つて熟練せるものゝみそれに従事するものなること疑ひない。」

これによつて、慈善事業は無組織的なもの社会事業は組織的なものといふことが言はれるであらう。社会事業(特に概念社会事業)は學として組織さるべく、體系として整齊さるべきである。社会事業に従事するものは技術をもち學を所有しなければ、それ自づから矛盾であるが、慈善に於ては事情は少々異ふ。併し、この事は比較上のことで、慈善と雖も無論多少の組織を有たなければならぬ。

#### 参考文献

- (1) Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, S. 24.
- (2) 海野幸徳、「社会事業研究」第15卷4號、「概念社会事業と體驗社会事業」。
- (3) Liese, Wohlfahrtspflege und Caritas.
- (4) 海野幸徳、「社会事業研究」第15卷3號、「婦人の社会事業上の分業」。
- (5) Liese, Wohlfahrtspflege und Caritas, S. 2.
- (6) Steine y Education for Social Work.
- (7) Mahring, die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege.
- (8) Salomon, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege.
- (9) Erdberg, Die Wohlfahrtspflege.

- (10) Stammier, Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege
- (11) Weber, A., Fürsorge und Wohlfahrtspflege.
- (12) Karstedt, Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege
- (13) Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften



## 第六章 社會事業と人道及温情

### 一人 道

人道 (Humanität) はその個人的なるに於て、その人間中心的なるに於て、その救助の倫理的なるに於て、慈善と相似する。併し、人道は個人主義的時代の産物であるから、個人の運命を知つて集團や全體のあることを知らない。人道は慈善とは別の意義に據るとするも、その觀念は矢張り個人的なるにある。よつて、それは Massenproblem (集團問題) の解決には何の交渉もなく、また、役にも立たぬ。それは人間の個人生活に關係するだけで、集團生活や社會生活には關係があるのではない。それ故、それは個人の集團に關係ある範圍の問題を解決せぬし、また、解決しやうともせぬ。

これが集團主義の社會事業と異るところである。社會事業にあつては、多少個人的意義を入れるだけで、それは集團的であり、全體を對象とするものである。それは集團問題あるを知つて、寧ろ個人あるを知らないと言つた方が正しい。それには、救助者と被救助者との人格的關係や、救助に對する倫理的觀念及感謝の念があるのでない。これ等の事は人道の個人主義的にして、ゲーテの „Edel sei der Mensch hilfreich and gut“ (人間は高貴なもの、助くべく善なるもの) と

いふ特質と相對峙する。

(7) ヴイゼ教授は人道は貴族主義で非實在主義であるといひ、人道は純正な上品な雰圍氣の中に育つけれども、集團が呼吸する重苦しみ (in der harten, manchmal etwas stickigen Luft) 空氣の中には榮えることは能きないと言ふ。人道は倫理的、美學的、乃至認識に向けられたる欲求といふが如き、貴族的なものには當て嵌るが、日常生活や、平民的範圍には不適當である。たかくそれは貴族的な文化的理想 (Kultideal) であるだけで、一般民の日常生活とは關係のないものである。ヅ氏はかく考へて、人道は民衆の日常生活や集團問題には關係のないものとしてゐる。

### 二 温 情

(8) 温情主義は大家族制による封建時代の精神であり、ギルドの精神であり、現代以前の絶対專制國の精神であり、更らに、現代の舊式な資本家企業家の精神である。それは階級意識の上に成立する主従關係上下關係で、階級意識の下に成立する。よつて、従者は主人に食はして貰ふといふ觀念によるところの Brodherren の思想に基いてゐる。この觀念を勞働界に持ち込むものが所謂雇主の温情主義である。この場合、雇主は君主であり、雇人は従僕である。食はして貰ひ、保護して貰ふといふ情が獨立なる人格を滅失して、それを従僕にして丁ふ。往時の封建時代及び近代の工場生活に於ける温情主義は恰も慈父の如くあるを理想とし、勞働者も亦敬慕の念を以てこ



れに應じ、和氣霽々裡に、主従の交誼を結ぶことを理想とする。

この階級意識によつて成立する上下關係は義務思想によるもので、權利思想を缺くから、權利思想の鮮明にせられた現代にあつては一種の時代錯誤となつてゐる。

ハンスマイエル (Hans Maier) 氏は云ふ。

「社會政策は労働者が廣義に於ての労働の基礎によつて、それに對當する主張や權利を求めることに関する。總ての社會政策的規律はそれが或は労働時間、或は賃金、或は失業救済、或は労働保護、失業保険であらうとも、いづれもその對價を提供することを意味する。それ故、社會政策は労働より生ぜし損害に對して労働者を保護し、乃至、既に労働せしことに基く權利にかゝる。社會的保護に於ては、その救済は被救助者より提供せられし労働の對價の形式を採らない。それは、被救助者が社會の一員であるといふことで助けられる。それ故、社會的保護では、被救助者が人類社會に屬するといふ基礎に於て總ての規律を定める。その動作は社會政策と外見上同一である。その動作に關しては兩者共一樣に法律によつて保證せられるけれども、社會政策は被救助者より救助の對價を提供するに對し、社會的保護に於ては、その總て社會的なる保護が社會に屬するといふ單なる事實に基く。」

この場合、ハンスマイエルの Soziale Fürsorge は無論社會事業のことである。マ氏にあつては、

社會政策と社會事業と溫情主義との特徴がよく言表されてゐる。

溫情主義にあつては、義務を主とし、權利の觀念がないから、單にパンの惠與者 (Brotheren) として衣食を給與するに過ぎないが、社會政策にあつては、給付に對する反對給付の形を以て衣食が給與せられる。よつて、この場合、衣食請求權の下に、それをうるものであり、衣食を供與する義務によつてさうするのである。社會事業にあつては、パンの惠與者でもなければ、給付に對する反對給付でもなく、給與さるゝものがその社會に屬するといふことからである (Zugehörigkeit zur Gemeinschaft) 社會事業にあつては、個人が社會の一員として、それに屬するが故に社會や全體を調整する意味に於て個々人に衣食を給與するのである。

それに、溫情主義に於ては、衣食の供給に對しては感謝や敬慕が要求せらるゝが、社會事業にあつては、感謝や敬慕を要求することは寧ろその精神に反するものとせられる。單に社會や全體を調整するといふことに意味があるので、調整者も社會のため全體のため調整するものであるし、被調整者も社會のため全體のため調整せられるのである。

よつて、溫情主義は上下關係主従關係によつて、恩惠を施さうとするもの、社會政策は労働の對價を提供する形式によるもの、社會事業は全體に附屬する意義によつて救助するものといふことが言へるであらう。



温情主義には自由がない。また、正義の觀念といふものもない。平等の觀念や、自決の觀念といふものも脱失してゐる。人格を求め、個人権を望む自主獨立なる現代人に對しては、自由なき温情主義は困窮を緩和さるゝよりも重大事に違ひない。自由か困窮かと云へば、温情主義者は困窮緩和を求め、労働者に於ては、自由を求めて、貧窮を辭しやうとする。温情主義は上下關係主從關係であるが故に、階級意識に基き、服從關係によつてゐる。この服從關係にあつては、困窮は温情として救はれるけれども、自由は獲得せられない。總ては労働者のために、そして、労働者によらずに (Wiese Alles für die Arbeiter, nichts durch die Arbeiter) 行はれるが故に、被救助者の自主權といふものがない。自由にあらずして奴隸であり、困窮を救はれるのみで、單に豚肥りになるだけである。困窮を取り除いてもらい、服從關係に於て、その品位も價值も低下し、たゞ安樂に暮すといふのが温情主義の實體である。かくて、温情主義は自由と人格との容認せられる現代に於て時代錯誤であると言はれるのも仕方がない。自由なる自決權 (freie Selbstbestimmungsrecht) が現代人の要求するところのもの。

現代に於て、純粹な極端な温情主義を把持することはできないから、これに倫理的意義が加味されてゐる。よつて、労働者の自由も人格も、一と先づ、容認されてゐる形ちを探つてゐるし、平等と自主とも讓歩されてゐる。が、そもゝ温情主義はかくの如きことゝは根本的に矛盾して

ゐるから、温情主義はその特質によつてのみ批判されなくてはならぬ。

社會倫理 (soziale Ethik) は社會事業の據つて立つ原則であるが、社會倫理の目標は個々人には無頓着で全體を對象とする。それは主觀體を救助の目的とせずして、倫理的觀念を除き去つて、(慈善事業や體驗社會事業に對して、比較的意義に於て) 客觀體を救助の對象とする。それ故、社會倫理に於ては、救ふものと救はるゝものとの對立なく、救ふに於て何の犠牲があるのでなく、たゞ全體のために救はざるべからざるが故に救助するのみ。社會倫理は社會政策よりも個人的意義を入れる。それは愛よりも正義を重しとする。それは平等と自由によつて立つ。それは他力よりも自力を、他によつての救助よりも自助に依らうとする。これ等の特徴は社會倫理の據つて立つところであるが、これは又社會事業の主義であり原則である。

これによつて、温情の社會改良に關する意義は明かであり、その舊時代の主義及精神であるといふことも疑なきことである。

### 三 工場福利事業

工場福利事業 (Fabrikwohlfahrtspflege) の意義範圍及び目的については一致するところがなく、また、それは幾多の變遷を経た。工場福利事業とは何を意味するかといふことさへ最近に至るまで明定されなかつた。アルテンラト博士 (Dr. J. Altenrath) はその<sup>(3)</sup>論文に於て、工場福利事業を



以て社會事業の一種であるとなし、エルドベルグ氏の定義（社會事業とは社會の任意的動作により經濟的進化の結果必然的に生起せし社會的害惡を除去することに關し、その未だ、法的規範の強制により輕減除去しえないものに關する）を引用し、社會事業とは（一）法的強制によつて除去しえざるところの社會的害惡を任意的動作によつて除去すること、（二）社會改良に向けられるものといふ二つの特質をもつと言つてゐる。然らば、ア氏の工場福利事業はエルドベルグ氏の社會事業の定義をそれに當て箝めたものである。氏はその如何なるものといふことを明かに限定してゐないが、試みに氏に代り工場福利事業に界限を施せばかく言ふべきであらう。

工場福利事業とは、工場労働者に對し、社會的福祉増進の意義に於て、經濟的進化の結果必然的に生起せし工場の害惡を任意的動作により輕減除去することである。

工場福利事業が温情主義により、主従関係や封建制度の姿態を採る以上、それは社會事業でもなく、また、その一種でもない。社會事業は社會倫理を中樞とするものたることは既に述べた。それは主従関係でも、從屬関係でもなく、自由な平等な原則により正義の觀念によつて權利を容認するものである（恩惠として給與さるゝに對し權利として）もし、工場福利事業を社會事業の一種とすれば、それは社會事業形態の上にその構造を定めなければならぬ。

ア氏は工場福利事業の範圍として、労働、雇主と労働者との労働關係、労働及生活状態に於て

労働者間の關係より生起する物質的困窮を除去することを擧げ、労働をして、それ自から逸樂たるをえせしめ、労働團體をして共同努力、相互扶助、物質的精神的要求を實現することを目的とするとしてゐる。

工場福利事業は封建時代の從屬關係を労働界に導入するものだとするものがある。工場福利事業の目標は封建時代に存在せし支配組織 (*herrschenden Ordnung auf die Industrie*) を工場に導入するものである。工場福利の結果は労働者をして雇主に從屬することを餘儀なくせしめ、團結權や労働者の自由をできるだけ麻痺せしむる。經濟的障害の除去は任意性になさるべく、經濟的權力を侵害されない方法を以てなすべきだとする。現今の工業的進化が労働階級に齎らす害惡や、その困窮は比較的輕微な問題で、その經濟的進化が生み出す労働者の自覺や、平等の觀念が重大なのだとする。かくの如き事態は封建的精神をもつ工場福利事業と逆行すると考へられる。

(4) カール・ブヒヤア氏によると、白耳義に於ける工場福利事業は恩惠として施設され、現時の經濟的社會的組織より生起せし害惡の除去は國家の干涉なくして遂行され、任意に慈善として行はれたものだといふ。ヘルクネル氏も木綿工業に關して嚴密なる研究をなし、略同様なる結論に達してゐる。ヘルクネル氏は雇主の福利事業について甚だしき疑惑の念を抱いてゐる。労働者が雇主より給與せられた日用品を使ひ、衣服を着、住宅に住み、新聞を讀むといふことであつたら、



かくの如き労働者は、自主と平等とを脅かされずしては濟されないと考へてゐる。微小な福利施設のために、労働者の自負心を削り、他に従屬させ、獨立の精神をそこない、向上する精神を喪失するに至れば、それは甚だ重大な事件だと見做される。労働者が封建制度の再興により、温情によつて待遇せられるならば、今日まで制定して來た社會政策的な各種労働立法は破壊されなくてはならぬ。かくの如き温情により、慈善によつて、労働者の福利を企圖することの動機は純粹善心であり、善行であるとしても、これによつて人格と自由と平等にめざめた現時の労働者は損傷されなくてはならぬ。工場福利が主従關係であり、慈善 (Patronage, Patriarchismus, Wohltätigkeit) であるとするれば、それは社會事業と言はれるべきものと同一ではない。(温情と社會事業の關係參照。)

<sup>(5)</sup> シュルチエ・グーベルニッツ博士 (Dr. Schultze = Goeverniz) の研究によれば、個人主義的經濟學の時代に於ては、労働者は物の生産の手段と見做されてゐなかつた。第二期に至り、カーライルの始めた運動によつて、労働者は保護を受けるやうになつたけれども、それは主従關係に於てであつた。この時には、英國労働者の福利施設は滋生したけれども、労働組合は幾多の反對に會つた。最後の時期は、カーライルが労働者を人格として取扱ひ、自主平等とするために骨折つたときである。現時に於ける労働者の福利事業は、以前のものと名は同じであるけれども、精神や

主義は全然別物である。前のものは、主従關係の福利事業であつたけれども、今のものは労働者の他に從屬せざること (Unabhängigkeit) によつて行はれるものである。この意味に於ては福利事業は社會事業の一分枝たりうる。

もし、雇主が労働者を平等なものとして取扱ふなれば、たゞに、労働者に物的福利を與へることので足りるのではない。よつて、それは、まづ、教養 (Bildung) を與へることに進まなくてはならぬ。そこで、労働者に對しては、單に與へるのでなく、労働者は各自からを救ふ努力に加はるのである。労働者をしてかくの如き任務を遂行することをうる能力者たらしむるには、セツトルメント事業形式の如く文化的解放運動によつて、文化大學、大學擴張、自由講義に進まなくてはならぬ。(隣保事業の論究に就ては、<sup>(6)</sup> 拙著「輓近の社會事業」第十章參照、<sup>(7)</sup> 「社會政策大系第七卷拙稿「隣保事業」に於ては別に研究の上論稿を纏めてゐる。セツトルメント・ウオークには未だ原理の構成といふものが不充分だから、これを整齊する必要がある) 一九〇三年以來、工場福利事業は、<sup>(8)</sup> デュウエル氏、モンベイルツ氏、<sup>(9)</sup> グウンテル氏、ブレノ氏などによつて、その本質や是非が論せられてゐる。工場福利事業についての反對説をアルテンラアト氏は左の如く要約してゐる。

(一) 工場福利事業は自由労働契約に於て、雇主の企畫する恩恵で、封建的主従關係に終始す



る。その害悪は、(a) 社會政策的法制に障害を及ぼす、(b) 労働團結權に永久の壓迫を加ふることである。かくて、社會法制及社會運動を過誤に陥らしむ。

(二) これに對し、労働者の解放は自助により、障害や壓迫を除去することに依存する。福利事業にあつては、労働問題を貧民問題と同一視する。それは、自助によつてなす解放を破壊し、慈善によつて事を決せんとする。

(三) 福利事業には二種がある。その一は、労働者に奴隸根生を養はしめ、自力によつて獲得する労働運動の成果を放棄せしめる。その二は、單なる慈善に依るもので、それ自から高き價值を有たぬ。

これ等の非難は福利事業が慈善的で、自主、平等の觀念を認めざる間は續くが、それが社會事業の原則によりその一分枝として運営せらるゝに至れば、社會倫理に據ることとなるから、非難は多く消失するものと考へられる。

参考文献

- (1) Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, S. 25.
- (2) 海野幸徳、慈善事業概念と社會事業概念との分界、「社會事業研究」第14卷第3號。
- (3) Alenrath, Das Gebiet der Fabrikwohlfahrtspflege, Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, Heft 5.



- (4) Buchner, Belgische Sozialgesetzgebung und das Arbeiterwohnungsgesetzgebung, Archiv für Sozialgesetzgebung und Statistik, Bd, 4.
- (5) Schultze-Gövernitz, zum sozialen Frieden, 1890.
- (6) 海野幸徳、晩近の社會事業。
- (7) 海野幸徳、隣保事業、社會政策大系、第七卷。
- (8) Wilhelm Düwell, Wohlfahrtspflege eine eingehende Studie über die sogenannte Wohlfahrts-einrichtungen in der verschiedenen Grosbetrieben, 1903.
- (9) Günther und Prénôt Die Wohlfahrts-einrichtungen der Arbeitgeber in Deutschland und Frankreich, 1905.



## 第七章 社會事業の人生觀

慈善事業の人生觀は隣人を憐むにあり、これを愛と情とを以て救助するにある。惱めるもの、病めるもの、貧しきものは個々の苦痛の治醫によつて救はれて行く。社會事業の人生觀は消極的範圍に於ては、貧民、失業者、犯罪人、病者といふやうなものに救助が向けられ、これを全體とし客觀として救助する。この意味に於ては、慈善事業も、社會事業も、個々と全體との取扱を通じて、その目標とするところのものは消極的のものである。これが優生學より批判を受ける難點で、その或るものは、これによつて修正を加へなければならぬ。私は明治四十二年初めて優生學を我國に導入し、<sup>(1)(2)</sup> 文獻をも提供したが、現今に於ては二三の優生學雜誌もできてゐる。併し、未だこの種の知識は一般に普及しないと云つて宜い。

ニイチエの奴隸道德の思想は、その後、生物學的人生觀となり、優生學的人類改良策となつたが、惡質者の遺傳的傳播と、その取扱とに就ては、異論紛々たるものがある。

惡質者の遺傳的傳播は顯著なる人生の出來事であり、世界が未だこの問題に充分なる注意を拂はぬといふことは現代人類の矛盾である。米國などで惡質者の繁殖防止及去勢が行はれて居るが、かくの如き問題に對しては、世界人類の思想が未だ幼稚であり、従つて、その方案も整齊發達し

て居らぬ。<sup>(3)</sup> イースタアブルツク氏の一九一六年に發表せし惡質家族ジューク族の遺傳の事實及取扱に要せし費用は實に左の如くである。

(一) 一對の惡質男女より遺傳せし惡質者二千八百二十人。

(二) 成人貧民三百六十六人

右院内救助費 百七拾萬貳百圓

右院外救助費 貳萬七千貳拾圓

(三) 犯罪人百七十一人

右處置費 拾七萬六千圓

(四) 捕縛及審判三百件

右費用 六萬圓

(五) 習慣性犯罪人八十八人

右處置費用 貳拾參萬四百圓

(六) 殺人十人

右損失 貳萬四千圓

(七) 淫賣婦百七十五人



右の社會に及せし損失 百五拾七萬五千圓

(八) 病婦五十五人

右費用 六萬六千圓

(九) 遊人五百五十人

右の社會に與へたる損失 百參拾貳萬圓

(一〇) 淫賣のため生産業を放擲せしもの八百七十五人

右の社會に與へたる損失 貳拾壹萬八千七百五拾圓

(一一) 夭折者六百六十人

右損失 拾五萬六千圓

(一二) 兒童死亡三百七十八人

右損失 參萬六千八百圓

(一三) 私生兒殺四十人

右損失 八千圓

(一四) 喧嘩爭論により器物の破損 四萬圓

(一五) 婦賣屋の資金 拾貳萬圓

(一六) 右重利 參萬六千圓

(一七) 教會の惠與金 四萬圓

(一八) 乞食によつてえた金高 貳萬圓

(一九) 飲酒八拾四萬六千圓

合計 五百參萬參千參百七拾圓

イースタアブルツク氏の計算は單にジューク一族のものであるが、さきに、ダツグデイル氏によつて發表された<sup>(4)</sup> 文獻と相俟ち、惡質家族遺傳の戰慄すべきもの、その社會に與へる損害の大なるに一驚を喫せしむるに充分である。もし、社會が賢明にして、二百五十年前ジューク族の祖先たる一對の男女の繁殖だけでも遮ぎることが能きたならば、國家はこれがために五百萬圓の濫費をしなかつたらうし、また、二千八百人の殺人、強盜、窃盜、淫賣等あらゆる社會の危險分子を増殖させなくても濟んだであらう。

かくの如き惡質者の遺傳的事實に對して現今の慈善事業や社會事業は如何なる方策を取りつゝあるか。私は斷じて直言しやう、それは正に凡ゆる方法と手段とを採つて、恐るべき惡質者の繁殖及傳播を幫助しつゝあると。これ私が十七年前より(當時、私の「日本人種改造論」が公刊せられた)優生學を導入し、優生政策の提唱これ力めし所以である。我國にこれだけの惡質者や、犯



罪人や、淫賣婦や、遺傳的貧民があるだらうか。我國では、これ等の反社會的なものに對して無策である外、繁殖及傳播を助長するが如き方策を採りつゝあるではなからうか。これに對し、今後我々は如何になすべきであらう。これ、我國民の慎思しなければならぬ重大事であり、社會事業の人生觀の變改を要する理も亦實にこゝにある。

(5) マキム (Dr. McKim) 氏はかくの如き事態に憤慨して、遺傳的惡質者は凡て一室に導き入れ、炭酸瓦斯で無痛に處理して了ふべきであると極論してゐる。この種の手段は純生物學的には正しいか知らぬが、現今の複雑な文化國では實行不可能な非人道的なものである。一度出現したものに對しては社會は或は貧救院、或は養老院、或は育兒院、或は婦人ホーム、或は無料宿泊所等を開設して救助する外はない。我々の言はうとするところは、かくの如き惡質者や、あふれ者や、危險物の生産を防止する一事であり、また、その繁殖を止めることである。

現時の優生學的方案は未熟を極めてゐる。私は曾て<sup>(6)</sup>アーチドル、リード氏の説を引き、飲酒によつては、個人に損害を及ぼすけれども、人種は却つてこれが爲めに強健となることを説いた。この事に關する學理的の研究は、この頃米國生物學者によつて行はれ、動物に飲酒せしめて、その遺傳的實驗をしてゐるさうである。かゝる子孫にはこれが爲め何等の影響を及ぼさざるのみならず、却つてアルコールに抵抗する力を増大することを發表してゐるとの事。今私の手許にこ

の種の文獻がないから、リード氏や私の説を實驗的に證明することはできず、尙未だ理論構成たるを免れないだらう。

飲酒すれば抵抗しえざる個々人は死滅し、後に酒に抵抗力を有するものゝみ殘留する。よつて飲酒の結果は酒害に抵抗力をもつ個人によつて人種は構成せられ、そのため、人種の見地からは酒害といふものはないといふことゝなる。飲酒に耽つた、南部歐羅巴人たる佛蘭西人や伊太利人などが酒害に抵抗力を有ち、比較的飲酒せざりし北部歐羅巴人が現時酒害に抵抗することのぶいのはそれが爲めだと解釋せられる。私は禁酒運動に熱心であるが、論理によつて禁酒の方案を定め、これを實行に移したいといふ科學的禁酒論者である。私の飲酒に關する優生學の見解は左の如くにならう。

(一) 飲酒の惡癖は絶廢しなければならぬ。飲酒の個人に及ぼす生理的、道德的、風俗的の害悪は充分顯明である。個人的見地に於て、私は全然飲酒に反對する。

(二) 種族の見地に於ては、私は飲酒の結果、もし、今後實驗により、子孫が適者生殘によつて却つて抵抗力を増大することありとせば、種族衰亡を憂慮する必要はないと考へる。

(三) 併し、種族の見地に於ても、究竟、私は飲酒に反對する。飲酒の上、抵抗力を増大させる爲に弱者を亡ぼすことを以て是なりとすれば、傳染病も蔓延に任せることになるし、その



他、かくの如き害悪もそのまゝ放任するといふ論法を採らなければならぬ。併し、人類が既に自然征服を行ひ、弱者も強者と共に保護し、自然統制が人為統制に轉じた現代文化の程度に於ては、飲酒せしめて種族のアルコールに對する抵抗力を増大するのだとする見解は餘りに愚であり亂暴である。

私の説は禁酒論者にも正解せられぬと見へ、屢々方角違ひな批評をされるが、自然統制によらず、人為統制による私の優生學の見解は今や充分明白であると信ずる。

優生學の何であるか、優生政策の實體の何であるかは、<sup>(7)</sup> 先著に於て明確に説明してゐるからこゝには省略する。

もし、社會事業が人類の發達、文化の發展に對し貢獻する如きものたらんには、それは私の主張するが如く、消極的なるものと共に、積極的綜合的乃至超越的なるものとならなければならぬ。

この基本的見解が確定せられぬ限り、今日の如く社會事業(殊に慈善事業)と雖も、優生學的意義を入れず、個人の福利を圖つて種族の發展を阻害するものとなる。ジューク族の如き惡質家族を幾萬組幾十萬組と限りなく保護繁殖せしめて居る消極的非優生學的社會事業は個人的見地に於ては兎に角、種族の見地に於ては、種族を破壊し國家を滅亡に導くものたらざるをえぬ。

こゝに於て、社會事業世界觀の上に根本的修改を加へなければならぬ理由明白なり。ザロモン

氏もその著書に於て社會事業の世界觀に四頁を割いて居り、生物學的優生學の見解を論じては居るが、その論旨の曖昧であり徹底しないのは、氏が個人的見地と種族の見地とを分たないためである。その上、ザ氏の社會事業概念論は、私の分解せしが如く、未だ充分積極的意義を入るゝに至らず、大體消極的なるものなるが故に、種族の進化及國民の發展を企圖することができないのである。社會事業が劣者弱者病者といふやうな消極的なものだけを目標とする限り、所謂それは國民發展上、二階から目藥の類であつて、優生政策などにより、強者優者を増加する方案を加へることができぬ。もし、社會事業が斯くの如き程度のもの種類のものならば、蓋しそれは人類の發展文化の進歩に貢獻することの大なるものではないと言へやう。

茲に於て、私は社會事業の世界觀に基本的修正を施し、それは積極的のものであり、綜合的のものであり、更らに、超越的のものであつて、個人の外、種族及國民の發展、文化の進歩を目標とするものだといふことを結論する。

#### 参考文献

- (1) 海野幸徳、「日本人種改造論」東京・富山房發行。
- (2) 同 「興國策としての人種改造」、東京・博文館發行。
- (3) Easterbrook, the Juke in 1915. Pub. No 240, Carnegie Institution of Washington, 1916.



- (4) Duckdele, The Juke.
- (5) Mckin, Hederity.
- (6) Reid, The Alcoholism.
- (7) 海野幸徳、「晩近の社會事業」第十五章「優生學的社會政策」。

## 第貳編 社會事業の形態

### 第一章 個人的困窮と集團的困窮

#### 一 困窮の範疇

私は慈善事業や社會事業の對象とする困窮を三に分つ。即ち、それは、(一)個人的困窮(individuele Not)、(二)個人的集團的困窮(individuele-Massenot)、(三)集團的困窮(Massenot)である。個人的困窮は大體慈善事業に於て取扱ひ、個人的集團的困窮は慈善事業と社會事業との中間に來るものであるから、慈善事業の末期、即ち社會事業への過渡期、若くは社會事業の初期、即ち慈善事業を受けつがんとする時期に於て現はれるものであり、又その對象となる。終りに、集團的困窮は社會事業に於て取扱ひ、その對象となる。

困窮は個人的困窮と集團的困窮との二つに分れるが、集團的困窮は個々人を一定數寄せ集めた具象的のものと、個々人を抽象して全然個々人とは關係なきに至れる抽象的なるものとの二類に分れる。よつて、困窮は三種ではなく、二種であり、その中の一種が更に二に小分される形式を採る。



個人的困窮

困窮

集團的困窮

個人的集團的困窮——具象的

集團的困窮——抽象的

隣人相互にその困窮を救助することは慈善事業の領野である。個人的困窮は個人的原因より發するが、集團的困窮は社會的經濟的組織より生起する集團的なるものである。社會的經濟的組織より集團として生起する困窮に對し、個々として發生する個人的困窮は慈善事業によつて取扱ふ。また、かくの如き個人的困窮は抽象的な全體救助たる社會事業の取扱ふことが能ぬものである。個人的困窮は具象的なものであり、無限の結合體として存するものであり、私の所謂全一でもあるから、抽象的に部分救助をなすに過ぎざる社會事業に於てこれを取扱ふことはできぬ。慈善事業は完全救助であり、救助形式としては完全である。社會事業は部分救助をなし、救助形式としては不完全である。社會事業を以て高き救助形式であるとし、慈善事業を以て低き救助形式であるとするのは、現時社會事業家間に於ける謬想である。この事に就ては本書を通じて充分明確に闡明されなくてはならぬ。

現時の社會は益々複雑になりまさりつゝある。私は拙著「輓近の社會事業」のうちで、文化に追従することは困難になりつゝあり、竟に人類の破産にまで導く所以を述べた。人類の文化に追従

する態様は一に創造により、他は社會遺傳による。各時代に産出せられし文化はその以前のものと共に社會遺傳として現代に傳達せられる。この複雑な文化を獲得し、また、これに適應することによつてのみ適者として生殘しうる。然るに、この適者として生殘することは益々困難になりつゝある。社會遺傳として傳達さるゝ一時代に於ける文化の總量が増加するのみであるから、無限に増進する文化に對し遂に適應すること能はざるものが出來てくる。これが現時に於て、年々増加する精神病者廢類者の原因となつて居るので、かくの如き生存様式が今後續くとすれば、人類は全體として文化の總量に適應することが能きなくなる。茲に於て、人類の衰頹が來る。これに對し、創造的に素質の生物學的進化により適應能力を高める場合、初めて人類は又一階段の進化を遂げることができる。これが優生學的問題で、世界人類は未だこの問題が自家の運命を如何に左右すべきものであるかに關し、充分明かなる知見をもたぬものゝやうである。

かくの如く、年々複雑になりまさる社會經濟組織に適應することの能きぬものが激増することによつて、現時の社會事業的救助が入來するのであり、これによつて、一般社會事業(貧民事業等)、保健事業、兒童事業及び經濟的保護事業の分枝に含まるゝ凡百の社會救済が企畫さるゝに至るのである。

集團的困窮は、かくして發生するに至り、社會事業はこれに従つて入來した。社會事業の取扱



ふものは集團的困窮であるが、これと共に個人的集團的困窮をも取扱ふ。現時に於ては、困窮を個人的に取扱ふことは益々困難になりつゝある。近所兩隣りの貧民や失業者を個々助けることは無論能きるが、全國に於ける數百萬の貧民を個々救助することは全く不可能である。失業者の數は最低勞働人口の四%、最高三五%まで及ぶが、斯くの如き失業者に個々對接することは不可能であらう。内務省社會局の調査に據ると、貧困寡婦は四二、九〇四人、その子女九一、〇三五人、準寡婦一三、三七四人、その子女二七、七八二人、合計一七五、〇九五入であるが、かくの如き數量の兒童救護を在來の慈善事業によつて遂行するとせば奈何、隣人相助によつて遂行するとせば奈何、到底その不可能なることを見出す外はなからう。

## 二 相互扶助

私は<sup>(1)</sup>別著に於て、我國救貧事業の不完全なるに係はらず、明治に至るまで、貧民は比較的増加せざりし所以を示した。

我國は家族主義であり、現時に於ても、大體西洋の個人主義に對して家族主義である。この社會組織は救貧事業にも影響を與へてゐる。隣人による慈善事業形態は西洋では衰敗して了つたが、我國に於ては今尙ほ多少存續してゐる。近親相助の風習は衰へたりとは言へ、なほそれは我國に於ける救助形式となつてゐる。

けれども、この救助形式は西洋に於ても、一度盛んであつた。現時に於て、それがないと云ふのは衰頹すべくして衰頹して了つたのである。この事に就ては「輓近の社會事業」に述べてをいたから省略しなければならぬ。

いづれにしても、相互扶助による社會救濟の形式は人類生活の比較的初期に來るもので、現時に於けるが如く、物質文明の旺盛なる時期に於ては一樣に衰頹せざるをえぬ。我國に於ける近親相互扶助も亦漸次に衰運に傾きつゝあり、都市に於ては地方に於けるよりも一層急速に衰滅しつつあるが如し。最早、我々は相互扶助によつて、社會の病患を救助することの不可能なるを見出す外なからう。

## 三 因果的困窮、歴史的困窮

私達の困窮は多く他のものによつて復現されざるものである。言はゞ、それは *unique* であり、獨特である。素質と複雑なる自然環境と社會環境とにより、某の時、某の所に於て、我々に現はれる困窮や事情は決して他人に説明することのできるやうなものでない。それは簡単な形式的なものではなく生き／＼として、無限に複雑なる態様をもつものである。失業といつても、産業的原因よりくるものは無論自己責任ではない。その上、この失業者は餘りに正直者で職工長のお髯の塵をも拂はぬとせやう。このお髯の塵を拂はぬことは、父母が正直者で、伴を道心堅固に育て



上げた、めでもある。この者は又仲間と遊樂に耽るやうなことは絶対にない。ひまさへあれば、父母の手傳をしたり、弟妹の世話をしたり、讀書をしたりする。その爲め、却つて仲間の氣受けがよくなくなつてゐる。かくて、この者は所謂づるい世中にむかなくなつて居る。そこへ、不景氣がやつて來たので、先づ御拂ひ函を喰つたとする。私はこの失業者の救助は容易なことではないと思ふ。普通の失業救助でこの正直な涙ぐましい出精な道念堅固な失業者を處理することの出来ないことを見出す。この者に職業紹介をして見ても駄目である。既にこの者は社會といふものを信用しなくなつて居る。社會に對し倫理判斷を絶対に拒んでゐる。正直で、孝行で、弟妹思ひであつても、道德律の極めて微弱にしか行はれぬ現社會は、この失業者を極めて冷酷に扱つた。これがため、この者には職をえさせても、それを信することができなくなつてゐる。不正直な、みだらな酒飲みや、放蕩の方が却つて運がよい。なほ、この不幸は失業者には神も佛もないものかといふ疑念が犇々と押し寄せてゐる。かくの如き複雑な心理をもつ失業者に對し、職業紹介によつて救助しうるといふ者へは甚だ淺薄なものである。

然るに、社會事業形態にあつては、失業者と言へば、萬人凡て一様に取扱ひ、colorlessのものとして處置する。これが眞の救助と言ひうるであらうか。個々人の困窮は嚴密に言へば凡て獨特のもので、決して繰り返へすものではない。私の悩みは、あなたの悩みとは似てゐても異ふとい

ふことが如何なる場合でも言はれうる。かくて<sup>(2)</sup>私は wiederkehrender Not(繰り返す困窮)と einmalige-Not(一度かぎりの困窮)とを區別する。

獨特なる困窮は一度かぎりのもの、歴史的なるものである。それは無限の結合の上に成立するばかりでなく、「全一」の悩みはそれ自づから獨特なるものである。現代に於ては、この無限の結合(Unzählige Kombination)と全一と、これに對する困窮との上に成立する救助觀念を全然缺いて居るのであり、また、それが甚だ不充分である。私はこの全然缺けて居り不充分だと思ふ全一的救助を分析闡明することによつて、全體を救助の對象とする社會事業の不完全なことを、階級を對象とする社會政策の不充分なことを、集團政策の眞の救助方法にあらざることを示さうと思ふ。この事は社會事業思想の上に革命的回轉を與ふるものと私は信じてゐる。私はこれ等の集團的政策や、社會事業形態をふみこえなければならぬと考へてゐる。私は社會事業形態を不完全なりとし、社會事業を現時の集團世界の齎らす unavoidableの害悪とする。たゞこの意味に於てのみ私は社會事業を容認する。けれども、私は無限の結合と全一とを目標とし、それ自づから獨特のものとして存する社會事業の開拓提唱を期してゐる。この部門に私は體驗社會事業なる命名を與へる(在來の社會事業は私の謂ふ「概念社會事業」である)。慈善事業は體驗社會事業よりも不完全ではあるが、個々人を救助の對象とする慈善事業に對し、私は厚き信任を表し、高き價値を與



へたいと思ふ。私は現代人の社會事業形態を高しとする思想に反對し、却つて慈善事業を尊しとする。これ等の事に就て、私は本書に於て簡單ではあるが、嚴密に分析闡明することを期してゐる（これ等について、精細にして徹底せる研究の發表は一兩年内に公刊せらるゝ私の主著としての「社會事業學の本質」及「社會事業學原理」に於て初めて實行する積りである。）

繰り返へさない歴史的な社會事業については、私は體驗社會事業として研究し、繰り返へす因果關係による社會事件を對象とするものを概念社會事業とする。社會事業に於ける貧民や疾病や災害や兒童保護などは、いづれも繰り返へさない因果關係によつて取扱はれるものである。

#### 四 個人的困窮と完全救助

私は<sup>(3)</sup>拙文に於て、婦人の社會事業上の分業を論じてゐる。この事に就ては、次章に於て體驗社會事業を分析闡明する際に譲るが、婦人の救助は男子の部分的なるに比し全體的である。すなはち、婦人の救助は完全救助である。如何なるものが完全救助であるか。

私の謂ふ完全救助とは、(一)無限の結合に於ける救助、(二)全一に基く救助である。この事の何であるかに就ては、一應明かになつてゐるが、私はこれについて尙綜合的社會事件なるものを解釋しなくてはならぬ。部分的社會事件とは個々人に體現さるゝ缺陷を一々部分的に切り離して取扱ふ場合をいふ。個々人に現はるゝ缺陷は凡て個人に含るゝ一切の缺陷と有機的に結合して居り、

それを一々切り離しては何の意味もないものとなる。たとへば、勞働意志のない失業者の場合を考へて見やう。この失業者には體力はあるけれども、勞働の意志がない。勞働意志のないことは精神的道徳的廢類である。この勞働者は仕事のないために飲酒をなし、賭博をする。その上、遊里にも通ふ、萬策つきて半ば窃盜をも行ふ。かくの如き半ば犯罪人半ば浮浪者たるこの一個の失業者に對し部分的救助といふものが如何程の効果を齎らすかを私は問はんとするのである。

まづ失業 (Unemployment, Arbeitslosigkeit) について考へて見よう。この場合、獨逸語の語義によれば「無職」と譯すべきであるが、學校を出たばかりで、仕事にありつかない者も亦失業者の範類に入る。よつて、邦語は獨逸語にて表示されたものよりも不完全であり、邦譯の「失業」も誤つてゐる。適譯は寧ろ「無業」である。

失業者とは、勞働意志を有するもので、乞食などの如く、もと／＼仕事をやる氣のない者は縱へ無職であつても失業者といふことはできぬ。その外、勞働忌避者、精神的肉體的勞働不能者も亦失業者の範類に入らぬ。失業者とは勞働意志をもち、勞働能力をもつが、不完全なる産業組織のため職業を見出しえないもの、季節的日雇に従事するもの、部分的に雇はるゝもの、失業の代りに短時間働くもので、浮浪者、頽齡、疾病、不具者、犯罪人、監視中の少年少女等 *unemployable* (雇ひえざるもの) は總て失業者より除外せられる。これ等の意義を回顧することにより、コーへ



ン氏は<sup>(4)</sup>「健康にして能力があり、當時の定れる賃金によつて、自己の職業に従事せんとすれども、仕事のない爲めに職業を見出しえざるもの」を失業と云つてゐる(A workman is unemployed when he is able-bodied, efficient, and, though willing to work in his own trade at the current rates of pay is unable to find employment because of lack of work)

さて、部分的救助が半ば犯罪人半ば浮浪者たる失業者に對し如何なる効果を齎すか(かくの如きものは嚴密なる意義に於て失業者ではない)當面の失業者は健康であり、體力はあるけれども、勞働意志はないし、酒を飲み、浮浪であり、半ば犯罪人である。これに對し、職業を紹介し、失業對策となさんとすることが如何なる意味を有つや。若くは一個の貧民として金品を施與することが如何なる効果を齎すべきや。然るに、通常謂ふ社會事業とは或は職業を紹介する事、或は金品を施與することである。かくの如き部分的療法が眞の對症療法とならぬは明かである。職業を紹介するといふ部分的救助を遂行して見ても、勞働意志のない人間に對しては何の効果もなく、金品を施與しても、たゞ酒食に耽り、賭博の資に投ずるのみで、事態は益々悪しくなる一方である。私はかくの如き無効なる部分救助に全然反對する。然るに、社會事業は抽象的にかくの如き部分救助を遂行するものなりといふ。この救助方法の無効たり、更らに有害たるは今や炳焉。個々人を救助することはその部分に於てすることはできない。よつて、その救助は部分より全

體に向はなければならぬが、これは先づ、無限の結合に向ふであらう。上擧の勞働者は結合體としては勞働意志のないことも、飲酒することも、賭博することも、浮浪なることも、半ば犯罪なることも結合して有機的全體をつくるであらう。この有機的全體に向つての救助を私は完全救助といふ。更らに、それが無限の結合より融合して、全一の境に達し、この全一を對象として救助を向けるものは「終極的完全救助」である。私の謂ふ部分的社會事件とは部分的救助に對し、その一々の缺陷を指示するのであり、綜合的社會事件とは無限の結合により有機的全體に對當するものである。

個人的困窮は個人を全體として救助する完全救助である。それは綜合的社會事件として救助を進める。この救助方法に對當するものは慈善事業形態及體驗社會事業形態である。

社會事業の形態はまづ救助機能の分類によつて定らなければならぬ。救助機能は個人的困窮及集團的困窮となつて現はれるが、これに對し、形態はそれ々異なるものとならなければならぬ。

個人的困窮に對應するものは體驗社會事業形態及慈善事業形態であり、集團的困窮に對應するものは概念社會事業形態である。更らに、これを綜合し、一體として運営するときは統合的社會事業形態となる。宗教的なるものは宗教的社會事業形態であり、これ等一切の社會事業形態を公私によつて分つときは、公的社會事業形態及私的社會事業形態となる。これ等の事については總て分



析論明されなくてはならぬ。

### 五 完全救助及不完全救助の本質

完全救助は無限の有機的綜合體の上に遂行せられるものであるし、また、全一體を對象とするものであるから、それは生けるもので、死物ではない。部分的救助は部分を抽出するものであるから、死せるものであるに反し、全一體は無論生そのものである。

よつて、それは部分救助の物的なるに對し人間的である。部分救助は個々人の部分的缺陷を治療するのであるから、それを物として取扱ふ。然るに、完全救助は全一の上に行はれるが故に、人間的たりうる。個々人を人間として人格として取扱ふものは完全救助あるのみ。

人間的救助は主観的で、情意を主調とする。物的救助は客観としてそれを眺めるが故に知的である。知的救助は概念社會事業となつて現はれ、科學と技術を以て救助することとなる。けれども、その間に情意作用が乏しく、萬事機械扱ひで行く。

完全救助と不完全救助とのこれ等の特質を通じて、個人的困窮による救助は社會事件を人間本位とし、生命全體を直観により、把捉する方法を採り、集團的困窮による救助は社會事件を物本位とし、部分を概念的に把捉し、これを機械的に取扱ふ方法を探る。完全救助と不完全救助、無限の結合體と部分、概念的と體驗的、最後に、慈善事業と社會事業とは以上の原則に基き分岐して、

幾多の社會事業形態を分つ。これによつて、社會の缺陷は除去調整せられ、人類の積極的發展は企圖せられる。

いづれにしても、全體を對象とするものと、隣人を對象とするもの、間に社會事業形態の最も基本的分化が行はれる。概念社會事業と體驗社會事業とがこゝから出現するのである。

#### 参考文献

- (1) 海野幸徳、「戦近の社會事業」第一章、第二章。
- (2) 海野幸徳、「社會事業研究」第14卷第4號、「社會事業の本質」21頁。
- (3) 海野幸徳、「婦人の社會事業に於ける分業」、「社會事業研究」第15卷3號。
- (4) Cohen, Insurance against Unemployment, p. 29.
- (5) 海野幸徳、現代人の戀愛思想。(京都・内外出版株式會社發行)
- (6) Salomon, Ausbildung weiblicher Beamten für die Wohlfahrtspflege.
- (7) Kranz, Die Ausbildung von Beamten auf die Gebiete der Sozialhygiene.
- (8) Heing Marr, weiblicher Beamten.
- (9) Marie Dauni, Frauenschule.
- (10) Weber, A., Fürsorge und Wohlfahrtspflege.
- (11) Jäger, Caritashandbuch.
- (12) Liese, Geschichte der Caritas.
- (13) Lallemand, Histoire de la charité.
- (14) Macadam, The Equipment of the Social Work.
- (15) Devine, Social Work.



## 第二章 概念社會事業と體驗社會事業

### 一 概念と體驗

アドルフ・ワグナー氏はいふ、「社會的救助は優れて善い、けれども、個人的救助は一層善い」(Soziale Hilfe ist gut, individuelle aber ist besser) 私は個人的救助の外、善いものはないと附加しよう。社會事業が何故社會政策より良いか。それは、社會政策よりも個人の運命に見入り、個人の欲求を充たし、形式的官僚的でないからである。社會政策は個人の人間の困窮を無視し、人格や内的生命に損傷を與へ、外的に救助するのみで、内的には空虚な厭ふべきものである。内的空虚と、警察的なるとは、社會政策の人間味を脱出してゐるところである。かくの如き方法を以てしては、たとへ、物を處理することができても、人間を救助することはできぬ。然るに、社會事業は社會政策に比すれば集團的であり乍ら、多少個人的意義を入れうる。現代の社會事業は社會政策よりも個々人の要求や運命や内的生活に接近したものである。然るに、慈善事業に比すると、それは矢張り形式的官僚的となり警察的なるを免れぬ。慈善事業はワグナー氏の「社會的救助は優れて善いけれども個人的救助は一層良し」といふ意味に於て、社會事業よりも一層善いもの優れたるものである。形式や簿書や捺印で攻め立てられる社會事業に慈善事業の如き人間味がある

のではない。それ等の外的空虚は内的人間的な意味を殺し、それを天界より市井のものにしてしまふ。こゝに、愛が失はれるであらう。愛のない社會改良は外的に如何に盛であつても、本然的には全然價値のないものである。社會改良の究極は愛である。愛を入れないやうな社會改良は價値の乏しいものである。茲に於て、個人的な救助方法が最も善いものであるといふ斷案が生ずる。最も善いものである個人的救助は慈善事業の分野であるが、それは未だ行くところまで行き兼ね中途半端なものである。慈善事業は集團的に對し、個人的であるけれども、それは純粹個人的でありえない。それは他の個人に對立したもので、個人を絶し、主客の境をこえた、それ自づから完了した個人的なものではない。この意味に於ける純粹個人的なるものは單り體驗あるのみ。社會事業は單に科學的に分析するのみで、その眞骸を露出することができぬ。この事を<sup>(1)</sup>ハインツ・マアル氏は明快に述べ居る。マアル博士に據れば社會事業教育といふことは學校教育であるけれども亦それを超越してゐる。學校教育は社會事業教育中、重要な部分であるが、これの終了を以て、社會事業教育は終つたのではないとマアル氏は考へてゐる。今に於て、社會事業を再興し、それを現代的のものとして再構成しなければならぬ。社會事業教育は心情の學校に於てすべく、それは知識的専門學校に於てせらるべきではない。(Sie hat die schwierige Aufgabe, die uralten unvergänglichen aber heute unverständenen Werte der Caritas in neues Richt zu rücken und zweitens



zu formen. Sie soll also Gesinnungsschule, nicht Wissens- und Fachschule sein) 社會事業家は心情の持主であるといふことを第一とし、Organisierer (組織家) たることを副次とする。組織家の技術は學校で修得することをうるけれども、心情はかくの如く簡易に獲得することができぬ。社會事業教育の性質以上の如しとすれば、社會事業は單に學んで完了しうるものにあらず、必ず心情に出入し、體驗に究らなければならぬ。社會事業は客觀として外より scharfsinnige Organisationstechnik としてその組織的技術を研究しなければならないが、それよりも、一層主觀に即し、内より心情の開發を促すことになつて、初めてその目的を達しうる。

私は心情により體驗に基き研究せらるべき社會事業を體驗社會事業として新たに提出することができた。私の社會事業學は單に概念の分析や知識の體系につきるのではない。この種の社會事業を私は概念社會事業と呼び、これによつて、私は學としての社會事業を建設して行くが、この外、私は自分の學としての社會事業の中へ體驗社會事業を加へることゝした。私の社會事業は知的な概念社會事業と、心情による體驗社會事業の統合によつて、その構成を完了する。これまで、獨逸に於てさへ (社會事業原理論の研究は獨逸が宗である) 單に概念社會事業のみが甚だ不完全に研究され、多く断片的のものとして存するに過ぎない。私はこれに學の形體を與へ、學として組織することに成功したいと考へてゐる。私の方案の中には、獨逸の學者が開始してゐる概念社

會事業を導入することを含まなく、ならぬが、私は體驗社會事業を主たるものとなし、概念社會事業を従たるに過ぎないものとして取扱ふ。

これまで私の論述によつて分るが如く、私は救助の方法論として個人的又は人間的といふことを重心としてゐる。集團的抽象的乃至全體格的といふことを悉く個別化し、更らにこれを人間化し、竟に主觀と客觀とを融合して體驗の世界へ導くことが、私の社會事業の基礎概念である。これによつて、私はこれまで理解されてゐたよりも、一層深く社會事業の眞髓に肉迫したいと考へてゐる。私の基本思想は集團的困窮より個人的困窮への還元、更らに、個人的困窮の根源的困窮への再還元である。これによつて、私は社會事業 (殊に體驗社會事業) を通じて、人間性の完成を企圖したいと考へてゐる。

## 二 體驗社會事業の先優性

私は向きに慈善事業の喪失した品位と價值との恢復に盡すと云つた。けれども、この論理は更らに一步を進めなければならぬ。

個人を對象とすることによつては、個人を完成することは能きず、それでは又その進む究極にも達することはできぬ。我々の認識には主觀と客觀分裂前の根源的状態といふことが最も大切である。この根源的状態はたゞ體驗によつてのみ現はれる。



社會事業を以て體驗的であるとするのは、それを個人的であり、人格的であり、乃至、人間的であるよりも、一層究竟状態に接近してゐる。心情であり愛であるといふことは、物の世界、客觀の世界より一步人間の世界へ轉じたことになるが、これに對し、その境界をも飛躍して、一躍高昇したものが、源本的な體驗の世界である。この意義に基けば、社會事業は初め概念的たるけれども、それは個人的でなければならず、従つて、そこに慈善事業形態を誘導する理由も明かになると思ふ。併し、それが再轉して、その究るところに達しなければ、體驗社會事業形態を發見することはできぬ。

かくの如き社會事業に於ける基礎論理を進めて行けば、集團的とか概念的とかといふことで足りないことを見出し、物的な救助といふことより、人間の本源的救助といふことに一轉するであらう。よつて、社會事業に於ては各種の<sup>(2)</sup>特志者制、特志訪問、個人調査、セツトラア、名譽職員(方面委員の如き)といふが如き個人的機能が大切になつてくる。

社會事業の經營方法としては、強制的意義と任意的意義との融合する傾向がある。我國官公社會事業中には來だ私的任意的有志的機能は加つて居ないけれども、能率と効果を論ずる時期ともなれば必ず官公社會事業に私的要素を加ふることを提唱するに至るであらう。私は<sup>(3)</sup>拙著に於て、この事を述べて居るが、(輓近の社會事業)第九章、「方面委員制度」をも參照し、米國社會事業界

は漸次この原則によつて變改せられて居るやうである。米國の社會事業管理局(Board of Control)と監督局(Board of Supervision)との出現の由來及其の發達を歴史的に觀察すれば、官公社會事業は私的社會事業と融合し、若くは、その精神を入れて居るものと云ふことが解る。

社會事業はそれ自體既に特志家的で、個人を除外してはその意味を喪失するを免れぬ。この事は方面委員制度が集中的貧民事業としての機關たる中央局に分散的貧民事業たる地區(Berinke)や名譽委員(Ehrenamte)や委員會を融合し、初めて能率と効果を擧げて居ることを見ても了解しえられる。かくの如き社會事業の特志家的意義は、その他の社會事業分枝たる兒童事業にも、保健事業にも、經濟的保護事業にも加入しなければならぬであらう。もし、社會事業がこの機能と作用とを缺くに於ては、社會事業は形體として存立しうるかも知れぬが、その精神は凡て喪失し、その職能をつくす所以でないといふことにならう。

社會事業の特志家の究極は體驗によるものである。社會事業は體驗として施行すべく、これにより、物としてではなく、人間及人間性を目標として運営せられるべきである。茲に於て、體驗社會事業の先優といふことが言はれる。

### 三 概念社會事業と體驗社會事業との本質

(4) 體驗社會事業にあつては、概念的にこれを理解することはできぬ。體驗社會事業は直觀すべ



く、洞察すべく、心情によつて捉ふべきである。體驗社會事業の取扱ふ對象は、結合體でも、物でもなく、生命そのものである。

然るに、この生命は分解して理解することはできぬ。生命の理解はありのまゝの姿に於て、その全一の態様に於てなさるべきのみ。たとへば、細胞の生命を理解するとしやう。然るに、これを細胞膜だの、核だの、染色體だのといふやうに分解し、再びこれを結合して、細胞の生命を理解するとせば奈何。かくの如き理解は科學的説明とはなるかも知れぬが、これによつて、生命そのものは竟に理解することはできぬであらう。細胞の生命はそれを構成する要素の構造によつてゐるもので、<sup>(5)</sup>フェルツォルン博士の形體的觀念 (Morphologische Begriff) によらなければならず、ヘッケル氏は生命を *Chemische Begriff* として化學的にこれを説明してゐるけれども、それは構成要素とは何等の關係のないものである。炭素や、窒素など、五原素を結合して見たところで、それが、一定特殊の結合方式をとらなければ、生命現象は絶えて發現しない。生命は化合によつて發現するのではなく、一定特殊の結合方式の間に現はれるものである。要素の結合の總計が生命ではなく、結合方式の間に現はれる現象が生命である。それ故、生命は寄せ集めによつて生ずるのではなく、結合が全一状態に達した時に現はれるのである。よつて、細胞の生命さへも分解して理解することは能きず、必ず全的に直観してこれを感知するのみである。

體驗社會事業は生きたる社會事件を對象とする。概念社會事業はこれに對し、概念によつて、全一的救助客體を分解し、その一々を捕捉説明し理解する。この方法によつては、恰も細胞を膜、核、染色體にほぐす場合と同じく、分解せし刹那、生命はバツト消えてしまう。概念社會事業の方法によつては、生命ある人間の悩みを全然救いがたい。たゞ、それが科學的、乃至大量的に取扱ひうる特長をもつが故に、如何にしてもこの方法を無視し、若くは排除しえぬばかりである。無限の結合體としての個々人の悩みは、その一々の各悩みを有機的全體として、更らにそれを全一として救ふ場合、初めて完全たりうる。然るに、概念社會事業にあつては、その悩みを一々ほぐして取扱ふに過ぎないから、全人的救助を遂行することはできず、物として救助しえても、人間として救助することはできぬ。

概念社會事業に於ては、個々人の無數の悩みを一々分解することによつて、竟に何ものをも救助せぬと同一結果になるが、(救助するものは全體としての政策的なもので、この救助方法の缺くべからざることによつては明かに述べた。)これを如實に救助せんとして現出するもの即ち體驗社會事業である。

體驗社會事業にあつては、客觀として存する社會事件をそのまま體驗に移し、生命として如實にそれを再構成する。かくて、再構成の過程を経たる社會事件は無限の結合でもなく、また、そ



の中の部分でもなく、生きたありのまゝの個人的人間的な事件である。これ等のありのまゝなる生きた社會事件は人道家や博愛家や特志家の取扱ふものである。マハラバーダや、ソクラテスや、ナイチンゲールの取扱ふ社會事件は機械的な、物として抽象化された木乃伊の如きものではない。概念的に限定せられたる社會事件なるものは部分的なもの、たかゞ、無限の結合であるに過ぎない。それは artificial (人爲的) のもの、我々の有心故造したものに外ならない。概念社會事業の救助方法は、嚴密なる意味に於ての技術であるけれども、生命とは距離のあるもので、そこに人道的感覺も、理想主義的意味もない。

かくの如き論理を通じて眺むる場合、眞に社會事件と云はるべきものは、部分的のものではなく、全一によるもの、具體的な全體として、倫理的感覺のあるものである。すなはち、血も涙もある生き／＼としたものでなければ、社會事業に所謂社會事件といふことはできない。社會事件とは部分的な悩みに對當する稱呼ではあるけれども、眞の意味に於ての社會事件は全一と關係がある。それは私の所謂綜合的社會事件でなければならぬ。この綜合的社會事件に對當するもの即ち完全救助である。不完全救助の部分的抽象的救助であることは既に述べた。

かくの如く、社會事件を解釋することによつて、初めて概念社會事業と體驗社會事業との意義及對象が明白となる。概念社會事業の意義は部分的抽象的なもの、體驗社會事業の意義はありの

まゝのもの如實のもの、概念社會事業は部分的救助による不完全救助、體驗社會事業は綜合的救助による完全救助である。

私は體驗社會事業に無上の價值を認めるが、眞に所謂社會事業の名にふさはしきものは獨り體驗社會事業あるのみ。その他の社會事業形態は體驗社會事業にいたる豫備であり階段であるに過ぎない。併し、豫備であり階段である社會事業形態を輕視することは斷じて不可である。それは終極に達する階段であつて、この諸階段なしには、如何にしても、無常絶對の境地に達することはできぬ。概念社會事業にしても、慈善事業にしても、社會政策にしても、いづれも、體驗社會事業形態にいたるべき缺くことの能きぬ諸階段である。私が體驗社會事業に無上の價值を與へるといふことは、その他の形態を輕視し、若くは、無視することによつてはならない。かく解するのは所謂誤解である。

次に概念社會事業は間接的であるが體驗社會事業は直接的である。概念によつて捕捉し理解することは、實在の光景を寫す間接的方法である。然るに、體驗社會事業によつては、反省によらず、直観によつて靜觀する。體驗によつて洞察せられ、心情によつて感得せられるものは直接的ではないか。生き／＼とした、ありのまゝの社會事件は直接に體驗によつてその姿を現はす。反省によつて分解し、概念によつて破碎すれば間接的な光景の外何ものも現はれない。體驗によ



り、心情により、直観の作用を通じて寫し出す姿はありのまゝの神々しきものである。概念によるものは形式的抽象的な間接的なものゝ外何ものでもない。この原則によつて、公私社會事業の本質職分及分業は生ずるが、この事は後に闡明する。社會事件が人間的なるものとして構成せられるためには、無限の結合より一轉して、全一の姿態をとらなければならぬ。然るに、概念的にこれに直面するときは、無限の複雑性も結合も失はれ易く、ために素材の制限をうけなくてはならぬ。素材の缺乏するものにあつては、要救護者の運命の總體を全觀することはできぬ。こゝに救助は不完全なものたらざるをえない。要救護者の全景を大觀し、その社會事件をして生きとし、ありのまゝのものたらしむるには、體驗により心情によらなければならぬ。

體驗社會事業は直観によるもの、直接的なるものなると共に、それは又無意識的なるものである。これに對し概念社會事業は分析により、反省によるもの。それは間接的なると共に、意識的なるものである。概念的なるものは外界に投寫せられたものであり、かつ、これを捕捉することが容易であるが、體驗的なるものは心情として内在するものであり、無意識にして捕捉しがたい。體驗社會事業は無意識的なると共に主觀的であり、社會事件を人間的なものとなし、人格的なものとする。これに對し、概念社會事業は意識的なると共に、客觀的であり、社會事件を物的なものとなし、非人格的なものとする。

體驗社會事業にあつては、物的としてある社會事件と雖も、これを内に投影し、内觀することによつて生命化し、自づからこれを完全化する。よつて、體驗社會事件は漠然たる「一般」又は「一般的」といふよりも、隣人とか同類とかといふことを對象とする。「一般」とか「一般的」とかいふことは概念社會事業の對象である。體驗社會事業にあつては *Besele Ganges* (精神化したる全體) が姿を現はし、要救護者を其實在の邊に於て救助する特質をもつ。實在の邊に於て救助するものを私は「本質的概念」(*Wesen-begriff*) による救助として表示する。

概念社會事業の「社會的」(*soziale*) なことゝに對して、體驗社會事業の慈惠的 (*Karitative*) といふことが對立する。概念社會事業は集團的で所謂「社會的」であるけれども、體驗社會事業は個人的で所謂「慈惠的」である。但だ私の意味する體驗社會事業と慈善事業との關係については更らに一段の分析を進めなければならぬ。よつて、單に一を集團的、他を個人的、一を「社會的」、他を「慈惠的」と云つても足りない。この事は今や一座明らかなであると信ずる。慈善は無限の結合體を對象とするけれども、體驗社會事業は全一を對象とするものたることを指摘すれば足りる。これに對し、概念社會事業は無限の結合體の部分を對象とする。

これによつて、體驗社會事業は慈善事業よりも一層本源的であり、社會事業に比して一層本源的であるといふことが朦朧として捕捉せられる。この事に就ては後に一層深く分析闡明する。



参考文献

- (1) H. Marr, Anspruch im Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfart, Heft 14.
- (2) 海野幸徳、社会事業の運営、「社会事業講座」3, 4号。
- (3) 海野幸徳、方面委員制度指針、31—41頁(京都・内外出版株式会社發行)。
- (4) 海野幸徳、概念社会事業と體驗社会事業、「社会事業研究」, 第15卷第7号。
- (5) M. Ve vom, Allgemeine Physiologie.
- (6) H. Marr, Anspruch im Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfart, Heft 14
- (7) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege.
- (8) Liese, Wohlfahrtspflege und Caritas.
- (9) Weber, Fürsorge and Wohlfahrtspflege.
- (10) 海野幸徳、最近の社会事業、第一章。

### 第三章 慈善事業と體驗社会事業

#### 一 慈善と體驗

慈善は隣人(Nächsten)に關するが、これに對し、體驗は自他の差別を超越し、たゞ「全一」に關する。社会事業の soziale「社会的」の意義は「集團的」といふこと、同一義であるが、慈善はこれに對し隣人の形式を採る。これ等の根源は充分明確に闡明せられなければならない。

私のエ法(Das Elberfelder System)の研究は<sup>(1)</sup>「社会事業研究」に發表されて居るが、これを更に通俗化したものが拙著「方面委員制度指針」である。これによつてエ法の本質は明かにされて居るから、こゝではそれを豫想して説明を進めよう。

<sup>(2)</sup>エ法は分散的貧民救助と集中的貧民救助との融合したものであるが、集中的貧民救助は大體社会事業を表現し、分散的貧民救助は大體慈善事業を表示する。言はゞ、エ法は社会事業と慈善事業とを融合したものである。社会改良の形體から言へば、この種、社会事業と慈善事業とを融合する形式を採るものが最も完全である。慈善事業なき社会事業は形式的官僚的となつて、精神を失ひ易く、社会事業を缺く慈善事業は偶然的であり、無組織であつて、統一を缺く。現今、官公社会事業が慈善事業機關としての特志者や有志者を無視して居るのは、その能率や效果に深き



影響を及ぼさぬとしても、その主義や精神や理想の上には著大なる影響を與へずにはをかない。

分散的貧民救助の特質は個別化(Individualisierung)にあるが、貧民事業をして、よく個々の貧民を視察調査し、よつて以て個々救助するには、全市を地區(Berike)に分ち、乃至、これを更らに小分して地域(Quartiere)としなければならぬ。尙進んで、それを調査可能のものたらしめんに、更らに多くの名譽職たる方面委員を任用して一層調査を嚴密ならしめなければならぬ。

分散的貧民救助は地區と委員によつて成し遂げらるゝが、方面委員にあつては、貧民と近隣關係を結び、所謂近所兩隣に定住することによつて救助を遂行しなければならぬ。また、委員は一地點に定住して調査を遂行しなければならぬ。來つては去るが如き流動的な委員によつては、近所兩隣の貧民や社會事件を絶えず視察することはできず、そのため、調査を嚴密に遂行することもできぬであらう。然るに、この近隣關係や定住關係を維持するには、必ず量に於て充分なる方面委員をえなければならぬ。方面委員が多くないと充分なる人員を配置し、各種の社會事件を入念に調査し、貧民をそれに従つて救助することができぬ。エ法の目的はなるべく多くの委員を任用し、一人當り調査及救助を數件にかぎり、救助を個別化するにある。

方面委員制の能率と効果とは訪問度數の多いこと、相關々係を有つが、この訪問度數の多いことは委員の數と關係がある。方面委員の本質及機能を了解せんとするには、必ず分散的貧民救助

の何であるかに通曉しなければならぬ。然るに、分散的貧民事業は慈善事業形態の體現である。

何故、エ法に於て地區がいり、方面委員が要るかと言へば、調査が要り、倫理的觀念が要り、それによつて個々救助することを要するからである。個々救助は即ち慈善事業形態ではないか。

社會事業に於ても、その主義及精神として慈善事業が要り、更らにその能率と効果との上にも個人的事業の導入を要するを知る。かくて、社會事業は獨立獨行しうるものにあらず、必ずや慈善事業と提携しなければならぬ理明かなり。

この事は一層體驗社會事業に於て痛切に感せられる。體驗社會事業にあつては、慈善に於てなす意味及機能を一層純化する。體驗に於て個人的なることは全一的となり、無限の結合は生命となり、主觀はそれを超越したもとなる。體驗によりて初めて慈善がなしつゝあることを中途半端なものとしないうで、これを終極にまで究める。實は慈善の個人的なることはそれ自づから全きものではないから、もし、慈善にして獨立獨行するとすれば、必ず中途半端なものとして終らざるをえない。然るに、それが、體驗に進入するにいたれば、こゝに全一としてその達すべきところに究るのである。この事は慈善に於ける無限の結合に於ても同一であつて、これが結合状態より渾然たる全一状態に達して初めてその機能を全ふす。主觀と客觀とはそれを超越せざれば終極に達せざるべく、知的は情意的に究るべく、概念的理解は直觀的洞察にその姿を没するであ



らう。

以上の論理に従つて考察すれば慈善と體驗とは種類の異つたものではあるが、社會改良的形態の進化にあたり、前後して現はれ来る相關々係のものだと言ふことを見出すであらう。社會事業慈善事業及體驗社會事業進化の様態は左の如くであらう。

社會事業 ↓ 慈善事業 ↓ 體驗社會事業

「集團的(社會的) ↓ 個人的 ↓ 體驗的

## 二 慈善形態と體驗形態

慈善は個人的なると共に *erbarrende Liebe* としての情ある愛である。それに、慈善に附随するものは偶然的善意である。これが爲めに、慈善には組織が缺け易い。組織的保護は慈善と關係がないのではないが、それは屢々、組織とか、豫防とかいふことゝ相反する場合がある。それは單に救ふ故に救ひ、正義にも頼らず、只管救恤の心を以て人間の暗黒のうちへ光明を投げ入れやうとする。

この特質をもつ慈善事業は、その形態として個人的であるといふことが言はれうる。個々人を救濟の對象とする形式が全體を救濟の對象とする社會事業形式に對峙する。それは、數百萬の貧民や労働者を救助する術を知らないけれども、その個々に就ては如實な救助をなしうる。併し、

これを體驗形態に比較すれば、慈善形態は個々人に集中するだけで、完全にこれを救助することはできない。社會事業形態は大量救助であるだけで、それ自身、救助形態として不完全である。それは、全體について救助可能であるだけで、その一々を點檢し、個々を回顧する違がない。それは十把一束によつて何ものも救助せずといふ趣があらう。畢竟、大量的救助は *unavoidable* のものとして承認せらるゝだけで、眞に謂ふ救助とはならない。これに比すれば、慈善形態による救助は大量的見地よりすれば價値の乏しいものであるが、個々の場合に就ては如實に救助する貴きものである。

併し、慈善形態による救助は寄せ木細工による救助たるを免れない。私は向きに、墮落婦人の救助に言及したが、墮落婦人の救助について、慈善形態のとりうるところのものは斯様であらう。墮落の徑路は、その經濟能力のないことから來るとすれば、慈善は個々の場合に妥當なるべき手段を動かす、その經濟能力の不足を補充するであらう。それは、善心に依頼するだけで偶然的であり非組織であるかも知れぬ。けれども、兎に角、經濟能力の不足を充足するが如き個々適切な手段をさるであらう。その上、この經濟能力の足りないといふことは一つには貧困のため、身體的缺陷を有つ故であり、二つには教育をうくる機會のなかつた爲であらう。これに應じて、慈善は更らに教育の機會を與へ、身體的缺陷を治醫するが如き方法を探るであらう。それは、個々に



ついて、一々適切なる方法を講ずるでもあらう。然るに、この婦人は家庭の悪いために墮落したのであるから、これを家庭へ還へさずして、宗教的・道德的感化をうけうるやうな仕組みとなし、一定のホーム乃至宗教的保護機關へ收容するやう、個々について配慮するであらう。その色情のあまりに強くみだらなる遺傳に對しては、個々生理的治療を加へるでもあらう。その心的構成の脆弱なることに對しては、個々意志教育を與へるであらう。かくして、この一墮落婦人を如實に適切に救助することを努むるであらう。以上の個別的方法をつくすところの慈善形態による救助方法は一見完全たるが如く見へるが、これにより、果して、如實に個々人を救助することができらうであらうか。なる程、それは全體救助形態に比すれば、個々の救助は完全だと言はれうるであらう。けれども、この形態による救助は個々人の含む無數の缺陷を集積して救助するに過ぎない。すなはち、無限の結合體に於て救助することが慈善形態である。今、例示してゐた墮落婦人の慈善形態による救助は經濟的救助と教育的救助と生物學的救助と道德的・宗教的救助とを結合することによつて成立する。その各々を個別的事件として集積結合しても、若くは、これを一個の結合體に構成しても完全救助に接近すると考へることができやうか。

向きに、私は要素の集合による生命は眞の生命ではなく、精神にあつても、ヴント教授の如く構成心理學的のものは眞の精神に達しがたい所以を述べた。寄木細工や集合では到底全體に達

することは能きず、完全體に向つてなざるゝ救助でなければ完全救助とは言ひ得ないであらう。これに對し、體驗形態は無限の結合の上に行はれる不完全救助ではなく、全一の上に行はれる完全救助である。個々の社會事件は結合して一體をなし、よつて以て救助の客體たるのでなく、主客兩觀を滅し、結合を滅し、一如として、救助せらるゝのである。結合といふことに於て全一があるのではない。結合と全一とは根本的に異ふ。いくら結合し、それが無限數に達しやうとも、竟に全一に究ることはできぬ。全一を對象とする救助即ち體驗形態による救助であり、かくて、初めて完全救助たり得る。

#### 参考文献

- (1) 海野幸徳、「エルバフエルド法の源流と本質」、『社會事業研究』、第14卷6號——第15卷1號。
- (2) エ法に就ては「方面委員制度指針」参照。
- (3) 海野幸徳、概念社會事業と體驗社會事業。
- (4) Heinz Mart, Ausbildung von weiblichen Beamten.
- (5) Weber, Fürsorge und Wohlfahrtspflege.
- (6) Mahling, Die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege.
- (7) Liese, Geschichte der Caritas.
- (8) Rezdach, A., Leitfaden für die soziale Praxis.
- (9) Wiese, Einführung in die Sozialpolitik.
- (10) Heyde, Abriz der Sozialpolitik.



## 第四章 集團的困窮より個人的困窮への還元

### 一 個人的困窮と集團的困窮との關係

集團的困窮は個人的困窮に向つて進化するのであつて、個人的困窮が集團的困窮に向つて進化するのではない。個人的困窮より集團的困窮へ進化するものゝやうに、これまでの學者は考へてゐた。私は全くこれを逆轉する。たゞに、逆轉するばかりでなく、救助形態の基本的研究の結果として、兩者は全く別のものであることを見出した。私はこれが社會事業學に於けるコペルニクスの轉回となるかごうかは知らぬが、救助形態研究上重要な論點であることは疑はないと思ふ。

これまで、慈善事業より社會事業へ進行するものゝやうに考へられてゐた。よつて、社會事業形態發達すれば、慈善事業形態は衰敗するものとされてゐた。この事の誤りであることを私は努めて明示しやうとした。私は慈善事業より社會事業へ進むといふよりも、寧ろ社會事業より慈善事業へ進むと考へるのであるが、尙ほ、かくの如き言表は充分その眞義をつくしがたいと思ふ。慈善事業と社會事業とは左の如き關係をもつであらう。

- 1、個人を救助の對象とする慈善事業より分岐して、集團を對集とする社會事業が現はれる。
- 2、個人を對象とする慈善事業と集團を對象とする社會事業とは一が他に取つて代る形式を

とるのでなく、兩々分業の原則によつて補充する職分をもつ。

- 3、慈善事業と社會事業とは兩々分業によつて併立するといふよりも、個人的救助を基本とし、これを補充する職分をもつものとして集團社會事業が存する。

- 4、第三にいふ慈善事業及社會事業の關係は慈善事業が基本的なもの、社會事業が補足的のものといふ關係より更に一進して、集團的困窮は個人的困窮に還元せられる義となる。

以上の論理を更に分析闡明して見やう。

### 二 集團的困窮の個人的困窮よりの分化

個々の救助を對象とする形態ばかりでは各事業分枝に對當する無数の社會事件を處理することはできぬ。現時の都市がどの位の貧民を含むか明かでないけれども、その觀念だけは表示しうる。獨逸の貧民統計に據ると、一九二二年に於ける公的貧民事業として貧救院に於て取扱つた件数は左の如くである。

	市民に對する 百分率	金額
伯 林	四・六〇	九、五五三、四六八マルク
ハンブルグ	二・二八	二、二一一、五三四
ドレスロウ	二・〇一	一、〇六五、七九三



ケールン

一・三七

七三一、六四五

フランクフルト

二・〇三

八七四、五九〇

ア、メーン

これによると、獨逸諸都市の貧民数は百人に付一・三七%より四・六〇%であるが、これは無論、貧救院に於ける被救助者であつて、獨逸都市に於ける貧民数ではない。英國に於ては、<sup>(1)</sup>ブリス氏の研究によると、倫敦市には三〇%の貧民があり、ロンドントリイ氏によると、ヨーオク市の貧民数は二八%であり、我々の調査によると、京都市の貧民数は最も少き地區が〇・〇六%、最も多き地區が三五%である。<sup>(3)</sup>ロバート、ハンタア氏によれば、米國には千二百萬の貧民がある。かくの如き不完全な貧民統計によつて、我々は貧民数の計算に耽るのではないが、これによつて、貧民の大量たることの印象を與へるには充分だと思ふ。

然らば、かくの如き集團として存する貧民を救助するにあたり、個々人を對象とする慈善事業形態を以てすれば如何。米國には、ハンタア氏の言ふが如く千二百萬の貧民があるとすれば、この貧民の個々について一々救助を進めて行けば千二百萬番目の救助は數十年目に到着するかも知れぬ。さて、「貧乏」といふこと、「貧民」といふこと、の觀念は兩々區別せられる。<sup>(4)</sup>ジンメル氏は國家は貧乏に向ひ、私的慈善事業は貧民救助に向ふ (Der Staat Kommt der Armut, die Privata-

twohligkeit dem Armen zur Hilfe) と言つて居る。貧民とは個々としてのものを表示し、貧乏とは貧民を全體 (Armen als Ganzes) として表示し、抽象的存在を意味する。これに應じて、特に大都市に於ては公的貧民救助 (öffentliche Armenfürsorge) といふことが開始された。この公的貧民救助は時間的乃至個人的偶然に無關係であり、救助機關によつて統一し、救助を遂行することを目的とする。こゝに至り、具體的な貧民は抽象的な貧乏となつて現はれる。

大都市に於ては、何故に、具體的な貧民は影を收め、抽象的な貧乏といふが如き幽靈が現はれて來るか。この事は、最早、愛によつて處置する方法を以てしては、如何ともなしがたき事態の發現によるのではなからうか。社會事業は愛と法則とによつて施行せられるが、時間的、個人的乃至偶然的にまつわる愛は、統一と秩序の源である法則の範圍を併せ兼ねることができぬ。愛によつて處置しうるものは獨り貧民あるのみ。法則によつて處置しうるものは獨り貧乏たるのみ。愛は個々の貧民を助けうるけれども、抽象的な一般的な貧乏に對しては何の權能をも有つてをらぬ。そこで、アメリカの場合であるが、貧民救助にあたり、米國及米國民は千二百萬の貧民に對しては、どうすることもできぬであらう。若し、この千二百萬の貧民を完全に處置するつもりであれば、個々取扱ひ方法とは別の方法を提出し來らなければならぬであらう。この別の方法即ち貧乏を對象とする集團的方法である。社會事業はかくして慈善事業より新救貧方法として分岐す



る。

慈善事業と社會事業との關係に於ける第一命題は今や明かになつた。よつて、第二命題たる慈善事業と社會事業との分業の觀念に進まなければならぬ。

### 三 個人的困窮と集團的困窮の補充

社會事業現はれて、慈善事業衰敗すると考へるのは、愛と法則との補充を無視する構想である。愛と法則とは矛盾し衝突するのではない。法則は規範として必ずそれに據らしめなければならぬとして、形式を押し通し、統一と秩序とを與へるか、愛による方法に依らずしては、それ自づからを完成し得ない。愛は偶然的であり無秩序であるが、同情によつて他人の悩みに響應する。法則なき愛は偶然であり亂雜であるが、愛なき法則は杓子定規であり、木乃伊の如く死物である。機能と効果をあらはさんとすれば愛と法則とは必ず補充し提携しなければならぬ。

こゝに於て、愛と法則とは分業の觀念に支配せられる。よつて、個人的困窮と集團的困窮とは各別の範類に屬し、異なる方法に基き、その歸屬を定めなければならぬ。この二種の困窮の處置方法は彼此矛盾し撞着するものではない。個人的困窮の處理に當るものは慈善事業であり、集團的困窮の處理に當るものは社會事業である。然らば慈善事業と社會事業とは矛盾して彼此排斥するものではなく、寧ろ兩々補充提携するものと言はなければならぬ。然るに、慈善事業衰微し

て社會事業勃興するが如く考ふるは、慈善事業と社會事業との背後をなす原理を無視するからである。之原理は即ち社會事業形態論である。慈善事業と社會事業とは個人的機能と社會的機能とにより、各一は他がなし能はざるところをなし、よつて以て兩々相補充する關係をもつ。

### 四 個人的救助の先優性

慈善事業と社會事業との關係に於て、愛の兩者を通じて先優性を維持することは明かに理解されなければならぬ。慈善事業と社會事業とは補充提携するけれども、兩者は併立の關係をもつものではなく、一は他に從屬する關係をもつ。個人的救助を徹底し、如何なる範圍に於ても、その有効性を維持することが能きなければ、全體救助といふが如きものは省略してよいかも知れぬ。が、個人的救助には限界があるから餘儀なく全體救助が現はれる所以。

向きに、分析闡明せしが如く、救助は完全救助でなければならぬ。無限の結合に於てする救助も亦最完全たりえない。けれども、それは社會事業の部分的抽象的救助よりも完全たりうる。部分的抽象的救助にあつては、結合體として存するもの、中より、その一を抽象して救助の對象とするところの人爲的なるものである。私はこの種の救助に對し、「人爲的救助」なる命名を與へ、これを具象的なものとして結合し、そのまゝ、それを顯現する「自然的救助」と區別する。自然的救助はありのまゝの one whole (一の全體) を救助の對象とするから、個々人の悩みも缺け







- (2) Rowntree, Poverty, a Study of Town Life.
- (3) R. Hunt, Poverty.
- (4) Simmel, Soziologie.
- (5) Liese, Caritas und Wohlfahrtspflege.
- (6) Liese, Geschichte der Caritas.
- (7) Muthesius, Wohlfahrtspflege, systematische Einführung auf Grund der Fürsorgepflichtverordnung.
- (8) 海野幸徳、軌近の社會事業、第一章。
- (9) 海野幸徳、「社會事業研究」の社會事業概念論。
- (10) 海野幸徳、「社會事業研究」の社會事業本質論。

## 第五章 個人的困窮より根源的困窮への還元

### 一 個人的困窮と根源的困窮

個人的困窮と根源的困窮とは左の如き關係をもつ。

- 1、根源的困窮は主観及客観の兩相を滅した全一状態であるから、これより、主観及客観が分断し、救助客體及救助主體が分離對立するときは個人的困窮が生ずる。
- 2、個人的困窮は根源的困窮より分化したものであるから、完全救助への進化に於て、それは必ず根源的困窮へ還元されなくてはならぬ。
- 3、根源的困窮は體驗に生ずる困窮である。
- 4、個人的困窮を對象とする慈善事業は根源的困窮を對象とする體驗社會事業と併立的關係を有つのでなく、慈善事業に於ける救助形式は餘儀なき手段であるとして許容せらるゝまでで、それは竟に體驗社會事業形態に還元せらるべきものである。

體驗社會事業にあつては、無論主観も客観も滅了する。有るものはありのまゝの心情であり感性である。即ち、體驗そのものが如實に存在するだけである。よつて、こゝには主観客観の相が滅了する。主観と客観との分断出現によつて初めて救助するものと救助せらるるものと分断が



でき、救助主體と救助客體とが分岐する。

## 二 個人的困窮の救助形式

救助主體の相が現はれると、情けある愛も愍みも心情も現はれるが、救助主體の相のないところには無論これ等の心情の發現するいわれはない。體驗にあつては、情けある愛と愍みと心情とを超越して、神明そのもの境に没了するので、こゝに初めて本然的な愛も慈悲も現はれる。本然的な至境に達しなければ、純粹な愛や慈悲の生ずるものではない。更らに、體驗にあつては救助容體も失はれる。體驗は助けるものと助けらるゝものが融合する至境であるから、助けずして助けられ、助けられずして助けられる。個人的困窮は個人のもつ困窮として被救助者の形ちで現はれ、これが救助主體に對立してゐるが、根源的困窮に於ては、個人のもつ困窮より更らに躍進して困窮そのもの（主觀及客觀を滅したる）に究る。かくて第一命題たる、個人的困窮は主客兩相の分斷により、救助主體と救助客體との分裂によつて生じ、根源的困窮はこれ等を超越し、主客兩觀の相を滅すといふ斷定が生ずる。

## 三 根源的困窮への歸入

根源的困窮は體驗によつて生ずる困窮であるといふことは既に明かになつた。個人的困窮は、言はゞ根源的困窮より分化し分岐したものであるから、救助客體と救助主體とを融合し、更らに

それを超越するに至れば、必然的に、個人的困窮は根源的困窮へ還元せられなければならない。この理により、個人的困窮を對象とする慈善事業は根源的困窮を對象とする體驗社會事業に還元せられる。即ち、慈善事業形態はその個人的なることにより必然的に體驗社會事業形態たる根源的なものに還元せられる。救助形式の進化はこゝまで来なければ止むべからず、また止むべきでない。概念社會事業形態はそれ相當の職分をもち、無くてならぬ形式であるが、救助形式としては慈善形態の方が一層完全である。で、必ず彼は此に進化すべき約束のもの。よつて、現時勃興し來れる公的社會事業はそれが概念社會事業として進むかぎり完全なる救助方法たるをえない。よつて、これを補充するものとして、特志家を導入し（方面委員の如く）有志制度（方面委員制度の如く）を融合しなければならぬであらう。

慈善形態は更らに一進してその救助形式を完全にする。よつて、救助形式の進化は必然的に體驗形態に究るを見る。これ等社會事業形態、慈善事業形態、及び體驗社會事業形態は私の研究設定したもので、私は初めてこれによつて社會改良の諸形式及其の本質を根本的に闡明しえたことを希望する。集團的困窮、個人的困窮、及び根源的困窮の基本觀念も亦私のものであるから、本書に記述さるゝ原理の理解はこれに關する卑見の精細なる理解を乞ふ外はない。



- (1) 海野幸徳、「社會事業研究」の社會事業上の婦人の分業、概念論、本質論。
- (2) Salomon, Wronsky; Leitfaden der Wohlfahrtspflege.
- (3) Nahling, Die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege.
- (4) Simmel, Erdberg, Stammeler, Helene Simon, 等の社會事業本質論。
- (5) Liese, Weber, Toger 等の慈善事業の本質論。

## 第六章 私的社會事業と公的社會事業

### 一 愛と法則

愛による社會事業と法則による社會事業との基本的分化は本書に於ける社會事業形態論の光明によつてのみ明かとなる。公私社會事業の分界は枚舉主義と原理主義とによつて成し遂げられる。枚舉主義によるものは、公私社會事業の特徴はこれ／＼となし、枚舉的に舉示せんとするものである（枚舉主義については次項に述べる）これまで、諸家の公私社會事業の分界は多く枚舉主義によつて行はれてゐる。公私社會事業の分界については<sup>(1-19)</sup>エルドベルグ氏、マール氏、ザロモン氏、スタインウエツグ氏、ローゼ氏、ムセシウス氏、シャイロツテンブルグ氏、ウロンスキイ氏、ウアツセルラアブ氏、ゲツチエル氏、アルブレヒト氏、ヤコブゾーン氏、ウエーバア氏、ハルムス氏、ホーン氏、フレエツシユ氏、ミュンステルベルグ氏、ジングル氏、リーゼ氏などによつて論せられてゐる。これ等の學者はいづれも社會事業形態の研究を成し遂げてゐないから、公私社會事業の分界に就ても多く枚舉主義に陥つて居り、原理によつて、分界を施すことが粗雑である。

私は公私社會事業の分界を描くにあたつて原理主義をとる。これ等の原理論は即ち私の社會事



業形態論である。よつて、更らにこれを再説する必要を見ないので、當面のものとしての愛と法則に分析を加へることに止める。

(20) リイゼ氏に據れば、公私社會事業(öffentliche u. private Wohlfahrtspflege)は各法則と愛の根源より出發する。その一は公的貧民事業からの出發である。貧民事業は救助方法の粗雑なるため濫救に陥り、收拾することが能きなかつた。よつて、これを公的社會事業によつて、代行せんとするに至つた。その二は、公的社會事業が私的社會事業(private Wohlfahrtspflege)或は自由なる愛のはたらき(die freie Liebestätigkeit)から發したことである。リイゼ氏はいふ「自由なる愛のはたらきは私的に影響しうる範圍をこえて擴がらんとし、最初は公的救護(öffentlichen Fürsorge)の改良に向つた。こゝに、公的救護はたゞに秩序と警察的規律とに關するのみならず、國民文化政策の一部分であり、困窮と要救護とは個人責任であるばかりでなく、一般的責任にその源を發するものだといふ思想に達した。それはたゞに治療するのみならず、豫防にも關し、それは人間の眞實なる保護であり、教化及文化的作業を含まなければならぬ。この思想は公的社會事業のうちへ入りこみ、その精神となり、戦前に於て既に公的貧民事業を改良しなければならぬとする思想に達してゐた。」

リイゼ氏の述べて居る思想の中には二つのものが動いてゐる。それは愛と法則とである。

既に貧民事業(Armenpflege)に於ても、愛による私的貧民事業(Private Armenpflege)と、法則による公的貧民事業(öffentliche Armenpflege)とが分化してゐる。私的貧民事業は嚴格な形式(strenge Formen)に結びついて居るのでなく、法による救護に制限せられるのではない。その範圍はそれよりも廣く、自由裁量を加ふる餘地が多い。公的貧民事業は法的強制に關するもの、私的貧民事業は任意なものである。

社會政策は法則によつて行はれる。これが私的貧民事業と對比をつくる。現時に於ける労働者が貧民事業の恩恵に浴するよりも、社會政策の下に居らんとするは、貧民事業は大體恩恵の形によつて行はれるから、労働者の教養高く、その地位も亦高くなるに従ひ、自覺を生じ、人格の尊重すべき思想に到達し、給付に對する反對給付による正義の立脚地にあらんとするがためである。この場合、労働者は受けるものなると共に、與へるものである(in gleichem Masse Geber wie Empfänger zu sein) 社會政策は法によつて規定せられ、自由裁量といふことは許されぬ。それは正義によつて立ち、全階級を對象とする。それは社會聯帶の觀念より出發する。それ故、個々の労働者が救助せらるゝとしても、社會政策にあつては、救助せらるゝものは個々にあらずして、階級に屬する個々人即ち階級そのものである。社會政策は法によつて處理せんとするが故に、その處理たるや非人格的となり、個々人の要求や、個々人の性質や、その境遇に一々對應すること



ができない。社會政策的處理の特長はそれが法的であり規範的であるといふこと、それが労働者の自由感情(Freiheitsgefühl)と人格とを損傷せぬといふことである。

社會政策に對し、貧民事業はその範圍に於ても、その取扱法に於ても、動的(Grossere Bewegung)である。それは、社會政策よりも自由裁量の範圍の大なるものである。よつて、官公に於て、貧民事業を遂行せんとすれば、その性質上、官公の形式に適合することができぬ。この事は貧民事業の客觀的性質乃主觀的見解より來る。客觀的には貧民事業は慈善形態によつて救助を遂行するから、個々人の要求や境遇に應じなければならぬし、主觀的には救助吏員の見解によつて左右せられる。貧民事業にあつては、その性質の上から最大限の自由裁量が許されて居り、事々に法によつて束縛することはできぬ。これは公的貧民事業に關してあるが、この事は私的貧民事業及宗教的貧民事業に於ては一層顯著である。私的貧民事業や、宗教的貧民事業に於ては、氣儘(Willkür)といふことが荐りに行はれる。それは偶然的なもので、上よりも下よりも制壓されることはない。よつて、貧民取扱の方法も、救助の方法も區々となり、ついに亂抗の如き状態に進む。私的貧民事業や宗教的貧民事業にあつては、法によつて遂行せらるゝといふことには全然無關係である。

社會政策にあつては、救助の方法は一般的で、個々人の私的生活の何であるやに頓着しない。

それは、客觀的なものであるが、貧民事業に於ては、個々人の運命や私的生活に一々注意を拂ふ。貧民事業(それは慈善形態によつて進む)は個人的取扱方法(Der Prinzip der individuellen Behandlung)といふことを基本とする。社會政策は多く經濟的物質的範圍に止るけれども、貧民事業にあつては、救助者と被救助者との間に倫理的關係を結び、同情と愛を注ぎ、たゞに物質的救助のみならず、精神的道徳的な影響をも與へやうとする。

貧民事業にあつては、被救助者は救助者に從屬する形式をとる。貧民を助けるとすると、貧民の身元も性行も家計も調査しなければならぬ。助らるゝためには、これ等の事は語るべく餘儀なくされる。恥辱を感じるやうなことでも話さなくてはならぬ。それでないと、救助者の同情を喚起することはできない。そこで、力めて同情を喚起するやうに語り、また、同情を喚起することにつとめる。その結果、被救助者の救助者への從屬となる。これが貧民(若くは乞食)と労働者の異ふところである。何故、労働者は貧民の如く恩恵として救助せらるゝことを肯じないかと云へば、労働者には貧民のもたぬ階級意識と自己意識をもつからである。労働者は自己意識があるから、從屬的關係に於て救助さるゝことを好まぬ。それに、労働者は階級意識をもつから、他の對立關係にある階級から恩恵として救助せらるゝことを肯せぬ。

以上に於て、愛を代表する貧民事業と、法則を代表する社會政策とによつて、愛と法則との特



質を説明した。愛は偶然的であり、亂雜であるけれども、人格的であり、人間的である。法則は統一と秩序をもつけれども、客觀的であつて、非人格的である。愛は人間的、法則は物的である。

私的社會事業は愛の上に立ち、公的社會事業は法の上に立つ。よつて、向きに、貧民事業と社會政策とによつて説明せしところの愛と法則とは、私的社會事業と公的社會事業とに當て符である。かくて、私的社會事業と公的社會事業とはかくの如く分界を施すことができやう。

公的社會事業は法則及規範によるもので、一般性の上に立ち、概念的抽象的に社會事件を取扱ふけれども、私的社會事業は愛と自由とにより、特殊性の上に立ち、個人的に無限の結合に於て社會事件を取扱ふ。公的社會事業は概念的社會事業を以て表示せらるゝもので、この形態による救助は抽象的である外、部分的であり、かつ又、不完全救助であるといふことは既に述べた。私的社會事業は慈善形態によつて運営するもので、その救助は無限の結合に於て行はれ、完全救助に達しうる。

ザロン女博士も亦他の言表を以ていはあるが、公私社會事業の分界を以上の原則によつて劃してゐる。<sup>(21)</sup> ザ氏は公的社會事業は規範、規則及法によつて運営せらるゝものであり、私的社會事業は個々として取扱い自由なるものであるといつてゐる (Ferner grenzen sich öffentliche und private

wohlfahrtspflege auch dadurch ab, das die private Tätigkeit Aufgaben übernimmt, die sich der norm, der Regel, dem Gesetz entziehen, weil sie individualisierend bearbeitet werden müssen, während die öffentliche Regelung eintritt, Gebiet übernimmt, bei denen die Hilfe mit einem Zwange verbunden sein soll. So ergänzt die private die öffentliche in verschiedener Beziehung)

以上、私は公私社會事業をその因つて立つ原理によつて分界を施した。次に枚舉主義による分界に移らう。

## 二 枚舉主義

枚舉による公私社會事業の分界は別著<sup>(22)</sup>「輓近の社會事業」及び<sup>(23)</sup>「方面委員制度指針」に述べてゐるから、こゝには單にその要旨を擧げるに止めなければならぬ。

公的社會事業に於ては規模の大なるものをその主管とする。次に、それは規模の大なるのみならず、恒久的であるものを分有する。かつ、それは社會の福利に關すること大であり、巨額の資金を要し、知識と熟練との大なるものをその領野とする。かくの如き社會事業は公的範圍のものとせられる。これに應じて、數百萬より數千萬圓を投ずる中央市場や職業紹介所や住宅や貧民救助などは公的社會事業の範圍に入るべきである。

これに對し、私的社會事業に於ては、規模の小なるもの、暫有的のもの、社會の福利に關する



こと比較的大ならざるもの、比較的少額の資金で足りるもの、常識でやれるものといふのがその範囲に歸屬する。

私的社會事業は偶然的のものであるから、規模大なるもの、若くは、恒久的のものは適當でないが實驗の機能を帶ぶる社會事業の企畫には適當である。私的社會事業は社會事業の開拓者である。官公社會事業に於ては實驗といふことは出来ないけれども、私的事業に於ては見込違ひや失策は容認せられ、却つて創意によつて失敗したのだとも言はれる。かくて、私的事業は實驗の本場となり、新事業の企畫者、未開の境地の開拓者となる。

もし、私的事業に於て、實驗し開拓したものが確實となるに至れば、これを官公に引渡して官公社會事業の所領とする。なほ、私的社會事業は地方的な施設に適し、公的社會事業は全國的な施設に適す。

公私社會事業は特徴によつて彼此區別せられるけれども、枚舉主義により兩者の特徴を枚舉するものにあつては、いくつ枚舉すれば完全枚舉になるか決定することができない。枚舉主義の足りないところは、原理主義により補充せられ、よつて以て公私社會事業の分界を明確にする。

### 三 公私社會事業の補充

私的社會事業は慈善形態に屬するが故に、個人的で、無限の結合によつて救助を進める。それ

は Das Prinzip der individuellen Behandlung (個人取扱主義) を採つて個々の實狀に應じ、個々人に適切なる調査をなし遂げやうとする。若し、公的社會事業 (概念的社會事業) が客觀化により冷然として全體を救助の對象とする外、如實に眞生命に觸れ、人格的人間的救助を遂行せんとすれば、如何にしても、私的社會事業形態の共同動作を必要としやう。これに對し、私的社會事業に於て、強制 (Zwang) を要する場合に、官公の權力により、それを用ゐて目的を達するときは、私的社會事業は公的社會事業形態によつて補充せられたのである。社會事業の運営には公私形態の提携を要する。<sup>(24)</sup> 公私社會事業は融合歸一すべきものではないが、兩者の獨立性を保證しながら、補充提携することが必要である。<sup>(25)</sup> ザロモン氏は「綱要」に於て勞働忌避者や、危険なる不良兒の處置は、法的強制によつてのみ取扱ひうるが、かくの如き者の處置は如何にしても、私的社會事業の協力を要すると言つてゐる。これに對し、私は墮落婦人の如き個々感化を與ふる必要あるものに對しては、それは、私的社會事業の領野であるけれども、それは、また、公的社會事業の協力を要すると考へてゐる。<sup>(26)</sup> セットルメント事業の如きものも亦多く個人的要素を主調としたものでなければならぬから、主として、それは私的事業形態に依存する。これに由つて觀れば、公的社會事業形態は私的社會事業形態の協力により、その補充提携によつて、初めてその能率と効果を現はすものなることを結論しうる。



社會の缺陷を調整除去することや、要救護者を保護することについては、現時の社會救済はその量に於ても、その困難に於ても、増大するばかりである。よつて、これに應じ、一層救済の能率と効果を増進するが如き手段を採らなければならぬ。この事は、公私社會事業の補充提携によつてその目的を達することがその一途である。獨逸の貧民保護組合や、少年保護法 (Reichsjugendwohlfahrtsgesetz) は、公私社會事業補充提携の方針を採つて居り、貧民保護所 (Frisorgestellen) はたゞに公的保護を行ふところであるばかりでなく、公私保護の融合を以てその能率と効果を擧げんとしてゐる。獨逸に於ける公私共同保護の目的は、(一)共同救助事務の遂行、(二)救護員の養成、(三)中央情報局の設立、(四)被救助者の收容能力を増大することである。

#### 四 工法及監督局、管理局

公私社會事業が一體として融合する形體をとるものは、エルバアフェルド制度及米國監督局 (Board of Supervision) と管理局 (Board of Control) とがその二三の例證である。

エ法 (方面委員制度) に就ては、別著「方面委員制度指針」の参照を乞ふことにするが、こゝには、公私社會事業融合に關する範圍に於てのみ略述して見やう。

エ法には、地區、委員及委員會といふものがあるが、これは分散的貧民救助としての私的貧民事業を代表するものである。それに、エ法では、中央局といふものがあり、我國では、社會局、

社會部又は社會課がそれに當るが、これは集中的貧民事業として、公的貧民事業の代表機關である。

何故、地區を分ち、委員を設けるかと言へば、貧民救助を集中しないで、分散することを主義とするからである。たとへば、全都市を救助の對象とするよりも、これを地區に分ち調査することゝすれば、調査を嚴密ならしむることをえ、よつて以て救助を適正ならしむることができる。その上、一地區を官公吏に於て擔當する代りに、多數の特志委員で擔當することゝすれば、一層貧民救助を分散して調査を嚴密ならしめ、かつ、一層救助能率と効果を増大することができる。獨逸のエルバアフェルド市では一救護員について四件の貧民擔當をして居たが、斯くの如き少數の貧民を一委員について受持とすれば、如何やうにも調査を嚴密にし、適正なる救助を遂行することができる。

然るに、地區を分ち、委員會を設けて、分散的に救助する方向のみをとるとせば如何。その結果は都市全體に於ける救助事務の統一がなく、支離滅裂に陥る外はないであらう。委員會に於て銘々勝手に救助をなし、都市内幾多の委員會が各獨立して、その間に連絡を講せざる場合には、該都市の貧民救助は不統一に陥る外はないであらう。この弊を矯むものとして、何等か集中機能が加はらなければならぬが、これ即ち中央局の職能である。中央局に於ては、各委員會の救助事



務を統一し、これを集中して、集中的貧民政策を樹立することを目的とする。かくて、エ法に於ては一には、分散ありて救助の能率と効果を増大し、二には、集中ありて、救助事務を統一す。これが貧民法制として名聲噴々たるエ法の組織であるが、分散制即私的貧民事業、集中制即公的貧民事業である。かくて、公私貧民救助の融合するもの即エ法であると言へる。エ法の諸國貧民法制中、頭角を現はす所以のものは、公私社會事業の巧妙なる融合にあると言つて宜い。

米國監督局及管理局の機能が竟に融合する趨勢にあることについては<sup>(26)</sup>「社會事業講話」中、監督制は愛によつて動く私的社會事業精神に基くが、管理局は法則を背後として働き兩者は融合の趨勢にあることを説示せしことによつて明かである。監督制は善意や同情や隣惑によつて動くけれども、管理制は形式的、標準的、乃至、官僚的である。監督制は特志者及慈善家と關係があり、管理制は組織と行政とに關係がある。管理制は能率を増進するところに特長があり、監督制は個人的意義と善意とを加へるところに特長がある。監督制は私的社會事業を表現するし、管理制は公的社會事業を表現する。善意や、同情や特志を以つて動くものは、愛を基準とする愛の社會事業たるべき私的社會事業であるが、組織や行政や能率増進により動くものは、法則を基準とする法の社會事業たるべき公的社會事業である。

<sup>(28)</sup>米國に於ける社會事業も、その他の國に於けるもの、如く、無智と亂雜と放肆とに苦められ、個々孤立して放漫なる經營をしてゐた。同國社會事業は經營方針も亦區々であり、何等の統一もなく、かつ、地方行政と結び付いて弊害百出の有様であつた。かくて、この紛糾亂麻、如き社會事業界に組織と統一とを與へる必要を生じ、州慈惠局 (State Board of Charities) といふものが出てきた。この慈惠局は監督と管理との二形式をとることとし、一つは監督局となり、他は管理局となつた。

實驗にあたり、監督制は屢々管理の作用を導入しなければならぬことを見出した。監督的機能たる訪問、監察、報告、若くは、提議といふやうな私的社會事業形態に進んでゐても、不知不識、管理作用を導入し、命令し、強制しなければならぬことを見出した。よつて監督制で初めたものも、漸次、管理作用を導入し、また、純粹管理制に進んだ。ニューヨーク、ペンシルバニア、イリノイ、ミシガン、ウイソコンシン等の慈惠局は純粹監督主義で始めたけれども、その後、いづれも、管理制を採用した。これは愛に基く社會事業より法に基く社會事業に移つたことを意味する。管理制の特長は、(一)經濟的であり費用を節約することができ、(二)出納を正確にすることができ、(三)吏員を専任たらしむることができ、(四)事務の能率を増進することができ、(五)雇人の訓練を徹底せしむることができ、(六)報告の齊一を期することができ、(七)地方主義の過度な經營に陥ることを避けることができ、(八)時間と勞力とを節約することができ、(九)院



舎間の連絡を圖ることができ、(一〇)院舎間に於て收容者の交換を行ふことができ、(一一)集中經營主義をとることが能きる等である。

併し、管理制は法の社會事業たるからには、形式的官僚的たることを免れぬ。愛の加入せざる社會事業は眞の社會事業ではない。米國社會事業界でも、形式的官僚的な管理制については非難があり、愛の社會事業は一層増大しなければならぬ必要を痛感してゐる。我國の如く、萬事官公に絶り、殊に、社會事業界の風潮たる哀願建議頻出では仕方がない。我國社會事業は國の先導、國の補助金によつてのみ事業を進行せんとする陋態であるが、この現状は漸次變改しなくてはならぬ。いづれにしても、公的な社會事業の外に、私的な愛による社會事業が確立し、公私社會事業が兩々補充し提携しなければならぬ。

かくの如き思想を辿ると、それは竟に監督制の思想に到達しなくてはならぬ。個人や特志者の入り込むものは監督制ではないか。権力や形式にのみ偏重することは危険である。愛と同情とを缺きたゞ經濟的であること、費用を節約しうること、能率をあぐることなどにのみ集中するとき、社會事業は内容のない空疎なものになつて了ふ。管理制のみによつて社會行政を運用することには絶對的乃至相對的に反對がある。

この問題は如何に解決すべきか。社會行政を純粹監督制となすべきか、將又、純粹管理制として運用すべきか。

この事は愛と法則との原則によつて決定せらるべきである。愛と法則とは兩々補充提携すべきもので、一が他を排するといふ關係にあるものではない。愛なき法則は能率あれども、眞の意味に於ての効果がなく、法則なき愛は効果があるけれども、支離滅裂で能率があがらない。よつて、この理を監督制と管理制との關係に當て箝めると、法を代表する管理制を全然無視するといふことは能きないし、また、愛を代表する監督制を排除することも不可能である。この兩者は共に必要で、兩者の機能の融合によつてのみ、初めて眞の社會事業が行はれうる。米國に於ける實驗の跡を見ると、監督制と管理制との兩立は不可能ではないし、兩者の機能の融合によつて好成绩を擧げうるものなることを知る。私は大體管理制を基本とし、これに監督的機能を加へ、官公社會事業に民衆や、特志者や、慈善家や、學者を参加せしむる一制度を是認する。

監督制は管理制を豫想せずして實施することは能きない。監督的機能たる訪問でも、報告でも、提議でも、その他いづれでも、それを實施するに方つては權力に無關係であることは能きない。諮問的機能は如何にしても權力を豫想する。それ故、純粹監督制で始めても、いつの間にか、管理作用を導入してゐる。

次に、管理制は監督制を豫想する。一九〇三年の全米慈善矯正會議の監督及管理部會では、管



理局が無給な特志者を採用する案を提出してゐる。管理制は兎角形式的となり、官僚的となるが、

この形式よりするものは全體や階級を對象とするだけで、眞の救助を遂行することはできない。

眞の救助は慈善形態及體驗形態に於て初めて可能となるが（慈善事業形態論及體驗社會事業形態論參照）この事は純粹管理制にあつても同一だといふことは明白である。

そこで、管理制のうちにも、その形式的機能を補充するものとして、内容的機能をもつ監督作用が加はらなければならぬ。米國管理局に關係する特志家達は社會施設を監察し、これを管理局に報告してゐるが、かくの如き事業形態は即ち管理作用に監督作用を加へたものである。この事は方面委員の分散作用と集中作用との關係を見れば一目瞭然である。私は方面委員制度の構成を社會事業形態としての定型的なものとして推奨するから、社會事業研究家は先づこの制度を入念に研究さるゝことにしたい。

これに就ては、拙著「方面委員制度指針」及び「社會事業研究」に發表せし上擧の諸論文、拙著「晩近の社會事業」第九章を參照せられたい。（上擧の拙著は京都西洞院七條南、内外出版株式會社發行）

一八九二年ポストン市のマシウ市長は市役所社會部へ特志家を參加せしめた。方面委員制度に於て行ふてゐる特志家の官公社會事業への參加の形式は一切の官公社會事業に於て繰り返へさな

ければならぬ。我國の官公社會事業のうちには、將來男女の特志家が普く參加する形式を採らなければならぬ。

以上の説明によつて、監督制と管理制とが各獨立して存在しうるものでないことが分らう。社會事業には二つの方向がある。一は分散他は集中である。分散的方向をとるものが監督局、集中的方向をとるものが管理局である。この二の方向は竟に合流する。よつて、私は管理制の下に監督制を融合することを以て社會行政の常道であると思ふ。これによつて公私社會事業の補充提携の如何なるものなりやは明かに例解せられたと思ふ。

#### 参考文献

- (1) Erberg, Wohlfahrtspflege.
- (2) Salomon, Wronsky: Leitaden der Wohlfahrtspflege.
- (3) Hirtsiefer, Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen.
- (4) Brachmann, Das zusammenarbeiten zwischen Amtlicher and private Fürsorge.
- (5) Goetz, W., Grundris der Wohlfahrtskunde.
- (6) Steinweg, Die Neuregelung der öffentlichen Wohlfahrtspflege und die Evangel. Kirche.
- (7) Wasserrab, Soziale Frage, Sozialpolitik and Caritas.
- (8) Lohse, Die Privatwohlfähigkeit und ihre Organisation.
- (9) Albrecht, Städtische Wohlfahrtsämter.



- (10) Singer, Soziale Fürsorge.
- (11) Stammler, Gedanke und Ziele der Wohlfahrtspflege.
- (12) Flesch, Die Kommune und die Wohlfahrtspflege.
- (13) Levy, A., Die Privatperson und die Wohlfahrtspflege.
- (14) Charlottenburg, P. F., Wohlfahrtspflege im Volksstaat.
- (15) Muthesius H., Wohlfahrtspflege.
- (16) Liese, Caritas und Wohlfahrtspflege.
- (17) Jacobsohn, M., Die Arbeiter in der öffentlichen Armenpflege.
- (18) Münsterberg, Die Koporation und die Wohlfahrtspflege.
- (19) Scheffern, W., Die evangelische Kirche und die Wohlfahrtspflege.
- (20) Liese, Caritas und Wohlfahrtspflege.
- (21) Salomon, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege, S. 664.
- (22) 海野幸徳、「晩近の社會事業」第一章、第九章。
- (23) 海野幸徳、「方面委員制度指針」1—21頁。
- (24) Weber A., Fürsorge und Wohlfahrtspflege, S. 54.
- (25) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 5.
- (26) 海野幸徳、「社會政策大系」第七卷。
- (27) 海野幸徳、「社會事業の運営」講話第3, 4號。
- (28) Warner, American Charities, pp. 363-393.

## 第七章 宗教的社會事業

宗教的社會事業は社會事業の中にあつて獨特の本質をもつ。宗教的社會事業は無論公的社會事業ではないが、さりとて、嚴密には、社會事業の範疇に入るものではない。宗教的社會事業 (Konfessionellen und kirchlichen Wohlfahrts-Pflege) は自由なる愛の動作 (die freie Liebestätigkeit) によるもので自由なる社會事業 (freie wohlfahrtspflege) と稱すべきものである。宗教的社會事業が何故嚴密に私的社會事業でないかと言へば、それは私的社會事業團體に關係するばかりでなく、寺院及教會の社會事業を含むからである。この寺院及教會の社會事業は寺院及教會政策の一部分として行はれるから、これは單なる私的社會事業團體の救助事務とは異つてゐる。よつて、宗教的社會事業は私的社會事業を含むが、宗教的社會事業の範圍はそれよりも遙かに廣く、宗教政策の一部分となつて現はれる。

獨逸の貧民法たる R. F. B (Reichsfürsorgebände) と兒童保護たる R. J. W. G. (Reichsjugendwohlfahrtsgesetz) には自由なる愛による社會事業が充分加はつて居るが、兒童法に於ては、貧民法に於けるよりも、その程度と範圍とが顯明である。自由なる社會事業 (freie Wohlfahrtspflege) は獨逸社會事業に於ては重要な役割を與へられてゐる。自由なる愛の活動は獨逸國民的社會事業の



總體の重要な部分を形づくつてゐる。兒童事業のうちへ、自由なる愛が多く入り込んでゐるのは、貧民事業よりも愛を加へることが容易であるからである。獨逸社會事業に於ては、愛と法則とが救助事業として (in sachlicher) 融合せられてゐるだけでなく、組織としても (in organisatorischen Beziehung) 融合せられてゐる。保護所 (Fürsorgestellen) はたゞに公的機關たるのみならず、そこでは愛による自由な活動が行はれ、それが重要な部分を形づくつてゐる。

宗教的社會事業なる社會事業の一部門が存するかどうか。この疑問に關しては屢々心靈生活を以て宗教の唯一の活動範圍と見做す宗教家達より問題が提起せられる。

(1) ズタインウエツグ氏は言ふ。

福音教會が社會事業や保護の多様の機會について關與しうるか否かの問題が起り、乃至、それを公的又は人道的事業に譲り、その固有なる本質的の範圍に止めてはどうかといふ問題が起る。教會は福音の宣傳や、精神の開拓に限り、内國傳道會社はその固有の意義に於ける傳道事業に止めた方が適當でないか。併し、福音の宣傳や、聖餐、精神の開拓、精神の教導のみが、教會の眞の仕事であるのではない。それは、その起源から、イエスの模範に則り、助けを與へるところの愛や、愛の活動が、教會の本質的な仕事であり、生命の開拓である。そして、内國傳道に於ては、ウエルケンに従へば、内國傳道の效果とすべきものは即ち助けを與へ救ふところ

の愛に外ならぬ。

宗教の本質的なものは心靈生活であるといふ。併し、この心靈生活は地上生活の上にその本質を展開するときには社會生活ともなり、愛や慈悲の活動となることは極めて自然のことであり、また、避けることのできるものでもない。もし、寺院や教會に於ける愛の活動が國民生活の中へ織り込まれなければ、その中であつて、重要な機關としてその位置を保つこともできぬ。かくて宗教と愛の活動とは兩々關係して開展し來り、宗教は愛の活動に於て、その先導をなすが如き觀がある。ズタインウエツグ氏は信仰と愛の團體としての教會の本質の中には、(一)仕事による務め (Bischossamt)、(二)言葉と聖餐との勤め (Prodigtamt)、(三)愛の務め (Helferamt) とが存するとして、愛の勤めが教會の心靈生活と共にその本質的要素なることを言つてゐる。宗教活動の中には必ず助ける愛 (Helfenden und rettenden Liebe) といふものが加はり、それを社會化せずにはかぬであらう。(2) 殊に社會化する現代宗教に於てさうである。

宗教社會事業と公的社會事業の補充提携といふことも言はれうる。兩者の補充提携により、ただに、實質的協力 (sachlicher Zusammenarbeit) が宗教的社會事業と公的社會事業との間に行はるゝのみならず、これによつて、機能として兩者が相融通するものだといふことを知る。宗教團體で經營する慈善事業が官公の資金によつて經營せられたり、宗教團體で經營する社會施設の中へ官



公に關係する要救護者に送り込まれたりする類は、宗教と社會との機能が兩々相融通する例證である。宗教團體と公的社會事業とは兩々獨立するものではなく、一が他を助け補ふといふ關係をもつてゐる。公的社會事業、私的社會事業、及び宗教的社會事業の補充提携の意義及必要は今よりも一層明確に了解されなければならぬ。關東、但馬及北丹の震災には世俗團體及宗教團體との連絡がもう一層密接でなければならぬことを感じた。宗教團體の救援事業は充分官公世俗團體によつて認めらるゝ程度にまで達しなければならぬ。三度起つた震災では、宗教團體の働きが充分認められなかつたものと見へ、宗教者側より苦情が起つた。かくの如き事は、單り物資の配給のみが救援であるとする誤解に基くものである。

社會事業の中には、宗教的社會事業は缺くべからざる獨特の機能と使命とを有つてゐる。この宗教團體の獨特の社會的機能と使命とは無自覺なる心靈生活の主唱者によつて自づからその勢力圏を削り去りつゝある。宗教團體はその社會的活動を益々旺んにし、適當なるべき社會施設をつくり、都市、地方廳及國家の社會事業と雁行し、兩々その機能を補充しなければならぬ。官公團體が発達すれば宗教團體の社會事業は衰頹すると説くものがあるが、これは社會事業の何たるやを知らざる一知半解者流の言である。

獨逸のザクセンでは、官公社會事業と宗教社會事業との提携協力を策してゐるが、その目的と

して掲げてゐるところのものは左の如くである。

- (一) 宗教社會事業及都市社會事業の提携。
- (二) 内國傳道會社の愛の事業と都市社會事業との相互的影響及協力。
- (三) 愛の事業を奨勵促進すること。
- (四) 内國傳道會社の事業を講習講演及文書によつて傳播すること。

私は宗教的社會事業に獨特の地位を與へるものとして、宗教的社會事業なる一新部門を開く。なほ、私は宗教的社會事業形態といふものをも設定する。私は「輓近の社會事業」や、「隣保事業」に於て、精細に宗教的社會事業を論じ、「隣保事業」に於てはセトルメントと宗教との關係を詳細に分解闡明し、これによつて、ミッションが如何に純宗教的に終るやう努むることも、竟に社會的たざるをえざるべく、セトルメントが如何に純社會的に止るやう努むることも、宗教的ならざるをえざる所以を明示した。これによつて、宗教的社會事業の本質及機能は明かになつたと信ずる。

#### 参考文献

- (1) Steinweg, Die Neuregelung der öffentlichen Wohlfahrtspflege und die Eangel. Kirche, S. 27.
- (2) 海野幸徳、「輓近の社會事業」第三章。
- (3) 海野幸徳、「隣保事業」社會政策大系、第七卷。



- (4) Picht, Toyubee Hall and the English Settlement Movement.
- (5) Barnett, C., Towards Social Reform.
- (6) Barnett, S., Practical Socialism.
- (7) Wilson, F. W., The Settlement Ideal.
- (8) Peabody, An Approach toward Social Question.
- (9) Peabody, Jesus Christ and Social Question.
- (10) More, Modern Thought since Kant.

## 第八章 社會事業の性的分業

### 一 性による分界

社會事業は性により分界せらるべく、社會事業に性的形態(男女の)あることを見免すことはできない。

社會事業は性によつて分界されなければならぬ。然るに、社會事業の性的分業に反對するものがある。社會事業の性的分業は一般性別の思想によるから、男女兩性に基本的差別を認めないものは、社會事業に於てもこれを認めぬことにならう。

男女の性的差異は或は境遇により、或は本質によるを解す。男女の差異に就ては、私は<sup>(1)</sup>別著に於て精細解説してゐるから、こゝには省略しなければならぬ。

いづれにしても、男女の根本的差異は未だ發表せられて居ないが、和蘭のグロニンゲン大學のヘエマン教授の如き權威ある研究が續々發表せられることになれば、男女の本質は漸次明かになるに違ひない。私は現今性科學の研究せし總收としての性の差別を認める。<sup>(2)</sup>「現代人の戀愛思想」參照。これに従つて、又私は社會事業に於ても性別を容認しやうとする。けれども、社會事業にあつて性的分業を否認するものがある。



獨逸のクルンケル教授はいふ。

(3)私の課題は吏員養成である。私はこの範圍では男女の間に何等の差別を見出さぬ。私は、「女吏員」といふ言表を承認しない。それは現今我國語を災して居るもので、醜惡なる教育である。吏員なる用語は兩性的である。即ち吏員とは男子と女子とである。併し、それは、本質的には吏員といふ範類に共々屬するのである。尙、私は男女の間に分界を描きうべき何等の可能性を認めぬ。

かくて、クルンケル教授は絶対に社會事業に於ける性的分業を排拒してゐるが、これと共に、妥協的措辭を以て、「これまで男女の間に劃されたる分業は氣儘の結果でないことは確實である」と言ひ、男女間に本質的分業のあるやうなことも言つてゐる。よつて、私は教授を曖昧論者として多く追究せぬこととする。

社會事業の性的分業に就ては、クルンケル氏の外、<sup>(4)</sup>ザロモン女博士、<sup>(5)</sup>バウム女博士、<sup>(6)</sup>ハインツマアル博士などが論じてゐる。これ等に就ての批判は私の<sup>(7)</sup>論文を参照せられたい。

獨逸社會事業界では社會事業を以て婦人の領野とする思想が歐米を通じて首位を占めてゐる。獨逸には左の二十五の特殊社會事業學校があるが、たいてい女學校である。

(一) 伯林社會事業學校。

- (二) 伯林内國傳道會社女子社會事業學校
- (三) カトリック聯盟女子社會事業學校
- (四) 伯林カトリック女子社會事業學校
- (五) プレメン女子社會事業職員養成學校
- (六) ブレスロウ女子社會事業學校
- (七) シアロツテンブルク青年會社會事業學校
- (八) ケルン社會事業學校
- (九) ザクセン基督教聯盟女子社會事業學校
- (一〇) デュセルドルフ女子社會事業學校
- (一一) エルバアフェルド女子社會事業學校
- (一二) フランクフルト・ア・メーン女子社會事業學校
- (一三) フライブルグ女子社會政策學校
- (一四) ハンブルグ社會事業學校
- (一五) ハンノヴァ基督教女子社會事業學校
- (一六) ライン女子社會事業學校



- (二七) ケーニヒスブルグ女子社會事業學校
- (二八) ライプツヒ女子職業高等學校
- (一九) マンハイム女子社會事業學校
- (二〇) ミュンヘン慈善事業學校
- (二一) ミュンヘン女子社會事業學校
- (二二) ミュンステル市社會事業學校
- (二三) ストットガルト女子聯盟社會事業學校
- (二四) ハルツ社會事業學校
- (二五) フライブルク女子社會事業學校

(8) ウェーバア氏によると、一八九九年に女子社會事業教育が獨立に創始され、一九〇八年にいたり、最初の女子社會事業學校が開設せられ、一九一三—一九一七年の間に、宛然菌が地上に簇出する勢で、女子社會事業學校が續々開設せられた。プロイセンでは、一九一八年、女子社會事業家登用試験制を定めたが、その他に於てもこれに倣ふた。一九二三年には、全國にわたり、女子社會事業家登用試験制を統一した。現今、獨逸に於ては女子社會事業家は幾千といふ數に達し、既に組合をも組織し、一九一九年にいたり、女子社會事業家組合といふものをつくつた。

獨逸に於ける女子社會事業教育の旺盛や、女子社會事業家の續出は、社會事業分業の觀念によつてゐる。この事は、社會事業形態論的構想の上より極めて自然的なことである。我國の如く官公社會事業が女子を全然驅逐してゐるのは、一つは無自覺のためであり、二には社會事業の性的分業の思想の發達せざるためであり、三には社會事業形態論の研究が缺乏してゐるためである。私の社會事業形態論に於て、最も完全態として取扱はるゝものは體驗社會事業であり、次が慈善事業、それから概念社會事業の順序となる。かくの如き形態論的考察に於て、體驗と慈善とを分擔しうるものは直接的なる無意識的なる直觀的なる女子である。(このことはもう直きに分る)これに就てハインツマエル博士はいふ。

眞の婦人は皆概念によつて容易に把握しがたきものを、反省なしに直觀的に洞察し、直接に生ける生命を捕捉しうる能力をもつ……一般的に婦人について言表すれば、婦人は物的なるよりも人間的であり、また、社會的なるよりも慈善的である。換言すれば、婦人の本能は隣人を救助することにおいて存し、一般に奉仕せんとする漠然たる願望よりもそれが強盛である。

一般 (allgemeinheit) に奉仕せんとすることより、全體を對象とする概念社會事業が起るが、これは無論一般的概念的抽象的形式的なる男子の持分である。それに對し、婦人は全體としての soziale (社會的)なるよりも、個々としての Karitative (慈善的)なるにある。社會事業的なるより



も、慈善事業的なのが婦人の社會事業に於ける固有性である。この論理を究め行くと、婦人の持分は體驗社會事業となる。

もし、婦人を度外し、これを社會事業界より驅逐する場合には、慈善事業及體驗社會事業を遂行しえずして、たゞ、最も不完全なる概念的社會事業を遂行しうるのみである。我國社會事業界が一般に婦人を無視する傾きのあるのは、未だ社會事業形態論的思想の缺乏に因るのであらう。なほ、それは社會事業界に性的分業の思想の傳播しないことにもよらう。最も悲むべきことは、我國社會事業界が未だこの種の問題に對し無自覺である一事である。

我國方面委員制度は既に一道三府三十四縣に普及されたけれども、婦人に一瞥を與へ婦人を委員に任用してゐるものは京都府、愛知縣位のものであらう。(この事に關しては近き將來發表する拙文「本邦方面委員制度の比較研究」を参照せられたい)。婦人方面委員に於て<sup>(9)</sup> ミュンステルベルヒ博士はいふ。

けれども、婦人の侵入は確實に實現せられた。そこで、一定數の婦人が官衙へ入つて來た。エ法を價值あらしむる爲めにはかくあらねばならぬ。エ法は實に個別化と分散とによつて基礎づけられて居るとすれば、エ法の同情者や支持者は婦人を以て貧民の救助者とし、良友として取扱はなければならぬ。

エ法に於て、婦人は男子の補助機能として待遇してはならない。婦人が方面委員としてエ法に参加するとしても、婦人は單に男子委員の補助であるといふ觀念は誤つてゐる。それは補助的機能によつて律せらるゝのではなく、分業の觀念によつて定められるのである。<sup>(10)</sup><sup>(11)</sup> エ法に於て婦人に囑託する事項は何であるか。それは、婦人の固有性に適合するものとしての、兒童の事、家庭の事、生活改善の事、病患看護の事、家庭訪問の事、衛生家庭訪問の事がそれであらう。ケイセル (Keyser)、ヘルデブランド (Hildebrand)、ミュンステルベルヒの諸氏は一樣に私の擧げてゐる事項を以て、エ法に於ける婦人の分擔としてゐる。エ法に於ける婦人の分擔は社會事業一般に擴張しなければならぬ。

ザロモン女博士は女子の社會事業分擔は教養的乃至教育的 (pfegerische und erzieherische) であるとしてゐる。baum博士は社會事業を固定的なものと流動的なもの (dem starren und dem beweglichen Teil der Wohlfahrtspflege) に分ち、固定的なるものを男子の領野に、流動的なものを女子の分野に定めてゐる。固定的なものは組織的な部分で、男子これに當り、流動的なものは、教養的乃至救助的部分 (pfegerische und fürsorgend Teil) で、女子これに當る。

私はエ法をける女子の分擔を擧げたが、それは又社會事業一般に於ける女子の分擔だとする。

## 二 女子社會事業上の固有性



男子の「死せる社會事件」を取扱ふに對し、女子は「生ける社會事件」を取扱ふ。Lebendigen Leben (生ける生命)としての社會事業(特に體驗社會事業)を完全に取扱ひうるものは獨り女子あるのみ生ける生命としての社會事件は全一として存するもので、これを概念的に取扱ふことは能きぬ。概念的に取扱ふ場合には、社會事業は忽ち抽象化し、形式化して、死せるものとなる。女子の社會事業の取扱方法は慈善事業形態若くは體驗社會事業形態であつて、全一を分斷せず、そのまゝこれを把握するにある。

全一による救助は主觀的である。慈善による救助は半ば主觀的半ば客觀的である。純粹主觀的なるものは獨り體驗社會事業あるのみ。純粹客觀的なるものは概念社會事業である。純粹客觀體を取扱ふ適役は男子であるが、純粹主觀體を取扱ふ適役は女子である。半ば主觀半ば客觀的な *Karitative* なるものは同じく婦人の領野である。

無限の結合體の上に行ふ救助、及び、全一に向けらるゝ救助はいづれも婦人の領野である。部分的救助は客觀的であり、全體救助は主觀的である。全體は活けるもので内觀によつて捕捉すべく、部分は死せるもので、客觀として取扱はれるもの。部分的社會事業は客觀的であり、全體社會事業は主觀的である。婦人の社會事業は女子固有の主觀性 (*Weibliche Subjektivität*) を主體とする。

女子は男子よりも人間的である。男子は物的、女子は人間的である。この特質が又社會事業に流入する。よつて、男子は社會事業を物として觀、これによつて、それを客觀化するが、女子は社會事業を人間的に觀、それを主觀化する。部分救助は物本位であり、全體救助は人間本位である。

男子の社會事業形態は概念的なものであるが、女子の事業形態は直觀的なものである。男子は概念的に事物を觀るが、女子は直觀的に事物を取扱ひ、かつ觀る。生ける生命や、全一は直觀によつてのみ把握することが能きるだけである。概念はこれを客觀と主觀とに分ち、かつ、これを部分化する。よつて、これを生ける生命とし、乃至、全一として捕捉することができぬ。男子の社會事業の分擔は概念的であり、間接的であるが、女子の分擔は直觀的であり、直接的である。直觀すること、直接的なることは、概念的であること、間接的なることよりも、一層完全であり、人間的である。この意味に於て、女子の行ふ社會事業は男子のそれよりも一層完全である。

男子の部分的社會事業は反省により概念化することによつて行れるが、女子の全體的社會事業は無意識により洞察することによつて感得せられる。洞察、感得、これが女子社會事業の固有性である。無意識ではあるが、それは反省することによつて成立する社會事業形態よりも完全である。女子の社會事業は生ける生命と全一とに接近し、かつ、肉迫する。これが女子固有の社會事



業形態である。

男子の社會事業は概念的であり、それは知的なものとして成立するが、女子の社會事業は情意である。男子の知的社會事業に對して、女子の情意的社會事業が分立する。知的社會事業は概念社會事業形態に進み、情意的社會事業は慈善事業形態や體驗社會事業形態に進む。部分的社會事業は非人格であるが、全體的社會事業は人格的である。概念社會事業にあつては、客觀體の上に救助が向けられ、凡て客觀的に救助が進められるから、それは、涙も血もなく、外的な非人格なものとならざるをえない。この概念社會事業や、官公社會事業の非人格化、客觀化は、救助の分業として現出したもので、これは不完全であるからとて斥くことの能きるものではない。社會事件の處理は總ての形態の出勤によつてのみ初めて遂行せられる。非人格的客觀的社會事業（概念社會事業）も亦分業上の一形態として存在しなくてはならぬ。

これに對し、内的な人格的な社會事業の一形態がある、この社會事業形態は能率と効果といふ見地より評價されないで、意味や愛の上から評價される。それは概念社會事業よりも能率と効果の劣れることもあらう（單に外見上ではあるが）それは外的に形の上では救助能率が少くあるやうに見へるけれども、眞の救助は概念社會事業の如き量的救助ではなく、質的なものでなければならぬ。眞の救助は無限の結合によるもの、乃至、全一によるものである。

内的な人格的な救助は女子の固有性によつてあり、内的人格的社會事業（慈善事業及體驗社會事業）は女子の領野である。

社會事業は共同福祉を對象とし、全體に救助が向けらるゝが、慈善事業にあつては個人に向けられ隣人を對象とする。全體や階級に關するものは男子の領分としての概念社會事業の分野であり、隣人や個々人に關するものは女子の領分としての慈善事業乃至體驗社會事業の分野である。

### 三 知的社會事業と心情社會事業

男子の社會事業は知り教ふることの能きるものであるが、女子の社會事業は感得しうるのみで、知り教ふることの能きぬものである。知り教ふることのできる社會事業は概念化され、體系をつくり學たりうる。これによつて、學としての社會事業が成立する。されど、社會事業にあつては學として、その體系を樹立し、かつこれを習得することに盡きるのではない。その上、それは體驗化し、人格化し、人間化して、生きた全一として把握されなければならぬ。この事は初めて直觀により感得により洞察によつてのみ遂行せられる。よつて、社會事業の達人たり専門家たるべきものは單にこれを學として研究するのみならず。更らに、これを心情として體驗したものでなければならぬ。

私の學としての社會事業は知的社會事業たる概念社會事業と、心情社會事業たる體驗社會事業



とを合一せしものである。私は社會事業を分析し、概念化し、これを體系にまとめると共に、學としての社會事業は單にそれだけでは不充分だとする。よつて、私は、更らに、これを心情として追究し、内的、主觀的、人格的、人間的、最後に神明そのものとし、實在そのものとして追究する。私の社會事業は實在の上に最も鮮かにその姿を現はすべきものである。かくの如き哲學的意義に於ては、私の理論構成に基く社會事業そのものは竟に實在論に究り、そこに、最後の安住を見出し、人間を淨化し、それを高揚し、究竟的境地に達して神明の境に逍遙しなければならぬ。よつて、私は單に社會事業を以て貧民や盲人や不具者など、消極的な社會病陷を取扱ふものに限るやうな卑小狹隘なるものと見做さないのである。私の社會事業は消極的より積極的に、それより、綜合的に、最後に超越的に究るべきである。

婦人の固有性、その社會事業に於ける固有性は男子の固有性よりも一層究極的な社會事業の本質に肉薄するもの、實在に出入するものである。

#### 参考文献

- (1) 海野幸徳「現代人の戀愛思想」242—270頁。
- (2) 海野幸徳「現代人の戀愛思想」239—250頁。
- (3) Klunker, Die Ausbildung von Beamten für die Wohlfahrtspflege.
- (4) Salomon, Ausbildung weiblicher Beamten für Wohlfahrtspflege.

- (5) Baum, Die Ausbildung von Wohlfahrtsbeamten.
- (6) Marr, H., Frauenschule.
- (7) 海野幸徳「婦人の社會事業上の分類」社會事業研究、第15卷第3號。
- (8) Weber, A., Fürsorge und Wohlfahrtspflege.
- (9) Münsterberg, Das Elberfelder System.
- (10) 海野幸徳「方面委員制度指針」70頁。
- (11) 海野幸徳「婦人救護委員」(エ法の源流及本質) 第14卷第11號。



## 第九章 綜合的社會事業

### 一 單獨社會事業と綜合社會事業

社會事業のうちには單獨なものとして孤立するものがあり、綜合して一體をなすものがある。前者は單獨或は孤立社會事業であるが、後者は<sup>(1)</sup>綜合社會事業である。

現時の我國に於ける社會事業は多く單獨社會事業である。異種若くは同種社會事業の間には殆んど連絡統一の作用が加はつて居らぬ。今、災害救援事業に例を求め説明して見やう。關東、但馬、北丹の震害に出動せし各地の熱心な救援團體はその數も多かつたが、その間に殆んど連絡といふことがなかつた。救援團體間に連絡のないといふことは、軍隊で、小中大隊に何の連絡もないといふに同じく、所謂烏合の衆である。かくの如き孤立無援な状態によつて、よく完全に救援の目的を達することができやうか。私が但馬の被害地を視察したとき、救援團體の中より助言を求めたものがあつたので、言下に、各團體の組織化を提議した。各團體の組織化は即ち綜合社會事業形態によることを意味する。

我國の府縣方面事業は未だ孤立して居るけれども、既に近畿方面連絡會といふものが出来、この頃又、長野、静岡、愛知、三重及岐阜の五縣方面連絡が名古屋に行はれた。これより各地方連

絡といふものが行はれ、竟に全國聯合といふことも、遠からず、實現するであらうと思ふ。かくの如き社會事業の運用は綜合社會事業形態によるものである。

社會事業が、個々として經營せられると考へる限り、綜合社會事業は出現もしなければ、發達もしない。官公私團體及私人の經營する社會事業は單獨に存在することはできず、早晚、彼此關係して組織をつくり、系統をつくらなければならぬ。こゝに於て、一體としての社會事業が現はれる。社會事業は個々として單獨に行はれるのではなく、凡て組織體として行はれ、個々の社會施設はその要素としてそれに組み入れられるのである。これが綜合社會事業である。

### 二 綜合社會事業の機能

個々の社會事業團體が各單獨に經營せられる場合には、その間に共通する經營方法といふものが發達しない。それ故、地方及全國の同一種社會施設を観ると、銘々勝手な方針をとり、恰も亂抗の如き状態を呈してゐる。現に施行せられてゐる我國の官公事業を見ても、この事は一目瞭然である。たとへば、全國的に普及されて居る方面事業を見ても、その地區の分け方に於て、その委員の數に於て、その種類に於て、凡て區々である。これは一には、各地方委員制に連絡がないため、二には方面委員制の原則が知れわたつて居なかつたためである。言はゞ、方面委員制とはどんなものかといふことが知れて居なかつたのである。これがため、各地思ひ／＼に方面制を



施行した結果が、經營に於ても、組織に於ても、統一がないこととなつたのである。

次に、個々の社會事業として存する間は能率も効果もあがるものではない。これを貧民救助に就て見る。私は<sup>(2)</sup>施與の統一といふことを主唱してゐるが、一都市の貧民救助が個々として運営せられてゐる限り、救助の能率も効果も擧がるものではない。都市の各救助團體の間に連絡も統一もない場合には施與は各團體に於て銘々勝手に遂行する外はない。地方廳、市役所、區役所、赤十字社、愛國婦人會、各種の慈善團體、警察署、私人が銘々孤立して勝手に施與をなす結果如何。そのため、一度施與されたものは、二度び施與され、施與は重複に重複を重ねることゝならう。かくて施與は亂雜に陥り、支離滅裂となる外はない。その他の社會施與に於てもこれと大同小異である。社會事業が個々として經營せらるゝ限り、能率も効果もあがるものではない。

その上、單獨社會事業にあつては、自然、競争的に施設をすることゝなるから、相互の間に惡感を生じ自他排擠を免れぬ。我國の官公社會事業に於ては、中央でも、地方でも、單獨經營及組織が行はれ、權限争ひ隨所に起るを見る。中央に於ては、市場は内務及商工省間の競争となり、體育は文部と内務の争ひを惹き起し、不良兒は内務と文部と司法との權限争ひを生ずる等、事々に中央各省の間に紛議が絶えないやうに見える。地方に於ても、これと同一事態が繰り返へされ、大都市に於ては、殊にその土地所在の地方廳及市役所、社會部及課の間に紛争あり、市のも

のは市に返せと言ふやうな幼稚な分業論が瀕々提起せらるゝを見る。同じ官公衙にあつても、各課各部の間に權限争ひあり、實にうるさい限りで、これが爲め、如何に地方及中央の行政が阻害さるゝか圖り如るべからず。若し、各部門、各團體間、各省間に連絡があり、統一があるとすれば、平和の氣風は頓に増大するに違ひない。

### 三 綜合社會事業形態

<sup>(3-10)</sup>綜合社會事業は如何なる方法に於て實現せらるべきか。カール・ジンゲル博士(Dr. Karl Singer)は綜合社會事業の方法として左の五を擧げてゐる。

- (一) 需要者に對し情報を分配することによつての綜合。
- (二) 場所により中央機關(Ortliche Zentralverein)をつくり、能きるだけ廣き範圍を抱擁することによつての綜合。
- (三) 困窮を除去する目的を以て材料を蒐集分配することによつての綜合。
- (四) 社會施設に關する文獻發行によつての綜合。
- (五) 會議によつての綜合。

<sup>(11)</sup>私は方面委員制度施行について、大中小都市とそれとの關係を論じ、その理想都市形態を中都市とした。大都市に於ては、人口の移動瀕々たり、かつ異質であるが爲めに、被救助者の實狀



を調査することが困難であり、小都市に於ては、容易に全市の状況を透見することが能きるけれども、大都市に於てはこれが不可能である。然るに、これに對し、情報の供給によつて互に材料を交換するとすれば如何。かゝる場合に於ては、以上の困難は輕減せらるゝに違ひない。獨逸には材料を分配する目的を以て設立せられた協會があり、「伯林倫理文化材料分配協會」、ケムニッツ「諮問協會」、フランクフルト「貧民事業材料分配協會」などはその二三の例證である。伯林倫理文化材料協會は與へるよりも助けるといふモットーに基き金品の施與よりも材料と情報とを分配することによつて助力をなすことを趣旨としてゐる。大都市に於ては、不當な救助すべからざる被救助者が多いが、若し、材料と情報との交換及供給をなさずに、單に救助するといふことであつたら、救助を正常ならしむるといふことは困難である。方面委員制度では救助を正常なものとするために分散的貧民制を導入し、所謂材料及情報に基く嚴察なる調査と適正なる救助とを遂行してゐる。伯林倫理文化材料分配協會長レヅイ氏に據ると、材料供給の目的は貧民救助を科學的なものたらしむるにある。

中央事業協會 (örtlichen Zentralstellen) によつての連絡も亦綜合の一形式である。我國に於ける各府縣及中央の社會事業協會などは、この範類に入るべき綜合事業である。獨逸に於ては、ドレスデンの國民福利協會 (Verein Volkswohl)、ライプチッツの國民福利協會 (Verein für Volkswohl)

ドレスデンの公共福利協會 (Gemeinnützige Verein)、ハルレの國民福利協會、フランクフルトの社會事業協會 (Gesellschaft für Wohlfahrtsrichtungen)、ハンブルグ愛國協會 (Hamburger patriotische Gesellschaft)、ストツツガルトの勞働階級福利増進會 (Verein für das Wohl der arbeitenden Klassen) リュウベックの社會奉仕促進會 (Gesellschaft zur Beförderung gemeinnütziger Tätigkeit) といふが如きものは、いづれも協會によつて綜合する形式をとつてゐる。文書や文籍によつて綜合する方法も行はれるが、この方法によつて社會事業は交換作用をなし遂げうる。文書及文籍を發行すると、全国各地の社會事業團體を一目瞭然たらしめ、救助團體の所在及種類を知らしむることが出来る。これによつて、自他互に有無の交換をなし、被救助者の處置を有効適切ならしめうる。我國に於ては、中央社會事業協會より發行してゐる「社會事業年鑑」や、大原社會問題研究所より出てゐる「日本社會事業年鑑」などは文書によつて、綜合の役目をつくしてゐる。英國では、慈善組織協會 (Charity Organization Society) が、この種の文籍を發行し、獨逸では伯林の社會事業報告 (Die Wohlfahrtsrichtungen Berlins und seiner Vororte) がそれに當る。英國に於て發行する Charity and Digest には全英國社會事業團體が總て登録されて居り、米國では、Directory of Charitable and Benevolent Organisation を發行し、佛蘭西では Manuel des oeuvres を發行してゐる。

會議によつても、社會事業は綜合せられる。中央會議及地方會議には、全國又は地方より會議



に出席するから、これによつて地方及全國社會事業が綜合せらるべきは明かである。(12) マクリン氏によれば、中央會議の効用は左の如くである。

- (一) 個々の社會事業團體の救助方法、政策及理想の改善。
- (二) 諸團體間の連絡によつて、費用を節減し、かつ、事業の能率を増進する。
- (三) 公私に關はらず、新社會事業の企畫を促し、舊事業の發達を來す。
- (四) 行政部の改良並に新社會立法發布の途を拓く。
- (五) 社會進歩の方案を促進し、將來企畫すべき施設の何なりやを指示する。會議の結果として、社會改良に向つて、將來企圖實施すべき方案の進歩的論理的發達を豫想することができ

る。

- (六) 會議より發行せらるゝ印刷物によつて、社會を教育することができ

- (七) 會議によつて社會事業團體を結合することにより、それ自體責任を感じ、社會交換の機能を營むことができる。

中央會議に於て、會議の結果、討議する題目については、多くの場合、一致の意見に到達するやうになる。會議を組織する方法が當をえて居るならば、參加諸團體の意見を正しく反映することにもなる。會議に参加する人々は多く抽象的な論理の遊戯を弄するのではなく、實際問題につ

て討議するのだから、實行可能のやうな方案を樹立する傾きがある。各事業團體が單獨に設計企畫する場合には、兎角過誤に陥り易いが、會議に於て衆智をあつめるときには、妥當なる方案に達することができる。

會議を有効に運用することは困難であり、有名無實に流れ易いけれども、會議それ自體は、いづれにしても、社會事業の有効な綜合形式であると言はねばならぬ。

財政によつて連合することも亦綜合の一形式である。財政を共通にし、共同募金をなすに至れば一地方及一都市の社會事業團體は連絡をとるにいたる。財政聯合の實を擧ぐる爲めには、會議をしなければならぬから、それによつて、事業經營の方法を齊一にし、従業員の給料を統一し、絶えず調査を遂行し、民衆教化を實行することになる。その上、従業員の能率を高める結果ともなる。募金運動に熟練なる従業員を使用するために、時間と勞力とを浪費する結果となり、また多數の従業員を各團體が何等の連絡なくして募金にまはすと、恰も多數小賣配達人が到るところでかち合ふと同じことになる。ロシエンブツシュ教授によれば、僅かに七十九軒の華客に對し、二十八人の牛乳商が往來し、三百六十三軒に對し、五十七人の牛乳配達夫が三十哩を迂路付きまはる。かくの如く連絡なくして行はるる亂抗状態の如き小賣商業と同じく、連絡なくして行はれる募金は何軒に對し何人といふ運動員が落ち合ひ合ふことにならう。もし、この場合、財政